

資料編

目 次

総 則

1-1-1	北上市防災会議条例	- 469 -
1-5-1	気象情報	- 471 -
1-5-2	災害の記録	- 472 -

2 災害予防計画

2-2-1	自主防災組織の現況	- 509 -
2-2-2	北上市自主防災マイスター認定要領	- 514 -
2-4の2-1	防災行政無線整備状況	- 518 -
2-6の2-1	北上市備蓄計画（主なもの）	- 519 -
2-8-1	消防施設等整備状況（R5.3.31）	- 520 -
2-8-2	水防用備蓄敷材一覧表（水防倉庫）	- 521 -
2-8-3	林野火災消火機材備付状況	- 522 -
2-13-1	重要水防箇所一覧表	- 523 -
2-13-2	樋管、水門箇所一覧表	- 527 -
2-13-3	浸水想定区域内要配慮者利用施設	- 528 -
2-14-1	除雪体制	- 529 -
2-14-2	除雪対策本部	- 533 -
2-15-1	土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表	- 534 -
2-15-2	土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表	- 539 -
2-15-3	土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表	- 542 -
2-17-1	防火対象物数一覧表（消防法第8条）	- 543 -

3 災害応急対策計画

3-1-1	北上市災害対策本部規程	- 544 -
3-1の2-1	岩手県広域防災拠点の利用に関する協定	- 552 -
3-2-1	気象庁震度階級関連解説表	- 555 -
3-2-2	気象予報・警報等伝達系統図	- 559 -
3-2-3	土砂災害警戒情報伝達系統図	- 560 -
3-2-4	地震に関する情報及び火山情報通報伝達系統図	- 561 -
3-2-5	北上川上流洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図	- 562 -
3-2-6	国管理河川水防警報伝達系統図	- 563 -
3-2-7	火災気象通報・火災警報伝達系統図	- 564 -
3-2-8	気象警報発表基準等	- 565 -
3-3-1	災害時における災害情報等の放送に関する協定書（北上ケーブルテレビ）	- 567 -
3-3-2	災害時における緊急放送等に関する協定書（コミュニティFM）	- 570 -
3-4-1	被害状況判定基準	- 572 -
3-4-2	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書	- 574 -
3-5-1	災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）	- 576 -
3-6-1	災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書	- 578 -
3-6-2	ヘリポートの設置基準	- 580 -
3-6-3	ヘリポートの現況	- 584 -
3-6-4	大規模災害に備えた燃料の確保に関する協定	- 585 -

3-9-1	相互応援協定の締結状況	- 587 -
3-9-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	- 590 -
3-13-1	災害救助法による救助の種類、程度、期間等	- 593 -
3-14-1	一時避難場所	- 597 -
3-14-2	震災時第1次避難所	- 598 -
3-14-3	震災時第2次避難所	- 599 -
3-14-4	風水害時第1次避難所	- 602 -
3-14-5	風水害時第2次避難所	- 603 -
3-14-6	指定緊急避難場所一覧	- 605 -
3-14-7	指定避難所一覧	- 611 -
3-14-8	指定福祉避難所一覧	- 615 -
3-14-9	協定福祉避難所一覧	- 616 -
3-14-10	消防団避難誘導等担当区域表	- 618 -
3-15-1	災害医療救護に関する協定書(北上医師会)	- 619 -
3-15-2	災害時医療救護に関する協定書(北上市薬剤師会)	- 622 -
3-16-1	支給物資	- 625 -
3-16-2	災害時における支援協力に関する協定書	- 626 -
3-16-3	災害時における物資供給に関する協定書	- 628 -
3-16-4	災害時における物資の供給に関する協定書(バイタルネット)	- 631 -
3-16-5	災害時における飲料の確保に関する協定書(みちのくコカ・コーラボトリング)	- 636 -
3-16-5	災害時における物資供給に関する協定書(ユニバース)	- 640 -
3-20-1	一般廃棄物処理業者一覧表(処理業者)	- 646 -
3-20-2	一般廃棄物処理施設(ごみ処理)	- 647 -
3-20-3	一般廃棄物処理業者一覧表(し尿収集委託業者)	- 648 -
3-20-4	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	- 649 -
3-20-5	一般廃棄物処理施設(し尿処理)	- 651 -
3-20-6	障害物除去機械保有業者一覧表	- 652 -
3-26-1	災害時電力設備復旧に関する協定	- 653 -
3-26-2	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	- 656 -
3-26-3	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書	- 658 -
3-26-4	災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書	- 660 -
4	災害復旧・復興計画	
4-2-1	災害復興住宅資金	- 663 -
4-2	生活の安定確保計画	- 663 -
4-2-2	生活福祉資金	- 664 -
4-2-3	災害援護資金	- 664 -
5	附属資料	
5-1-1	地震被害想定調査結果(平成9年度実施:岩手県)	- 665 -
5-1-2	津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査(平成15~16年度実施:岩手県)	- 668 -
5-1-3	北上市業務継続計画	- 672 -

総 則

1-1-1 北上市防災会議条例

北上市防災会議条例

平成3年4月1日

条例第167号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、北上市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北上市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 北上市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に、事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 北上地区消防組合消防長及び北上市消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が特に必要と認めて委嘱する者

6 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員の数は、それぞれ若干人とする。

7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

1-1-1 北上市防災会議条例

その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、北上市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

1-5-1 気象情報

年	降水量(mm)		気温(℃)			風速(m/s)		日照時間 (h)	降雪の 合計 (寒候年 ・cm)
	合計	最大 (日)	平均	最高	最低	平均	最大		
2004	1457	90	11.7	34.5	-8.5	1.2	8	1395.9	344
2005	1508	119	10.8	35.8	-10.4	1.2	7	1394.9	470
2006	1366	66	11.0	34.9	-13.2	1.3	7	1350.6	471
2007	1518	153	11.5	36.5	-6.4	1.4	8	1665.7	188
2008	1128.5	74.5	11.3	33.4	-14.3	1.4	8	1619.0	342
2009	1316.0	51.5	11.5	33.1	-7.3	1.4	8.6	1515.9	305
2010	1536.5	64.0	11.8	36.4	-11.4	1.2	7.6	1448.9	424
2011	1317.5	107.0	11.3	35.7	-11.0	1.3	9.2	1549.3	394
2012	1261.5	83.0	11.3	35.8	-12.7	1.3	8.3	1584.3	392
2013	1589.0	71.5	11.2	33.5	-11.1	1.3	8.7	1457.9	440
2014	1563.5	71.5	11.2	34.2	-10.2	1.3	7.1	1673.4	475
2015	1299.0	85.0	12.3	35.9	-7.5	1.4	7.3	1761.9	343
2016	1233.5	67.0	11.9	34.4	-7.9	1.3	7.9	1628.8	169
2017	1360.5	70.0	11.3	35.4	-11.8	1.3	8.8	1537.2	275
2018	1306.5	85.0	11.7	35.7	-11.4	1.2	8.4	1633.0	346
2019	1229.5	90.5	11.9	37.0	-8.0	1.3	9.0	1707.5	218
2020	1554.0	91.0	12.1	36.2	-9.2	1.2	8.7	1431.8	106
2021	1392.5	62.5	11.9	36.6	-14.7	1.3	8.3	1454.7	390
2022	1384.5	51.5	11.7	35.1	-11.8	1.1	7.8	1612.6	411

1-5-2 災害の記録

1-5-2 災害の記録

(1) 火 災

発生日月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
明治2年5月6日 午後2時00分頃	鬼柳村新町	16軒
明治2年6月2日	鬼柳村お仮屋（お仮屋より出火）	19軒
明治2年	黒沢尻新町～本町	約20戸
明治2年	黒沢尻町せきばた（現本通り一丁目）	戸数不明（全長約150m）
明治6年7月10日 午後4時00分頃	黒沢尻町川岸（漆黒寺炎上）	寺の建物 7棟
明治24年4月25日	黒沢尻町上川岸	17戸
明治24年5月15日 昼 頃	相去村	120戸
明治24年5月18日 午後2時00分頃	黒沢尻町中川岸 北上川を超え立花村に飛び火延焼	126戸 船60数艘
明治24年11月	黒沢尻町下川岸	10数戸のうち6戸を残して全部焼失
明治25年4月8日	相去村	ほとんど焦土と化した
明治26年（冬）	黒沢尻町諏訪町	5戸
明治26年4月	黒沢尻町花屋町	
明治29年	黒沢尻町川岸	80余戸 船40艘焼失
明治31年1月7日 午後2時35分頃	黒沢尻町天神 黒沢尻小学校川岸分校含む	全焼18戸 半焼1戸 土蔵1棟 小屋3棟
明治32年4月8日 午後11時00分頃	鬼柳村 鬼柳小学校含む	36戸
明治40年5月17日 午前0時30分頃	黒沢尻町山田 江釣子村北鬼柳に延焼	黒沢尻町4戸16棟 江釣子村3戸15棟
明治41年5月19日 午後9時00分頃	黒沢尻町新町	6棟
大正3年	黒沢尻町諏訪町（通称 電気火事） 電灯のともったのを祝って打ち上げた花火が原因	10数棟
大正4年4月26日 午後2時00分頃	鬼柳村	3戸
大正6年5月26日 午後5時00分頃	更木村	4戸10棟、土蔵3棟
大正9年3月18日 午後2時30分頃	鬼柳村本町	4戸12棟
大正9年5月30日 午後11時30分頃	相去村下組	11戸24棟
大正9年5月19日	江釣子村上江釣子（塚）に大火	
大正9年12月3日 午後2時00分頃	黒沢尻町せきばた	36戸70棟余り (67,500㎡)
大正11年12月7日	黒沢尻本町 漏電が原因	警察署

発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
大正14年4月 午前10時30分頃	飯豊村村崎野	2戸11棟
大正14年11月24日 午後9時50分頃	黒沢尻町新町 黒沢尻菓子種株式会社から出火	3戸14棟
昭和2年4月24日 午後11時30分頃	鬼柳村下鬼柳 消防手8名が火傷を負う	3戸
昭和4年4月24日 午後2時40分頃	鬼柳村上鬼柳	3戸15棟
昭和4年11月27日 午前3時30分頃	二子村中島	2戸6棟
昭和6年1月31日 午後0時20分頃	相去村 相去小学校全焼	校舎全焼
昭和7年5月7日 午後0時30分頃	二子村上瀬内場	3戸8棟
昭和8年2月17日 午前9時30分頃	黒沢尻町花屋町 3名が負傷	全焼4戸2棟 半焼1戸1棟
昭和8年10月11日 午後3時00分頃	鬼柳村 3件の火災が有りすべて放火と断定	2戸7棟 小屋1棟
昭和8年12月7日 午後10時00分頃	二子村オノ羽々	4戸12棟
昭和10年3月21日 午前4時50分頃	二子村小鳥崎	2戸8棟
発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
昭和11年9月19日 午前2時40分頃	立花村沢野	2戸11棟
昭和14年6月7日 昼頃	鬼柳村 鬼柳小学校全焼	校舎全焼
昭和15年8月21日	相去村	9戸
昭和17年4月20日	二子村宿 ろう火が原因 強風で水利なく、更木・藤巻部落に飛火。 発見早く小火で消しとめる。	12戸
昭和19年5月26日 昼頃	相去村川口 屋根替のため屋根裏に堤灯を取り付け作業 中薫に延焼	9戸
昭和21年11月28日	黒沢尻町若宮町	全焼2棟 半焼1棟
昭和24年3月12日	黒沢尻町上野町	全焼1戸5棟 半焼1戸

1-5-2 災害の記録

発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
昭和28年4月16日	江釣子村下江釣子（野中）に大火	全・半焼22世帯 損害額 20,796千円
昭和31年4月8日 午前1時00分頃	和賀町岩崎宿	住家 10棟 非住家 8棟
昭和31年5月31日 午後7時40分頃	黒沢尻町幸町 私立黒沢尻女子学園540 m ² 焼失 電気アイロンの過熱	校舎1棟 負傷者2名 損害額 3,700千円
昭和32年3月23日 午後1時40分頃	黒沢尻町幸町 県立黒沢尻工業高校寄宿舎957 m ² 焼失 煙草火の不始末 風速 1 m	寄宿舎4棟全焼 1棟半焼 損害額 6,480千円
昭和34年2月22日 午後11時35分頃	黒沢尻町字町分19地割120 岩手合板(株)3,200m ² 焼失 溶接機のスパーク 風速 1m	14棟 負傷者3名 損害額 83,675千円
昭和34年4月4日 午前10時18分頃	二子町秋子沢13 北上北中学校1,100m ² 焼失 固定煙突の火の粉が原因 風速 20m	校舎 半焼1棟 民家 1戸2棟 民有林 3ha 損害額 校舎8,655千円 民家 139千円
昭和35年3月6日 午後10時00分頃	和賀町里小屋 炭火が原因	8棟
昭和40年5月12日 午後1時19分頃	黒沢尻町下川岸 強風のため、立花に飛び火 焼失面積3,109m ²	全焼20戸45棟、半焼1棟 林野0.2ha 損害額26,930千円
昭和40年6月10日 午前1時00分頃	和賀町切留	住家 全焼19棟 半焼2棟 非住家 全焼16棟 山林0.2ha
昭和43年2月6日 午前2時00分頃	本石町一丁目6番71 黒沢尻西小学校5,851m ² 焼失	校舎3棟全焼 損害額82,230千円
昭和45年12月1日 午前1時55分頃	熊谷製材所1,300m ² 焼失 モーターの過熱	全焼6棟 損害額23,348千円
昭和46年8月21日	村立江釣子第2小学校全焼 焼失面積1,702m ²	損害額59,100千円
昭和48年7月12日 午後3時46分頃	原産業(株)北上工場1,100m ² 焼失 塗装装置のスパーク	全焼3棟 損害額37,516千円
昭和53年5月5日 午前11時45分頃	稲瀬町字岩脇 山林5.5ha 焼失	市有林3.8ha 民有林1.7ha 損害額 市有林3,872千円 民有林 85千円
昭和54年3月8日 午後9時15分頃	飯豊町字村崎野24地割19 黒沢尻工業高校3,714m ² 焼失	校舎半焼 損害額70,944千円

発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
昭和55年11月11日 午後9時00分頃	本石町一丁目 プロパンガス火災	全焼7棟 部分焼8棟 り災世帯12世帯 死者1名 損害額68,350千円
昭和60年7月27日 午後6時05分頃	口内町字新町 ガスコンロ	住家 全焼5棟 非住家 全焼6棟 部分焼1棟 り災世帯5世帯 損害額 35,236千円
平成5年4月18日 午後1時30分頃	立花29地割25 たき火の飛び火により山林焼失	山林7.7ha 損害額 5,589千円
平成8年8月12日 午前2時50分頃	大曲町3番	全焼3棟 部分焼1棟
平成8年12月28日 午前9時30分頃	大通り二丁目 煙草火の不始末	全焼2棟 半焼1棟
平成10年4月7日	飯豊町23地割11-1	全焼1棟 半焼2棟
平成10年5月6日 午後10時15分頃	和賀町媒孫14地割68 育苗ハウス焼失	全焼1棟
平成10年9月4日	北上市里分	全焼2棟 部分焼1棟
平成15年10月27日	北上市新穀町 菊池屋旅館	全焼2棟 部分焼2棟
平成23年12月4日	口内町養鶏場の火災	非住家5棟
平成27年1月10日	花園町の共同住宅火災	全焼2棟 半焼1棟 死者1名 負傷者1名
平成29年12月27日	立花地内の住宅兼作業所火災	全焼2棟 部分焼3棟 死者2名 負傷者2名

1-5-2 災害の記録

(2) 風水害

① 旧北上市

災害発生年月日	災害名	災害内容																															
昭和22年7月20日 ～7月23日	大雨	<p>県下各地で大雨。 東北地方では、高気圧の緑辺部にあたり、シベリア方面からの前線の南下とあいまって、20日から23日にかけて大雨となった。 黒沢尻以南の国道すじの耕地は、30～40cm冠水した。 水害量水標最高水位（量水標位置；相去村字相去＝北上川） 7月24日13時 5.80m ※既往最大水位 明治42年4月7日 7.05m (警戒水位 2.50m)</p>																															
昭和22年7月29日 ～8月3日	大雨	<p>県下各地で大雨。各河川氾濫。 東北地方は高気圧の緑辺となり、北から前線が南下してきたため、7月29日から8月3日にかけて大雨となった。 日雨量（観測地点；黒沢尻町）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>7月31日</th> <th>8月1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.3</td> <td>102.6</td> <td>36.8</td> <td>9.4</td> <td>153.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>水害量水標最高水位（北上川） 8月3日20時 6.40m</p>	7月31日	8月1日	2日	3日	計	4.3	102.6	36.8	9.4	153.1																					
7月31日	8月1日	2日	3日	計																													
4.3	102.6	36.8	9.4	153.1																													
昭和22年9月15日 ～9月16日	カスリン台風	<p>本州の南海上にできていた温暖前線は台風の北上につれて次第に活発化し、大雨を降らせながら北上した。台風は15日夜房総半島の先端をかすめ、16日には三陸沖に去ったが、東北地方は11日から大雨が続き14日、15日は台風の接近により特に強く降った。被害は次のとおりである。 日雨量 (単位：mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>12日</th> <th>13日</th> <th>14日</th> <th>15日・16日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29.2</td> <td>不明</td> <td>119.8</td> <td>231.3</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>水害量水標最高水位 9月16日 6.80m 被害状況（和賀郡内・・・和賀地方事務所調）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td> <td></td> <td>死者 6人、負傷者 3人 流失 14戸、全壊 6戸</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>半壊 38戸、床上浸水1,599戸 床下浸水1,432戸、 非住家の被害 81戸</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td></td> <td>水稻冠水 3,280.9ha、 畑作物冠水 1,141.9ha</td> </tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td> <td></td> <td>水田埋没 381.8ha 畑埋没 352.1ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td></td> <td>堤防決壊 91ヶ所・2,898m 道路埋没 26ヶ所・2,857m 道路流失 89ヶ所・8,068m 橋梁流出 95ヶ所・1,141m 橋梁破損 23ヶ所・126m</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td></td> <td>木材流出 14,020石 林道の被害 2,990m</td> </tr> </tbody> </table>	12日	13日	14日	15日・16日	計	29.2	不明	119.8	231.3	—	区分	被害金額(千円)	被害数量等	人的被害		死者 6人、負傷者 3人 流失 14戸、全壊 6戸	住家被害		半壊 38戸、床上浸水1,599戸 床下浸水1,432戸、 非住家の被害 81戸	農作物等被害		水稻冠水 3,280.9ha、 畑作物冠水 1,141.9ha	農地農業施設被害		水田埋没 381.8ha 畑埋没 352.1ha	土木施設被害		堤防決壊 91ヶ所・2,898m 道路埋没 26ヶ所・2,857m 道路流失 89ヶ所・8,068m 橋梁流出 95ヶ所・1,141m 橋梁破損 23ヶ所・126m	林業関係被害		木材流出 14,020石 林道の被害 2,990m
12日	13日	14日	15日・16日	計																													
29.2	不明	119.8	231.3	—																													
区分	被害金額(千円)	被害数量等																															
人的被害		死者 6人、負傷者 3人 流失 14戸、全壊 6戸																															
住家被害		半壊 38戸、床上浸水1,599戸 床下浸水1,432戸、 非住家の被害 81戸																															
農作物等被害		水稻冠水 3,280.9ha、 畑作物冠水 1,141.9ha																															
農地農業施設被害		水田埋没 381.8ha 畑埋没 352.1ha																															
土木施設被害		堤防決壊 91ヶ所・2,898m 道路埋没 26ヶ所・2,857m 道路流失 89ヶ所・8,068m 橋梁流出 95ヶ所・1,141m 橋梁破損 23ヶ所・126m																															
林業関係被害		木材流出 14,020石 林道の被害 2,990m																															

災害発生年月日	災害名	災害内容																																					
昭和23年9月15日 ～9月17日	アイオン台風	<p>アイオン台風の接近に伴い、岩手でも15日夜から雨が降りだし、16日の午後には県下全般にもものすごい豪雨となり、各河川は増水し、カスリン台風を上回る大水害となった。被害は次のとおりである。</p> <p>日雨量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15日</th> <th>16日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11.2</td> <td>154.6</td> <td>165.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>水害量水標最高水位（北上川） 9月17日4時 7.30m（※16日12時現在水位0.98m） 冠水時間 二子地区 41時間 被害状況（和賀郡内・・・和賀地方事務所調）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額 (千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td> <td></td> <td>死者 5名、負傷者 3人、 行方不明 1人</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>流失 15戸、床上浸水 505戸、 床下浸水 703戸</td> </tr> <tr> <td>農作物等 被害</td> <td></td> <td>水稲被害面積1,541.4ha、 黒沢尻町 44.4ha、鬼柳村234.6ha 飯豊村 79.1ha、二子村169.6ha 更木村 58.8ha、立花村77.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	15日	16日	計	11.2	154.6	165.8	区分	被害金額 (千円)	被害数量等	人的被害		死者 5名、負傷者 3人、 行方不明 1人	住家被害		流失 15戸、床上浸水 505戸、 床下浸水 703戸	農作物等 被害		水稲被害面積1,541.4ha、 黒沢尻町 44.4ha、鬼柳村234.6ha 飯豊村 79.1ha、二子村169.6ha 更木村 58.8ha、立花村77.2ha																			
15日	16日	計																																					
11.2	154.6	165.8																																					
区分	被害金額 (千円)	被害数量等																																					
人的被害		死者 5名、負傷者 3人、 行方不明 1人																																					
住家被害		流失 15戸、床上浸水 505戸、 床下浸水 703戸																																					
農作物等 被害		水稲被害面積1,541.4ha、 黒沢尻町 44.4ha、鬼柳村234.6ha 飯豊村 79.1ha、二子村169.6ha 更木村 58.8ha、立花村77.2ha																																					
昭和30年6月24日 ～6月25日	大雨	<p>日雨量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>24日</th> <th>25日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>82</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>出水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>警戒水位</th> <th>最高出水位</th> <th>日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川：黒沢尻町・珊瑚橋</td> <td>3.90m</td> <td>5.17m</td> <td>26日5時</td> </tr> <tr> <td>北上川：黒沢尻町・男山</td> <td>3.00m</td> <td>5.26m</td> <td>26日5時</td> </tr> <tr> <td>北上川：鬼柳町・九年橋</td> <td>2.00m</td> <td>3.35m</td> <td>26日2時</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額 (千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害 非住家</td> <td>560</td> <td>床上浸水 15戸、床下浸水 45戸、 浸水 5戸</td> </tr> <tr> <td>農作物等 被害</td> <td>5,649</td> <td>水稲冠水 105ha 畑作物等冠水 268ha</td> </tr> <tr> <td>農地農業 施設被害</td> <td>4,400</td> <td>水田 2ha、畑 22ha、 水路 5ヶ所、溜池 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>土木施設 被害</td> <td></td> <td>北上川堤防決壊 1ヶ所、 黒沢川護岸決壊 3ヶ所、 広瀬川護岸決壊 8ヶ所、 道路面流失 450m、 橋梁流失 2ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	24日	25日	計	28	82	110	位置	警戒水位	最高出水位	日時	北上川：黒沢尻町・珊瑚橋	3.90m	5.17m	26日5時	北上川：黒沢尻町・男山	3.00m	5.26m	26日5時	北上川：鬼柳町・九年橋	2.00m	3.35m	26日2時	区分	被害金額 (千円)	被害数量等	住家被害 非住家	560	床上浸水 15戸、床下浸水 45戸、 浸水 5戸	農作物等 被害	5,649	水稲冠水 105ha 畑作物等冠水 268ha	農地農業 施設被害	4,400	水田 2ha、畑 22ha、 水路 5ヶ所、溜池 1ヶ所	土木施設 被害		北上川堤防決壊 1ヶ所、 黒沢川護岸決壊 3ヶ所、 広瀬川護岸決壊 8ヶ所、 道路面流失 450m、 橋梁流失 2ヶ所
24日	25日	計																																					
28	82	110																																					
位置	警戒水位	最高出水位	日時																																				
北上川：黒沢尻町・珊瑚橋	3.90m	5.17m	26日5時																																				
北上川：黒沢尻町・男山	3.00m	5.26m	26日5時																																				
北上川：鬼柳町・九年橋	2.00m	3.35m	26日2時																																				
区分	被害金額 (千円)	被害数量等																																					
住家被害 非住家	560	床上浸水 15戸、床下浸水 45戸、 浸水 5戸																																					
農作物等 被害	5,649	水稲冠水 105ha 畑作物等冠水 268ha																																					
農地農業 施設被害	4,400	水田 2ha、畑 22ha、 水路 5ヶ所、溜池 1ヶ所																																					
土木施設 被害		北上川堤防決壊 1ヶ所、 黒沢川護岸決壊 3ヶ所、 広瀬川護岸決壊 8ヶ所、 道路面流失 450m、 橋梁流失 2ヶ所																																					

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																		
昭和32年7月7日 ～7月8日	大雨	<p>県下各地で大雨。家屋浸水、田畑冠水、橋流失等の被害が発生した。</p> <p>日雨量 (単位: mm)</p> <table border="1" data-bbox="579 309 1078 394"> <thead> <tr> <th>7日</th> <th>8日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82</td> <td>74</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table> <p>8日 8時40分 鬼柳中学校後斜面、降雨のため崩壊する。 13時00分 黒沢川堤防決壊の危険の報あり。 (土地改良区10数名で補強作業) 19時30分 新穀町裏(黒沢尻小前)広瀬川増水し、床下浸水</p>	7日	8日	計	82	74	156												
7日	8日	計																		
82	74	156																		
昭和32年8月5日 ～8月6日	大雨	<p>県中央内陸部で大雨。北上川支流各河川氾濫。家屋、田畑に被害が発生した。</p> <p>黒沢川、広瀬川が氾濫したため、黒沢尻町の中心部において家屋の浸水被害が多発し、また、村部においても地域の中小河川の氾濫により家屋等に被害をもたらした。</p> <p>日雨量 8月5日 191mm、単位時間雨量 55mmを記録。</p> <p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="579 831 1538 1357"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>半壊 2棟、床上浸水 112等 床下浸水 466棟</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>72,500</td> <td>水稻冠水 825.1ha 畑作物等冠水 58.4ha</td> </tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td> <td>17,760</td> <td>水路 24ヶ所・2,300m、 落差工 2ヶ所、井堰 3ヶ所 頭首工 2ヶ所、 農道 1ヶ所・14m、 農地 9ヶ所・14.9ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td></td> <td>農道決壊・流失 32ヶ所</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>96,059</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害		半壊 2棟、床上浸水 112等 床下浸水 466棟	農作物等被害	72,500	水稻冠水 825.1ha 畑作物等冠水 58.4ha	農地農業施設被害	17,760	水路 24ヶ所・2,300m、 落差工 2ヶ所、井堰 3ヶ所 頭首工 2ヶ所、 農道 1ヶ所・14m、 農地 9ヶ所・14.9ha	土木施設被害		農道決壊・流失 32ヶ所	被害総額	96,059	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																		
住家被害		半壊 2棟、床上浸水 112等 床下浸水 466棟																		
農作物等被害	72,500	水稻冠水 825.1ha 畑作物等冠水 58.4ha																		
農地農業施設被害	17,760	水路 24ヶ所・2,300m、 落差工 2ヶ所、井堰 3ヶ所 頭首工 2ヶ所、 農道 1ヶ所・14m、 農地 9ヶ所・14.9ha																		
土木施設被害		農道決壊・流失 32ヶ所																		
被害総額	96,059																			
昭和33年9月17日 ～9月18日	台風21号	<p>岩手県では、17日午後から雨が降りだし、18日日中はかなりの強雨が続いた。各河川は増水し、18日正午には北上川洪水注意報が発表され、各所で浸水、冠水被害が発生した。</p> <p>日雨量 9月17日 138mm ※連続雨量 17日13時～18日16時 128.1mm</p> <p>出水位</p> <table border="1" data-bbox="579 1630 1538 1756"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>警戒水位</th> <th>最高出水位</th> <th>日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川・珊瑚橋</td> <td>3.90m</td> <td>5.6m</td> <td>19日 4時</td> </tr> <tr> <td>北上川・九年橋</td> <td>2.00</td> <td>2.3</td> <td>19日 17時</td> </tr> </tbody> </table> <p>9月18日 7時15分 暴風警報発令 13時03分 北上市洪水注意報(第1号)、各所で氾濫 18時00分 北上川水位4.9m、警戒水位1mを突破 20時10分 北上川周辺洪水注意報(第1号) 20時20分 更木町舟渡地区、冠水状態 20時23分 黒沢尻町、新穀町浸水</p>	位置	警戒水位	最高出水位	日時	北上川・珊瑚橋	3.90m	5.6m	19日 4時	北上川・九年橋	2.00	2.3	19日 17時						
位置	警戒水位	最高出水位	日時																	
北上川・珊瑚橋	3.90m	5.6m	19日 4時																	
北上川・九年橋	2.00	2.3	19日 17時																	

災害発生年月日	災害名	災害内容																					
		<p>22時45分 洪水注意報（第2号） 9月19日2時35分 更木町舟渡浸水、二子町宿も危険状態。 被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額（千円）</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>460</td> <td>半壊 1棟、床上浸水 30棟、 床下浸水160棟</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>7,205</td> <td>水路 36ヶ所・1,468m、 頭首工6ヶ所、橋梁 1ヶ所 湿地 1ヶ所、 農地 4ヶ所、4.95ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td></td> <td>道路決壊 25ヶ所・465.5m、 橋梁 7ヶ所、 河川 2ヶ所・220m</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>141,748</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額（千円）	被害数量等	住家被害	460	半壊 1棟、床上浸水 30棟、 床下浸水160棟	農作物等被害	7,205	水路 36ヶ所・1,468m、 頭首工6ヶ所、橋梁 1ヶ所 湿地 1ヶ所、 農地 4ヶ所、4.95ha	土木施設被害		道路決壊 25ヶ所・465.5m、 橋梁 7ヶ所、 河川 2ヶ所・220m	被害総額	141,748							
区分	被害金額（千円）	被害数量等																					
住家被害	460	半壊 1棟、床上浸水 30棟、 床下浸水160棟																					
農作物等被害	7,205	水路 36ヶ所・1,468m、 頭首工6ヶ所、橋梁 1ヶ所 湿地 1ヶ所、 農地 4ヶ所、4.95ha																					
土木施設被害		道路決壊 25ヶ所・465.5m、 橋梁 7ヶ所、 河川 2ヶ所・220m																					
被害総額	141,748																						
昭和34年9月26日 ～9月27日	伊勢湾台風 (台風15号)	県下で暴風雨。口内町を中心に家屋、果樹（りんご）に被害が発生した。																					
昭和36年9月16日 ～9月17日	第2室戸台風 (台風18号)	9月16日夜半に、市の上空を通過した超大型の第2室戸台風は、約5時間にも及び荒れ狂い、民家、作物、森林、果樹（りんご）に約1億7千万もの被害をもたらした。																					
昭和40年7月14日 ～7月15日	大雨	<p>和賀川流域に豪雨。7月14日夜半から午前中にかけて125mmの集中豪雨があり、黒沢川、飯豊皮、口内川、田合田川などの河川が氾濫し、市内全域にわたって被害が発生した。 日雨量（単位：mm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>14日</th> <th>15日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88</td> <td>37</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額（千円）</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家以外建物被害</td> <td>1,260</td> <td>床上浸水 6棟、 床下浸水 69棟</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>17,930</td> <td>水稲・畑作物等冠水 252.2ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td>2,000</td> <td>道路損壊 10ヶ所 橋梁流出 4ヶ所 水路護岸決壊 1ヶ所 がけ崩壊 2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>21,190</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	14日	15日	計	88	37	125	区分	被害金額（千円）	被害数量等	住家以外建物被害	1,260	床上浸水 6棟、 床下浸水 69棟	農作物等被害	17,930	水稲・畑作物等冠水 252.2ha	土木施設被害	2,000	道路損壊 10ヶ所 橋梁流出 4ヶ所 水路護岸決壊 1ヶ所 がけ崩壊 2ヶ所	被害総額	21,190	
14日	15日	計																					
88	37	125																					
区分	被害金額（千円）	被害数量等																					
住家以外建物被害	1,260	床上浸水 6棟、 床下浸水 69棟																					
農作物等被害	17,930	水稲・畑作物等冠水 252.2ha																					
土木施設被害	2,000	道路損壊 10ヶ所 橋梁流出 4ヶ所 水路護岸決壊 1ヶ所 がけ崩壊 2ヶ所																					
被害総額	21,190																						

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																		
昭和40年9月10日 ～9月11日	台風23号 (強風)	9月10日の夕方から夜半にかけて台風23号が襲来し、瞬間最大風速25mを記録。市内全域にわたって、りんごに被害が発生した。(りんごの落果、28,500箱、被害額 14,250千円)																		
昭和40年9月17日 ～9月18日	台風24号	9月17日夜半から18日朝にかけて台風24号が襲来し、降雨量46mm、瞬間最大風速20.6mを記録。市内全域にわたって、農作物に被害が発生した。 (水稲倒伏 30ha、りんごの落果 80t、被害額7,000千円)																		
昭和41年6月28日 ～6月29日	台風4号 (大雨)	6月28日の夕方から29日朝方にかけて台風4号が襲来し、降雨量95.5mmを記録。市内全域にわたって、住家の浸水、田畑の冠水、道路の損壊等の被害をもたらす。 被害状況 <table border="1" data-bbox="579 674 1540 1164"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>1,100</td> <td>床上浸水 6棟、床下浸水 211棟</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td></td> <td>水稲冠水 358ha、 畑作物等冠水 2ha 葉たばこ 21ha、桑 10ha、 りんご落果被害 13ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td></td> <td>道路決壊 9ヶ所、 橋梁流出 4ヶ所 水路決壊 7ヶ所 溜池決壊 2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>580</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>46,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	1,100	床上浸水 6棟、床下浸水 211棟	農作物等被害		水稲冠水 358ha、 畑作物等冠水 2ha 葉たばこ 21ha、桑 10ha、 りんご落果被害 13ha	土木施設被害		道路決壊 9ヶ所、 橋梁流出 4ヶ所 水路決壊 7ヶ所 溜池決壊 2ヶ所	その他	580		被害総額	46,000	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																		
住家被害	1,100	床上浸水 6棟、床下浸水 211棟																		
農作物等被害		水稲冠水 358ha、 畑作物等冠水 2ha 葉たばこ 21ha、桑 10ha、 りんご落果被害 13ha																		
土木施設被害		道路決壊 9ヶ所、 橋梁流出 4ヶ所 水路決壊 7ヶ所 溜池決壊 2ヶ所																		
その他	580																			
被害総額	46,000																			
昭和41年9月24日 ～9月25日	台風26号 (大雨)	台風26号が襲来し、9月24日115mmの降雨量を記録、下口内稲瀬、黒岩など河東地区で住家の破損、浸水、水田の冠水、稲の倒伏、りんごの落果等の被害が発生した。 被害状況 <table border="1" data-bbox="579 1478 1540 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>1,100</td> <td>床上浸水 1棟、床下浸水 11棟 屋根半壊 4棟</td> </tr> <tr> <td>住家以外建物被害</td> <td></td> <td>損壊 12棟</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td></td> <td>水稲冠水 37ha、水稲倒伏643ha りんご落果被害 23ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設</td> <td></td> <td>道路決壊 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>16,335</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	1,100	床上浸水 1棟、床下浸水 11棟 屋根半壊 4棟	住家以外建物被害		損壊 12棟	農作物等被害		水稲冠水 37ha、水稲倒伏643ha りんご落果被害 23ha	土木施設		道路決壊 1ヶ所	被害総額	16,335	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																		
住家被害	1,100	床上浸水 1棟、床下浸水 11棟 屋根半壊 4棟																		
住家以外建物被害		損壊 12棟																		
農作物等被害		水稲冠水 37ha、水稲倒伏643ha りんご落果被害 23ha																		
土木施設		道路決壊 1ヶ所																		
被害総額	16,335																			

災害発生年月日	災害名	災害内容																								
昭和42年6月5日	集中豪雨	<p>6月5日午後3時45分頃から約2時間にわたって雷雨を伴う集中豪雨があり、口内をはじめ黒岩、立花、稲瀬、更木地区において住家の浸水、水田の流失、冠水、道路の決壊等の被害が発生した。 口内地区では2時間に140～150mmの降雨があったものと推測される。 被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>1,970</td> <td>床上浸水 24棟、床下浸水 57棟</td> </tr> <tr> <td>住家以外建物被害</td> <td>4,034</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>289,346</td> <td>水稻冠水 93ha、 果樹・野菜雹害 183ha</td> </tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td> <td></td> <td>水田流失埋没 256ha 溜池決壊 10ヶ所</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td>37,750</td> <td>道路決壊 85ヶ所、 橋梁流出 35ヶ所 水路決壊 77ヶ所 溜池決壊 114ヶ所</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>333,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	1,970	床上浸水 24棟、床下浸水 57棟	住家以外建物被害	4,034		農作物等被害	289,346	水稻冠水 93ha、 果樹・野菜雹害 183ha	農地農業施設被害		水田流失埋没 256ha 溜池決壊 10ヶ所	林業関係被害			土木施設被害	37,750	道路決壊 85ヶ所、 橋梁流出 35ヶ所 水路決壊 77ヶ所 溜池決壊 114ヶ所	被害総額	333,100	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																								
住家被害	1,970	床上浸水 24棟、床下浸水 57棟																								
住家以外建物被害	4,034																									
農作物等被害	289,346	水稻冠水 93ha、 果樹・野菜雹害 183ha																								
農地農業施設被害		水田流失埋没 256ha 溜池決壊 10ヶ所																								
林業関係被害																										
土木施設被害	37,750	道路決壊 85ヶ所、 橋梁流出 35ヶ所 水路決壊 77ヶ所 溜池決壊 114ヶ所																								
被害総額	333,100																									
昭和46年7月3日	大雨	<p>日本海低気圧による梅雨前線の活動が活発になり、7月3日県下全般に大雨が降った。被害は次のとおりである。 日雨量7月3日 71mm 被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>床上浸水 12棟</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td></td> <td>水稻冠水 82.5ha、</td> </tr> <tr> <td>水産施設</td> <td>500</td> <td>養鯉場冠水 0.5ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td>3,094</td> <td>道路決壊 2ヶ所 水路決壊 2ヶ所 建設省所管土木施設被害 (2,039千円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害		床上浸水 12棟	農作物等被害		水稻冠水 82.5ha、	水産施設	500	養鯉場冠水 0.5ha	土木施設被害	3,094	道路決壊 2ヶ所 水路決壊 2ヶ所 建設省所管土木施設被害 (2,039千円)									
区分	被害金額(千円)	被害数量等																								
住家被害		床上浸水 12棟																								
農作物等被害		水稻冠水 82.5ha、																								
水産施設	500	養鯉場冠水 0.5ha																								
土木施設被害	3,094	道路決壊 2ヶ所 水路決壊 2ヶ所 建設省所管土木施設被害 (2,039千円)																								

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																						
昭和46年7月7日 ～7月9日	大雨	<p>7月8日から9日にかけて梅雨前線の活発化に伴い、農作物を中心に被害を受けた。</p> <p>日雨量</p> <table border="1" data-bbox="579 349 1422 432"> <thead> <tr> <th>7日</th> <th>8日</th> <th>9日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>29</td> <td>2</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="579 472 1541 835"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>1,970</td> <td>床上浸水 1棟</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>5,785</td> <td>水稻冠水 6ha、 畑作物冠水14.5ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td>36,475</td> <td>道路決壊 1ヶ所、 水路決壊 4ヶ所 頭首工損壊1ヶ所 建設省所管土木施設被害 (21,175千円)</td> </tr> </tbody> </table>			7日	8日	9日	計	30	29	2	61	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	1,970	床上浸水 1棟	農作物等被害	5,785	水稻冠水 6ha、 畑作物冠水14.5ha	土木施設被害	36,475	道路決壊 1ヶ所、 水路決壊 4ヶ所 頭首工損壊1ヶ所 建設省所管土木施設被害 (21,175千円)
7日	8日	9日	計																					
30	29	2	61																					
区分	被害金額(千円)	被害数量等																						
住家被害	1,970	床上浸水 1棟																						
農作物等被害	5,785	水稻冠水 6ha、 畑作物冠水14.5ha																						
土木施設被害	36,475	道路決壊 1ヶ所、 水路決壊 4ヶ所 頭首工損壊1ヶ所 建設省所管土木施設被害 (21,175千円)																						
昭和47年9月16日 ～9月17日	台風20号 (大雨・強風)	<p>9月16日午後11時頃から17日午前5時にわたって、台風20号の接近による強風と降雨により、水稻の倒伏、りんごの落果等の被害が発生した。</p> <p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="579 999 1541 1160"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>66,450</td> <td>水稻冠水 570ha りんご落果被害 84ha キウリ列果 12ha</td> </tr> </tbody> </table>			区分	被害金額(千円)	被害数量等	農作物等被害	66,450	水稻冠水 570ha りんご落果被害 84ha キウリ列果 12ha														
区分	被害金額(千円)	被害数量等																						
農作物等被害	66,450	水稻冠水 570ha りんご落果被害 84ha キウリ列果 12ha																						

災害発生年月日	災害名	災害内容																		
昭和50年3月20日 ～3月21日	大雨	<p>発達した低気圧の接近による豪雨及び融雪により、東部丘陵地帯に田畑の崩壊、堂水路の決壊等の被害が発生した。</p> <p>日雨量</p> <table border="1" data-bbox="580 349 1211 434"> <tr> <td>20日</td> <td>21日</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>45</td> <td>105</td> </tr> </table> <p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="580 474 1540 837"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>床下浸水 2棟</td> </tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td> <td></td> <td>水田崩壊 2ヶ所・0.5ha 畑崩壊 4ヶ所・2ha 畦畔崩壊 1ヶ所 道路決壊 11ヶ所 水路決壊 16ヶ所 橋梁流失 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>28,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	20日	21日	計	60	45	105	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害		床下浸水 2棟	農地農業施設被害		水田崩壊 2ヶ所・0.5ha 畑崩壊 4ヶ所・2ha 畦畔崩壊 1ヶ所 道路決壊 11ヶ所 水路決壊 16ヶ所 橋梁流失 1ヶ所	被害総額	28,500	
20日	21日	計																		
60	45	105																		
区分	被害金額(千円)	被害数量等																		
住家被害		床下浸水 2棟																		
農地農業施設被害		水田崩壊 2ヶ所・0.5ha 畑崩壊 4ヶ所・2ha 畦畔崩壊 1ヶ所 道路決壊 11ヶ所 水路決壊 16ヶ所 橋梁流失 1ヶ所																		
被害総額	28,500																			
昭和52年5月15日 ～5月17日	大雨	<p>県南部、沿岸部で大雨。被害は次のとおりである。</p> <p>日雨量 (単位: mm)</p> <table border="1" data-bbox="580 1124 1422 1207"> <tr> <td>15日</td> <td>16日</td> <td>17日</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>55</td> <td>4</td> <td>102</td> </tr> </table> <p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="580 1247 1540 1532"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物等被害</td> <td rowspan="2">10,725</td> <td>水稻冠水 2.5ha 畑作物等冠水 2.0ha</td> </tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td> <td>水田埋没 0.8ha 道路決壊 2ヶ所 水路崩壊 1ヶ所 畦畔崩壊 1ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	15日	16日	17日	計	43	55	4	102	区分	被害金額(千円)	被害数量等	農作物等被害	10,725	水稻冠水 2.5ha 畑作物等冠水 2.0ha	農地農業施設被害	水田埋没 0.8ha 道路決壊 2ヶ所 水路崩壊 1ヶ所 畦畔崩壊 1ヶ所		
15日	16日	17日	計																	
43	55	4	102																	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																		
農作物等被害	10,725	水稻冠水 2.5ha 畑作物等冠水 2.0ha																		
農地農業施設被害		水田埋没 0.8ha 道路決壊 2ヶ所 水路崩壊 1ヶ所 畦畔崩壊 1ヶ所																		

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																																						
昭和54年3月31日 ～4月1日	強風	<p>日本海を発達しながら北東に進んだ低気圧は、31日にはさらに強まり、970mbと台風なみに発達し、住家、農業施設等に被害が発生した。</p> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>12,122</td> <td>半壊 9棟、一部破損 65棟</td> </tr> <tr> <td>住家以外建物被害</td> <td>1,500</td> <td>浸水被害 18棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農業用倉庫(物置) 15棟</td> </tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td> <td>6,847</td> <td>鉄骨ハウス 5棟 ビニールハウス 26棟、 畜舎 7棟</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>34,428</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	12,122	半壊 9棟、一部破損 65棟	住家以外建物被害	1,500	浸水被害 18棟			農業用倉庫(物置) 15棟	農地農業施設被害	6,847	鉄骨ハウス 5棟 ビニールハウス 26棟、 畜舎 7棟	被害総額	34,428																					
区分	被害金額(千円)	被害数量等																																						
住家被害	12,122	半壊 9棟、一部破損 65棟																																						
住家以外建物被害	1,500	浸水被害 18棟																																						
		農業用倉庫(物置) 15棟																																						
農地農業施設被害	6,847	鉄骨ハウス 5棟 ビニールハウス 26棟、 畜舎 7棟																																						
被害総額	34,428																																							
昭和54年8月4日 ～8月7日 災害対策本部設置 状況 設置 8月5日 20時45分 廃止 8月7日 17時00分	大雨	<p>東北地方は高気圧の緑辺部に当たり、日本海の低気圧よりのびる前線が東北北部に停滞したため、4日午後から降りはじめた雨は、7日まで強い雨となって降り続き、住家の浸水、水田の冠水等の被害をもたらした。</p> <p>日雨量 (単位: mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>92</td> <td>63</td> <td>34</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table> <p>出水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>警戒水位</th> <th>最高出水位</th> <th>日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川・男山</td> <td>3.30m</td> <td>4.76m</td> <td>6日0時</td> </tr> <tr> <td>北上川・珊瑚橋</td> <td>3.90m</td> <td>5.55m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和賀川</td> <td>1.70m</td> <td>1.25m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>1,000</td> <td>床上浸水 13棟、床下浸水 61棟</td> </tr> <tr> <td>住家以外建物被害</td> <td></td> <td>浸水被害 18棟</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>228,538</td> <td>水稻冠水 125ha、 畑作物等冠水 98ha 工芸作物冠水 2.0ha 果樹 0.6ha 桑 10ha 飼料作物 1ha、花き 10,000鉢</td> </tr> </tbody> </table>	4日	5日	6日	7日	計	24	92	63	34	213	位置	警戒水位	最高出水位	日時	北上川・男山	3.30m	4.76m	6日0時	北上川・珊瑚橋	3.90m	5.55m		和賀川	1.70m	1.25m		区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	1,000	床上浸水 13棟、床下浸水 61棟	住家以外建物被害		浸水被害 18棟	農作物等被害	228,538	水稻冠水 125ha、 畑作物等冠水 98ha 工芸作物冠水 2.0ha 果樹 0.6ha 桑 10ha 飼料作物 1ha、花き 10,000鉢
4日	5日	6日	7日	計																																				
24	92	63	34	213																																				
位置	警戒水位	最高出水位	日時																																					
北上川・男山	3.30m	4.76m	6日0時																																					
北上川・珊瑚橋	3.90m	5.55m																																						
和賀川	1.70m	1.25m																																						
区分	被害金額(千円)	被害数量等																																						
住家被害	1,000	床上浸水 13棟、床下浸水 61棟																																						
住家以外建物被害		浸水被害 18棟																																						
農作物等被害	228,538	水稻冠水 125ha、 畑作物等冠水 98ha 工芸作物冠水 2.0ha 果樹 0.6ha 桑 10ha 飼料作物 1ha、花き 10,000鉢																																						

災害発生年月日	災害名	災害内容		
		農業施設 被害	33,500	田流失埋没 0.7ha 農道決壊 6ヶ所 水路決壊 5ヶ所 溜池決壊 1ヶ所 農道橋流失 2ヶ所
		土木施設 被害	31,820	道路決壊 26ヶ所 河川決壊 3ヶ所、
		その他	5,991	道路決壊 26ヶ所 河川決壊 3ヶ所、橋梁 1ヶ所
		被害総額	414,055	
北上川、主要河川水位表 (資料：1979年8月4日から7日にかけての前線による大雨災害対策に関する陳情による)				
河川名	場所	警戒水位	最高水位 (m) (時間)	
北上川	盛岡市 明治橋	1.40m	1.97	6日6時00分
〃	紫波町 紫波橋	2.90m	3.78	6日7時00分
〃	花巻市 朝日橋	3.00m	4.58	6日1時30分
〃	北上市 男山	3.30m	4.76	6日0時30分
〃	水沢市 桜木橋	4.30m	4.88	6日0時30分
〃	前沢町 大曲橋	3.00m	5.30	6日3時00分
〃	一関市 狐禅寺	7.00m	10.74	7日13時00分 ～14時00分
〃	川崎村 諏訪前	5.50m	9.19	7日15時30分
雫石川	盛岡市 太田橋	1.80m	3.50	6日4時30分
広瀬川	江刺市 岩瀬橋	3.00m	2.78	7日5時30分
人首川	江刺市 中の橋	2.50m	2.97	7日4時30分
磐井川	一関市 釣山	2.00m	1.47	7日6時30分 7時30分
砂鉄川	東山町 町裏	2.50m	5.79	7日14時00分
千厩川	千厩町 町浦	2.50m	2.20	7日2時00分

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容															
昭和54年10月19日 ～10月20日	台風20号	<p>大型で強い勢力を持った台風20号は、日本本土を縦断しながら19日夕刻には県内に入り、19時には久慈沖にぬけた。この影響で県内では18日中から台風前面の前線が活発化し、強い雨と強風により、農作物に被害が発生した。</p> <p>日雨量 (単位：mm)</p> <table border="1"> <tr> <td>19日</td> <td>20日</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>1</td> <td>76</td> </tr> </table> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>11,700</td> <td>りんご落果被害 59ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設被害</td> <td>111,972</td> <td>河川(県) 2ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	19日	20日	計	75	1	76	区分	被害金額(千円)	被害数量等	農作物等被害	11,700	りんご落果被害 59ha	土木施設被害	111,972	河川(県) 2ヶ所
19日	20日	計															
75	1	76															
区分	被害金額(千円)	被害数量等															
農作物等被害	11,700	りんご落果被害 59ha															
土木施設被害	111,972	河川(県) 2ヶ所															
昭和54年10月25日	降雹	<p>10月25日午後5時過ぎから雷鳴を伴って約20分間の降雹があり、口内、立花地区のりんご落果等の被害が発生した。</p> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>50,000</td> <td>りんご 21.5ha</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	農作物等被害	50,000	りんご 21.5ha									
区分	被害金額(千円)	被害数量等															
農作物等被害	50,000	りんご 21.5ha															
昭和55年4月6日 ～4月7日	大雨	<p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地農業施設被害</td> <td>17,000</td> <td>農道決壊 4ヶ所 水路決壊 6ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	農地農業施設被害	17,000	農道決壊 4ヶ所 水路決壊 6ヶ所									
区分	被害金額(千円)	被害数量等															
農地農業施設被害	17,000	農道決壊 4ヶ所 水路決壊 6ヶ所															
昭和55年12月23日	暴風雨雪	<p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>11,355</td> <td>市有林 0.88ha 私有林 10.72ha</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	林業関係被害	11,355	市有林 0.88ha 私有林 10.72ha									
区分	被害金額(千円)	被害数量等															
林業関係被害	11,355	市有林 0.88ha 私有林 10.72ha															

災害発生年月日	災害名	災害内容																								
昭和56年6月22日 ～6月23日	大雨	<p>内陸地方で大雨。被害は次のとおりである。</p> <p>日雨量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22日</th> <th>23日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48</td> <td>35</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地農業 施設被害</td> <td>45,000</td> <td>農道決壊 14ヶ所 水路決壊 3ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	22日	23日	計	48	35	83	区分	被害金額(千円)	被害数量等	農地農業 施設被害	45,000	農道決壊 14ヶ所 水路決壊 3ヶ所												
22日	23日	計																								
48	35	83																								
区分	被害金額(千円)	被害数量等																								
農地農業 施設被害	45,000	農道決壊 14ヶ所 水路決壊 3ヶ所																								
昭和56年8月11日 ～8月12日	大雨	<p>県南部で大雨。土木、農地農業用施設等に被害が発生した。</p> <p>日雨量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>11日</th> <th>12日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>68</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地農業 施設被害</td> <td>7,000</td> <td>農道決壊 5ヶ所 田流失埋没 1.5ha</td> </tr> <tr> <td>土木施設 被害</td> <td>2,700</td> <td>道路決壊 5ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	11日	12日	計	32	68	100	区分	被害金額(千円)	被害数量等	農地農業 施設被害	7,000	農道決壊 5ヶ所 田流失埋没 1.5ha	土木施設 被害	2,700	道路決壊 5ヶ所									
11日	12日	計																								
32	68	100																								
区分	被害金額(千円)	被害数量等																								
農地農業 施設被害	7,000	農道決壊 5ヶ所 田流失埋没 1.5ha																								
土木施設 被害	2,700	道路決壊 5ヶ所																								
昭和56年8月23日 災害対策本部設置 状況 設置 8月23日 8時45分 廃止 8月23日 17時00分	台風15号	<p>8月23日からの前線による雨と、23日の台風15号による暴風雨が重なって、住家の半壊、浸水、強風による水稻の白穂障害等の被害が発生した。</p> <p>台風15号は、大型で並の勢力を保ったまま、23日午前10時30分頃市西部付近を時速75kmのスピードで縦断。被害は次のとおりである。</p> <p>日雨量 (単位: mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>21日</th> <th>22日</th> <th>23日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> <p>出水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>警戒水位</th> <th>最高出水位</th> <th>日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川・男山</td> <td>3.30m</td> <td>4.85m</td> <td>23日17時</td> </tr> <tr> <td>北上川・珊瑚橋</td> <td>3.90m</td> <td>5.70m</td> <td>23日17時</td> </tr> <tr> <td>和賀川</td> <td>1.70m</td> <td>1.25m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	21日	22日	23日	計	19	31	51	103	位置	警戒水位	最高出水位	日時	北上川・男山	3.30m	4.85m	23日17時	北上川・珊瑚橋	3.90m	5.70m	23日17時	和賀川	1.70m	1.25m	
21日	22日	23日	計																							
19	31	51	103																							
位置	警戒水位	最高出水位	日時																							
北上川・男山	3.30m	4.85m	23日17時																							
北上川・珊瑚橋	3.90m	5.70m	23日17時																							
和賀川	1.70m	1.25m																								

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容		
		区分	被害金額(千円)	被害数量等
		住家被害	2,267	半壊 2棟、一部損壊 3棟 床上浸水 2棟、床下浸水 15棟
		住家以外建物被害	1,510	非住家浸水 11棟
		体育施設被害	6,980	市民野球場ほか土砂堆積等
		福祉施設被害	50	北上学童保育所
		医療衛星施設被害	527	花北衛星処理場ほか
		農業施設被害	40,470	23ヶ所
				水稲風害3,295ha、水稲冠水63ha 畑作物等風害・冠水246ha
		農作物等被害	2,299,467	工芸作物32.3ha 果樹(りんご落果) 135ha、 果樹(樹帯) 20ha、桑 18.3ha、飼料作物 5ha、 花き冠水 20,000鉢
		農地農業施設被害	198,000	農道決壊 1ヶ所、 水路決壊 5ヶ所 農道橋流失 3ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所 農地保全 2ヶ所
		林業関係被害	8,120	治山施設損壊 1ヶ所 林地 4ha、キリ 0.2ha
		水産施設被害	3,000	やな1ヶ所
		商工関係被害	130,000	東北佐竹、大昭和紙工浸水被害
		土木施設被害	6,901	道路決壊1ヶ所

災害発生年月日	災害名	災害内容		
		都市施設 被害	1,128	都市公園 6ヶ所 区画整理関係施設 1ヶ所
		学校被害	562	3ヶ所
		通信電力 関係被害	13,300	
		被害総額	2,712,288	
昭和57年4月15日 ～4月16日	大雨	4月15日から16日にかけて発達しながら、本州太平洋沿岸沿いを北東に進んだ低気圧のため、15日から16日にかけて大雨となり、育苗施設の浸水、道路の損壊等の被害が発生した。		
		日雨量 (単位: mm)		
		15日	16日	計
		57	40	97
		被害状況		
		区分	被害金額 (千円)	被害数量等
		農作物等 被害	276	水稻育苗箱冠水被害 460箱
		農地農業 施設被害	58,000	農道決壊 6ヶ所 水路決壊 3ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所
		土木施設 被害	7,900	道路決壊 4ヶ所
		被害総額	66,176	
昭和57年8月2日	台風10号 (強風)	台風10号の影響による強風のため、農作物等に被害が発生した。 被害状況		
		区分	被害金額 (千円)	被害数量等
		農業施設 被害	1,540	工芸作物関係施設被害 1棟 0.41ha
		農作物等 被害	20,265	野菜 31ha、工業作物 8.3ha、 果樹 (りんご落果) 150ha
		被害総額	21,805	

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																														
昭和57年8月30日 ～8月31日 災害対策本部設置 状況 設置 8月30日 20時00分 廃止 8月31日 12時00分	大雨	<p>日本海には、はっきりとした気圧の谷があり、そこに小笠原高気圧の縁辺を回る暖かい湿った南寄りの風が吹き込んだため、8月30日に県内沿岸部を中心に降っていた豪雨は、午後3時頃から内陸部に移動し、特に本市を中心に激しい豪雨となり、市内中小河川の増水、氾濫により、住家の浸水、農作物の冠水等の被害が発生した。</p> <p>日雨量 (単位：mm)</p> <table border="1" data-bbox="576 510 1166 591"> <thead> <tr> <th>30日</th> <th>31日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>213</td> <td>45</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> <p>1時間降水量の最大 65mm (30日24時) 24時間降水量の最大 251mm (30日24時～31日11時)</p> <p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="576 752 1513 1594"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額 (千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>23,330</td> <td>一部破損 2棟、床上浸水149棟 床下浸水 399棟</td> </tr> <tr> <td>住家以外建物被害</td> <td>7,900</td> <td>非住家浸水 255棟</td> </tr> <tr> <td>福祉施設被害</td> <td>910</td> <td>社会福祉施設 (天勝園)、 堤ヶ丘児童遊園地、萩の江学園</td> </tr> <tr> <td>医療衛生施設被害</td> <td>2,000</td> <td>上水道施設</td> </tr> <tr> <td>農業施設被害</td> <td>1,000</td> <td>養蚕施設 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>農作物等被害</td> <td>276</td> <td>水稻冠水 325.2ha、 畑作物等冠水 28.4ha 工芸作物 0.1ha、桑 10.8ha、 飼料作物 3.6ha、花き 60,000本</td> </tr> <tr> <td>畜産関係被害</td> <td>150</td> <td>豚2頭</td> </tr> </tbody> </table>	30日	31日	計	213	45	103	区分	被害金額 (千円)	被害数量等	住家被害	23,330	一部破損 2棟、床上浸水149棟 床下浸水 399棟	住家以外建物被害	7,900	非住家浸水 255棟	福祉施設被害	910	社会福祉施設 (天勝園)、 堤ヶ丘児童遊園地、萩の江学園	医療衛生施設被害	2,000	上水道施設	農業施設被害	1,000	養蚕施設 1ヶ所	農作物等被害	276	水稻冠水 325.2ha、 畑作物等冠水 28.4ha 工芸作物 0.1ha、桑 10.8ha、 飼料作物 3.6ha、花き 60,000本	畜産関係被害	150	豚2頭
30日	31日	計																														
213	45	103																														
区分	被害金額 (千円)	被害数量等																														
住家被害	23,330	一部破損 2棟、床上浸水149棟 床下浸水 399棟																														
住家以外建物被害	7,900	非住家浸水 255棟																														
福祉施設被害	910	社会福祉施設 (天勝園)、 堤ヶ丘児童遊園地、萩の江学園																														
医療衛生施設被害	2,000	上水道施設																														
農業施設被害	1,000	養蚕施設 1ヶ所																														
農作物等被害	276	水稻冠水 325.2ha、 畑作物等冠水 28.4ha 工芸作物 0.1ha、桑 10.8ha、 飼料作物 3.6ha、花き 60,000本																														
畜産関係被害	150	豚2頭																														

災害発生年月日	災害名	災害内容																								
		農地農業 施設被害	379,800	田流失埋没 30ha、 畑流失埋没 3ha、 道路決壊 65ヶ所、 水路決壊 106ヶ所、 溜池決壊 6ヶ所、 頭首工損壊 1ヶ所、 揚水機 3個、 橋梁破損 1ヶ所、																						
		林業関係 被害	54,365	林道・作業道 2ヶ所 林地崩壊 8ヶ所																						
		商工関係 被害	64,545	商業関係 14事業所 工業関係 3事業所																						
		土木施設 被害	88,300	道路決壊 61ヶ所																						
		都市施設	3,900	都市計画街路 1ヶ所																						
		学校関係	30																							
		被害総額	962,831																							
昭和62年8月17日 ～8月18日 災害対策本部設置 状況 設置 8月17日 13時30分 廃止 8月18日 17時00分	大 雨	前線を伴った低気圧が秋田沖に停滞して活発になり、8月17日朝から強い雨が降り続き、中小河川の増水、氾濫により住家の浸水、農作物の冠水、道路の損壊等の被害が生じた。 被害は次のとおりである。 日雨量 (単位: mm) <table border="1" data-bbox="571 1317 1166 1402"> <thead> <tr> <th>17日</th> <th>18日</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>142</td> <td>4</td> <td>146</td> </tr> </tbody> </table> 出水量 <table border="1" data-bbox="571 1440 1522 1606"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>警戒水位</th> <th>最高出水位</th> <th>日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川・男山</td> <td>3.30m</td> <td>4.81m</td> <td>17日 21時</td> </tr> <tr> <td>北上川・珊瑚橋</td> <td>3.90m</td> <td>5.78m</td> <td>17日 21時</td> </tr> <tr> <td>和賀川</td> <td>1.70m</td> <td>3.25m</td> <td>17日 18時</td> </tr> </tbody> </table>			17日	18日	計	142	4	146	位置	警戒水位	最高出水位	日時	北上川・男山	3.30m	4.81m	17日 21時	北上川・珊瑚橋	3.90m	5.78m	17日 21時	和賀川	1.70m	3.25m	17日 18時
17日	18日	計																								
142	4	146																								
位置	警戒水位	最高出水位	日時																							
北上川・男山	3.30m	4.81m	17日 21時																							
北上川・珊瑚橋	3.90m	5.78m	17日 21時																							
和賀川	1.70m	3.25m	17日 18時																							

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																																																	
		<p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="560 271 1538 1160"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 271 751 309">区分</th> <th data-bbox="751 271 999 309">被害金額(千円)</th> <th colspan="3" data-bbox="999 271 1538 309">被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 309 751 405">住家被害</td> <td data-bbox="751 309 999 405"></td> <td colspan="3" data-bbox="999 309 1538 405">床上浸水 31棟 床下浸水 21棟</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 405 751 501">住家以外建物被害</td> <td data-bbox="751 405 999 501"></td> <td colspan="3" data-bbox="999 405 1538 501">非住家浸水 56棟</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 501 751 598">社会体育施設被害</td> <td data-bbox="751 501 999 598">10,200</td> <td colspan="3" data-bbox="999 501 1538 598">トレーニングセンター床上浸水 市民野球場等冠水</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 598 751 757">農作物等被害</td> <td data-bbox="751 598 999 757">10,015</td> <td colspan="3" data-bbox="999 598 1538 757">水田冠水 35.8ha 畑作物等冠水 23.5ha 工芸作物 2ha、桑 10ha 田流失埋没 0.41ha</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 757 751 918">農地農業施設被害</td> <td data-bbox="751 757 999 918">65,000</td> <td colspan="3" data-bbox="999 757 1538 918">道路決壊 3ヶ所 水路決壊 20ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所 橋梁流失 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 918 751 1014">商工関係被害</td> <td data-bbox="751 918 999 1014">18,660</td> <td colspan="3" data-bbox="999 918 1538 1014">商業関係 1事業所 工業関係 1事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1014 751 1111">土木施設被害</td> <td data-bbox="751 1014 999 1111">323,000</td> <td colspan="3" data-bbox="999 1014 1538 1111">道路決壊 5ヶ所 護岸決壊 6ヶ所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1111 751 1160">被害総額</td> <td data-bbox="751 1111 999 1160">426,875</td> <td colspan="3" data-bbox="999 1111 1538 1160"></td> </tr> </tbody> </table>					区分	被害金額(千円)	被害数量等			住家被害		床上浸水 31棟 床下浸水 21棟			住家以外建物被害		非住家浸水 56棟			社会体育施設被害	10,200	トレーニングセンター床上浸水 市民野球場等冠水			農作物等被害	10,015	水田冠水 35.8ha 畑作物等冠水 23.5ha 工芸作物 2ha、桑 10ha 田流失埋没 0.41ha			農地農業施設被害	65,000	道路決壊 3ヶ所 水路決壊 20ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所 橋梁流失 1ヶ所			商工関係被害	18,660	商業関係 1事業所 工業関係 1事業所			土木施設被害	323,000	道路決壊 5ヶ所 護岸決壊 6ヶ所			被害総額	426,875			
区分	被害金額(千円)	被害数量等																																																	
住家被害		床上浸水 31棟 床下浸水 21棟																																																	
住家以外建物被害		非住家浸水 56棟																																																	
社会体育施設被害	10,200	トレーニングセンター床上浸水 市民野球場等冠水																																																	
農作物等被害	10,015	水田冠水 35.8ha 畑作物等冠水 23.5ha 工芸作物 2ha、桑 10ha 田流失埋没 0.41ha																																																	
農地農業施設被害	65,000	道路決壊 3ヶ所 水路決壊 20ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所 橋梁流失 1ヶ所																																																	
商工関係被害	18,660	商業関係 1事業所 工業関係 1事業所																																																	
土木施設被害	323,000	道路決壊 5ヶ所 護岸決壊 6ヶ所																																																	
被害総額	426,875																																																		
<p>昭和63年8月28日 ～8月31日 災害対策本部設置 状況 設置 8月29日 9時30分 廃止 8月30日 16時00分</p>	<p>大 雨</p>	<p>熱帯低気圧の暖かく湿った空気が、日本海の低気圧に吹き込んだため、大気の状態が非常に不安定となって雷雲が活発化し、8月28日夜から大雨となり、住家等の浸水、農作物等の冠水、道路の損壊等の被害が生じた。また、JR東北本線北上駅～六原駅間の大倉沢川鉄橋の崩壊により、貨物列車の脱線転覆事故（機関車両2両、コンテナ車両9両）が発生した。</p> <p>日雨量 (単位: mm)</p> <table border="1" data-bbox="560 1563 1477 1664"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 1563 746 1619">28日</th> <th data-bbox="746 1563 925 1619">29日</th> <th data-bbox="925 1563 1098 1619">30日</th> <th data-bbox="1098 1563 1286 1619">31日</th> <th data-bbox="1286 1563 1477 1619">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1619 746 1664">89</td> <td data-bbox="746 1619 925 1664">122</td> <td data-bbox="925 1619 1098 1664">24</td> <td data-bbox="1098 1619 1286 1664">25</td> <td data-bbox="1286 1619 1477 1664">260</td> </tr> </tbody> </table> <p>出水量</p> <table border="1" data-bbox="560 1697 1522 1865"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 1697 850 1742">位置</th> <th data-bbox="850 1697 1077 1742">警戒水位</th> <th data-bbox="1077 1697 1286 1742">最高出水位</th> <th data-bbox="1286 1697 1522 1742">日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1742 850 1787">北上川・男山</td> <td data-bbox="850 1742 1077 1787">3.30m</td> <td data-bbox="1077 1742 1286 1787">3.28m</td> <td data-bbox="1286 1742 1522 1787">31日12時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1787 850 1832">北上川・珊瑚橋</td> <td data-bbox="850 1787 1077 1832">3.90m</td> <td data-bbox="1077 1787 1286 1832">4.62m</td> <td data-bbox="1286 1787 1522 1832">31日13時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1832 850 1865">和賀川</td> <td data-bbox="850 1832 1077 1865">1.70m</td> <td data-bbox="1077 1832 1286 1865">2.50m</td> <td data-bbox="1286 1832 1522 1865">29日23時</td> </tr> </tbody> </table>					28日	29日	30日	31日	計	89	122	24	25	260	位置	警戒水位	最高出水位	日時	北上川・男山	3.30m	3.28m	31日12時	北上川・珊瑚橋	3.90m	4.62m	31日13時	和賀川	1.70m	2.50m	29日23時																			
28日	29日	30日	31日	計																																															
89	122	24	25	260																																															
位置	警戒水位	最高出水位	日時																																																
北上川・男山	3.30m	3.28m	31日12時																																																
北上川・珊瑚橋	3.90m	4.62m	31日13時																																																
和賀川	1.70m	2.50m	29日23時																																																

災害発生年月日	災害名	災害内容		
		被害状況		
		区分	被害金額(千円)	被害数量等
		住家被害		床上浸水 17棟 床下浸水 120棟
		住家以外 建物被害		非住家浸水 78棟
		社会体育 施設被害	1,530	トレーニングセンター床上浸水 市民野球場等冠水
		農作物等 被害	13,676	水田冠水 73.0ha 畑作物等冠水 3.1ha 桑 6.9ha
		農地農業 施設被害	244,000	田畑流失埋没 13ヶ所 道路決壊 6ヶ所 水路決壊 47ヶ所 頭首工損壊 2ヶ所 溜池決壊 1ヶ所 揚水機損壊 1ヶ所
		商工関係 被害	27,580	商業関係 3事業所 工業関係 3事業所
		土木施設 被害	385,500	道路決壊 28ヶ所 護岸決壊 15ヶ所 橋梁損壊 2ヶ所
		被害総額	672,286	

1-5-2 災害の記録

② 旧江釣子村

災害発生年月日	災害名	災害内容
明治43年8月15日 及び9月3日～4日	水 害	和賀川堤防決壊、耕地流失
大正2年	水 害	和賀川堤防決壊、耕地流失 床上浸水13軒
大正9年	水 害	和賀川堤防決壊、耕地流失、橋梁破損 7ヶ所 被害額 19千円
大正15年7月23日 及び8月3・17日	水 害	和賀川堤防決壊、耕地流失
昭和22年9月15日 ～9月16日	水 害	カスリン台風来襲により、和賀川堤防決壊、耕地流失 被害額 109,440千円
昭和32年7月7日 ～7月8日	水 害	田畑冠水、家屋浸水、道路決壊 5ヶ所 橋梁破損 3ヶ所
昭和32年8月5日 ～8月6日	水 害	耕地土砂流入及び冠水、床上浸水 15棟、床下浸水 267棟 道路決壊 4ヶ所、橋梁破損 6ヶ所、 農業用水路決壊 4ヶ所
昭和54年8月5日 ～8月6日	大 雨	前線による大雨により、田畑の冠水、道路の決壊、 水路の破損、床下浸水 15棟 被害額 31,030千円
昭和56年8月23日	暴 風 雨	台風15号による暴風雨により、住宅半壊 3棟、 一部破損 53棟、床下浸水 10棟、非住家の損害、 農作物・立木・農業施設被害 被害額 1,149,584千円
昭和57年8月30日	大 雨	台風13号と雷雨による大雨により、住家・非住家の被害、 床上・床下浸水、田畑の冠水 被害額 38,821千円
昭和62年8月17日	大 雨	前線による大雨により、田畑の冠水 被害額 6,570千円
昭和63年8月28日 ～8月29日	大 雨	雷雨による大雨により、床上・床下浸水、田畑の冠水、 田浸水、道路の決壊、水路の破損 被害額 82,404千円

③ 旧和賀町

災害発生年月日	災害名	災害内容																																				
昭和30年6月24日 ～6月25日	大雨	<p>6月25日より夜半にかけて東北地方を襲った豪雨により、和賀川、尻平川等が氾濫し、県道和賀中央橋が流失したほか、堤防や護岸など十数ヶ所3,800mが削られ、田畑冠水1,000haに及んだ。被害額は300,000千円余りに上り、アイオン、カスリン台風の時を越す大被害であった。被害は次のとおりである。</p> <p>堤防決壊 (単位：m) 護岸決壊 (単位：m)</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>決壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>深持地区 (和賀川)</td><td>650</td></tr> <tr><td>宿田地区</td><td>380</td></tr> <tr><td>沢田地区</td><td>350</td></tr> <tr><td>中央橋地区</td><td>100</td></tr> <tr><td>中川原地区 (尻平川)</td><td>20</td></tr> <tr><td>津村田地区</td><td>20</td></tr> <tr><td>吹上地区</td><td>20</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,640</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>決壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松の木地区</td><td>600</td></tr> <tr><td>鳥谷脇地区</td><td>500</td></tr> <tr><td>田代地区</td><td>400</td></tr> <tr><td>河原地区</td><td>200</td></tr> <tr><td>七折地区</td><td>200</td></tr> <tr><td>沼尻地区</td><td>120</td></tr> <tr><td>蛭川地区</td><td>50</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,190</td></tr> </tbody> </table> <p>道路決壊・・・尻平川取付道路、田代線、沢田線、神楽島線 橋梁流失・・・和賀中央橋 (30m) 津村田橋、小坂橋 浸水家屋・・・床上39戸、床下167戸、計206戸 耕地流失・・・48ha 被害総額・・・439,000千円</p>	地区名	決壊	深持地区 (和賀川)	650	宿田地区	380	沢田地区	350	中央橋地区	100	中川原地区 (尻平川)	20	津村田地区	20	吹上地区	20	計	1,640	地区名	決壊	松の木地区	600	鳥谷脇地区	500	田代地区	400	河原地区	200	七折地区	200	沼尻地区	120	蛭川地区	50	計	2,190
地区名	決壊																																					
深持地区 (和賀川)	650																																					
宿田地区	380																																					
沢田地区	350																																					
中央橋地区	100																																					
中川原地区 (尻平川)	20																																					
津村田地区	20																																					
吹上地区	20																																					
計	1,640																																					
地区名	決壊																																					
松の木地区	600																																					
鳥谷脇地区	500																																					
田代地区	400																																					
河原地区	200																																					
七折地区	200																																					
沼尻地区	120																																					
蛭川地区	50																																					
計	2,190																																					
昭和32年8月5日	豪雨	<p>8月5日午後7時30分頃から、雷を伴った豪雨は数時間で200mmを記録した。この豪雨は、大正9年以来といわれる。和賀町では特に山間部の河川がみるみるうちに氾濫し、いたるところで堤防が決壊して田畑に大きな被害をもたらした。</p> <p>このほか山腹崩壊、道路や橋梁の決壊がみられた。被害は次のとおりである。</p> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額 (千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>落雷による焼失1棟、全焼1棟、半壊1棟、浸水約700戸</td> </tr> <tr> <td>農業関係</td> <td></td> <td>田畑の埋没 15ha、 田畑の冠水 600ha</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>75,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額 (千円)	被害数量等	住家被害		落雷による焼失1棟、全焼1棟、半壊1棟、浸水約700戸	農業関係		田畑の埋没 15ha、 田畑の冠水 600ha	被害総額	75,000																									
区分	被害金額 (千円)	被害数量等																																				
住家被害		落雷による焼失1棟、全焼1棟、半壊1棟、浸水約700戸																																				
農業関係		田畑の埋没 15ha、 田畑の冠水 600ha																																				
被害総額	75,000																																					

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																					
昭和32年12月13日	風 害	<p>12月13日午後3時頃、強風注意報が発令されてまもなく烈風が襲った。平均風速30m、瞬間最大風速は午後5時現在50mに達し10時間にわたり猛威をふるい、被害は町内全域に及んだ。民家の被害は全半壊が275棟で一部破損も含めると約600棟に上った。文教施設では煤孫小、新田小をはじめ各学校の屋根の飛散など大きな被害をうけた。この風害に対し災害救助法が適用された。被害は次のとおりである。</p> <p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="579 510 1540 981"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被害金額 (千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>全壊24棟、半壊78棟</td> </tr> <tr> <td>非住家被害</td> <td></td> <td>全壊45棟、半壊128棟</td> </tr> <tr> <td>公共施設被害</td> <td></td> <td>学校・教員住宅 10,721千円 庁舎・保育園・屯所など 592千円</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td></td> <td>町有林立木 (1,050石) 1,575千円 民有林立木 (8,500石) 17,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,226</td> <td>農協、工場</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>51,204</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	被害金額 (千円)	被害数量等	住家被害		全壊24棟、半壊78棟	非住家被害		全壊45棟、半壊128棟	公共施設被害		学校・教員住宅 10,721千円 庁舎・保育園・屯所など 592千円	林業関係被害		町有林立木 (1,050石) 1,575千円 民有林立木 (8,500石) 17,000千円	その他	4,226	農協、工場	被害総額	51,204	
区 分	被害金額 (千円)	被害数量等																					
住家被害		全壊24棟、半壊78棟																					
非住家被害		全壊45棟、半壊128棟																					
公共施設被害		学校・教員住宅 10,721千円 庁舎・保育園・屯所など 592千円																					
林業関係被害		町有林立木 (1,050石) 1,575千円 民有林立木 (8,500石) 17,000千円																					
その他	4,226	農協、工場																					
被害総額	51,204																						
昭和33年9月17日 ～9月18日	台風21号 による洪水	<p>9月8日午前9時、カロリン群島付近に発生した弱い熱帯低気圧は、9日午前9時には台風21号となり、17日紀伊半島沖18日朝伊豆半島の南より洪水端をかすめ、速度を速めながら神奈川県に上陸した。この台風により岩手県では17日午後から雨が降り出し、18日日中はかなりの強雨が続いた。各河川は増水し、各所で浸水、冠水などの被害が出た。この台風は、県南地方に多くの被害を与えた。水位は、和賀川九年橋で2m30cmに達した。和賀町の被害状況については、記録が見当たらず詳しく分からないが、煤孫小学校の沿革史によれば、「強風のため新校舎屋根のトタン破損す。大水のため橋決壊バス不通」とある。</p>																					
昭和34年9月27日	台風15号 による強風 洪水	<p>平均風速20m、瞬間最大風速38mの風が吹き荒れ、降雨量は180mmに達した。被害は次のとおりである。</p> <p>被害状況</p> <table border="1" data-bbox="579 1798 1540 1957"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被害金額 (千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>家屋の一部損壊 3棟 床上浸水 15棟、床下浸水 62棟</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	被害金額 (千円)	被害数量等	住家被害		家屋の一部損壊 3棟 床上浸水 15棟、床下浸水 62棟															
区 分	被害金額 (千円)	被害数量等																					
住家被害		家屋の一部損壊 3棟 床上浸水 15棟、床下浸水 62棟																					

災害発生年月日	災害名	災害内容																										
		農業関係 被害		田畑の冠水 599ha 農地の流失埋没 2.9ha 水路の決壊 16ヶ所																								
		土木関係 被害		道路の決壊 1ヶ所 橋梁の決壊 3ヶ所																								
		被害総額	28,536																									
昭和36年9月16日	台風18号 による強風	<p>台風18号（第2室戸台風）は、16日午後11時より17日午前1時30分頃まで通過し、瞬間最大風速50mを記録した。民家の全半壊は90棟に達し、また収穫期の農作物に大きな被害を与えた。 9月17日、災害救助法が適用された。被害は次のとおりである。 被害状況</p> <table border="1" data-bbox="579 808 1541 1323"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 808 754 853">区分</th> <th data-bbox="754 808 1002 853">被害金額（千円）</th> <th data-bbox="1002 808 1541 853">被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 853 754 965">住家被害</td> <td data-bbox="754 853 1002 965"></td> <td data-bbox="1002 853 1541 965">全壊（住家）19棟、半壊（住家・非住家）71棟</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 965 754 1010">学校施設</td> <td data-bbox="754 965 1002 1010">2,000</td> <td data-bbox="1002 965 1541 1010"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1010 754 1055">公共施設</td> <td data-bbox="754 1010 1002 1055">410</td> <td data-bbox="1002 1010 1541 1055"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1055 754 1144">有線放送施設</td> <td data-bbox="754 1055 1002 1144">4,790</td> <td data-bbox="1002 1055 1541 1144"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1144 754 1223">林業関係</td> <td data-bbox="754 1144 1002 1223">65,100</td> <td data-bbox="1002 1144 1541 1223">町有林 5,100千円 民有林60,000千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1223 754 1267">農作物</td> <td data-bbox="754 1223 1002 1267">159,530</td> <td data-bbox="1002 1223 1541 1267"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1267 754 1323">被害総額</td> <td data-bbox="754 1267 1002 1323">268,950</td> <td data-bbox="1002 1267 1541 1323"></td> </tr> </tbody> </table>			区分	被害金額（千円）	被害数量等	住家被害		全壊（住家）19棟、半壊（住家・非住家）71棟	学校施設	2,000		公共施設	410		有線放送施設	4,790		林業関係	65,100	町有林 5,100千円 民有林60,000千円	農作物	159,530		被害総額	268,950	
区分	被害金額（千円）	被害数量等																										
住家被害		全壊（住家）19棟、半壊（住家・非住家）71棟																										
学校施設	2,000																											
公共施設	410																											
有線放送施設	4,790																											
林業関係	65,100	町有林 5,100千円 民有林60,000千円																										
農作物	159,530																											
被害総額	268,950																											
昭和40年7月15日	洪水	<p>降雨量は石羽根ダムで118mmを記録した。被害は次のとおりである。 被害状況</p> <table border="1" data-bbox="579 1615 1541 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 1615 754 1659">区分</th> <th data-bbox="754 1615 1002 1659">被害金額（千円）</th> <th data-bbox="1002 1615 1541 1659">被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 1659 754 1771">住家被害</td> <td data-bbox="754 1659 1002 1771"></td> <td data-bbox="1002 1659 1541 1771">床上浸水11戸、床下浸水167戸、 田畑の冠水、319.7ha</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1771 754 1854">農業関係 被害</td> <td data-bbox="754 1771 1002 1854"></td> <td data-bbox="1002 1771 1541 1854">田畑の流失埋没 5.8ha 水路の決壊 22ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>			区分	被害金額（千円）	被害数量等	住家被害		床上浸水11戸、床下浸水167戸、 田畑の冠水、319.7ha	農業関係 被害		田畑の流失埋没 5.8ha 水路の決壊 22ヶ所															
区分	被害金額（千円）	被害数量等																										
住家被害		床上浸水11戸、床下浸水167戸、 田畑の冠水、319.7ha																										
農業関係 被害		田畑の流失埋没 5.8ha 水路の決壊 22ヶ所																										

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="579 264 754 427">土木関係 被害</td> <td data-bbox="754 264 1002 427"></td> <td data-bbox="1002 264 1540 427"> 道路の決壊 15ヶ所 橋梁の決壊 5ヶ所 橋梁の決壊 6ヶ所 山・ガケ崩れ 13ヶ所 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 427 754 488">被害総額</td> <td data-bbox="754 427 1002 488">61,958</td> <td data-bbox="1002 427 1540 488"></td> </tr> </table>	土木関係 被害		道路の決壊 15ヶ所 橋梁の決壊 5ヶ所 橋梁の決壊 6ヶ所 山・ガケ崩れ 13ヶ所	被害総額	61,958													
土木関係 被害		道路の決壊 15ヶ所 橋梁の決壊 5ヶ所 橋梁の決壊 6ヶ所 山・ガケ崩れ 13ヶ所																		
被害総額	61,958																			
昭和41年6月28日	台風4号	<p>28日から29日未明にかけて襲った台風4号により、和賀町では120mm前後に豪雨にみまわれ、尻平川、鈴鴨川、夏油川をはじめ未改良の小河川が氾濫した。町では28日午後7時、対策本部を設置し消防団員80名が出動して河川警戒、堤防の補強、決壊箇所への修復にあたった。</p> <p>降雨量 石羽根ダム 124.0mm 横川目気象観測所 119.5mm</p> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 909 754 952">区分</th> <th data-bbox="754 909 1002 952">被害金額(千円)</th> <th data-bbox="1002 909 1540 952">被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 952 754 1070">住家被害</td> <td data-bbox="754 952 1002 1070"></td> <td data-bbox="1002 952 1540 1070"> 床上浸水 41世帯、 床下浸水 6世帯、 その他の非住家被害 36棟 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1070 754 1272">農業関係 被害</td> <td data-bbox="754 1070 1002 1272"></td> <td data-bbox="1002 1070 1540 1272"> 田流失埋没 5.4ha 田冠水 448.0ha 畑冠水 10.0ha 水路・頭首工の決壊 32ヶ所、 農道の決壊 2ヶ所 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1272 754 1355">土木関係 被害</td> <td data-bbox="754 1272 1002 1355"></td> <td data-bbox="1002 1272 1540 1355"> 道路の決壊 1ヶ所 堤防の決壊 17ヶ所 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1355 754 1438">林業関係 被害</td> <td data-bbox="754 1355 1002 1438"></td> <td data-bbox="1002 1355 1540 1438"> 治山施設 3ヶ所、 林道の決壊 2ヶ所 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1438 754 1491">被害総額</td> <td data-bbox="754 1438 1002 1491">167,000</td> <td data-bbox="1002 1438 1540 1491"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害		床上浸水 41世帯、 床下浸水 6世帯、 その他の非住家被害 36棟	農業関係 被害		田流失埋没 5.4ha 田冠水 448.0ha 畑冠水 10.0ha 水路・頭首工の決壊 32ヶ所、 農道の決壊 2ヶ所	土木関係 被害		道路の決壊 1ヶ所 堤防の決壊 17ヶ所	林業関係 被害		治山施設 3ヶ所、 林道の決壊 2ヶ所	被害総額	167,000	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																		
住家被害		床上浸水 41世帯、 床下浸水 6世帯、 その他の非住家被害 36棟																		
農業関係 被害		田流失埋没 5.4ha 田冠水 448.0ha 畑冠水 10.0ha 水路・頭首工の決壊 32ヶ所、 農道の決壊 2ヶ所																		
土木関係 被害		道路の決壊 1ヶ所 堤防の決壊 17ヶ所																		
林業関係 被害		治山施設 3ヶ所、 林道の決壊 2ヶ所																		
被害総額	167,000																			
昭和41年9月24日	台風26号 による風雨	<p>24日夜半、盛岡気象台からの気象情報で、台風が近づいており東の風、山岳地帯は風速15~20m、雨量はところにより100~150mmと予想され、河川の増水、低地での浸水、ガケ崩れのおそれがあると伝えられた。</p> <p>降雨量 新田観測所 100mm、横川目観測所 106mm 被害状況 堤防の決壊(荒屋沢・熊沢の合流点) 150m 本畑・入畑間林道の山崩れ 35m 綱取温泉砂防えん堤決壊</p>																		

災害発生年月日	災害名	災害内容																								
昭和45年1月31日	強風	<p>31日夕刻より2月1日早朝にかけて、低気圧による強風が吹き荒れた。この強風で特に仙人・岩沢地区では西中学校仙人校舎 仙人隣保作業所、岩沢保育所の屋根が飛ばされ、仙人駅官舎が全壊したほか、東北振興科学(株)和賀工場、第一開明(株)の施設等に大きな被害をもたらした。被害は次のとおりである。</p> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td>7,360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td>834</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>572</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工関係</td> <td>11,475</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業施設</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>22,341</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	7,360		学校施設	834		福祉施設	572		商工関係	11,475		農業施設	100		その他	2,000		被害総額	22,341	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																								
住家被害	7,360																									
学校施設	834																									
福祉施設	572																									
商工関係	11,475																									
農業施設	100																									
その他	2,000																									
被害総額	22,341																									
昭和53年2月1日	暴風雨	<p>この暴風雨で、仙人方面・横川目・岩崎新田・藤根地区で920世帯が停電したほか、公共施設や農業施設に屋根・窓の破損など被害を受けた。被害は次のとおりである。</p> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務関係</td> <td>300</td> <td>役場庁舎・消防屯所</td> </tr> <tr> <td>民生関係</td> <td>750</td> <td>羽山荘、保育園、公営住宅</td> </tr> <tr> <td>教育関係</td> <td>294</td> <td>小・中学校舎、幼稚園</td> </tr> <tr> <td>農政関係</td> <td>1,985</td> <td>施設園芸ハウス、畜産施設</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td>460</td> <td>停電による断水</td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>3,789</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	総務関係	300	役場庁舎・消防屯所	民生関係	750	羽山荘、保育園、公営住宅	教育関係	294	小・中学校舎、幼稚園	農政関係	1,985	施設園芸ハウス、畜産施設	水道関係	460	停電による断水	被害総額	3,789				
区分	被害金額(千円)	被害数量等																								
総務関係	300	役場庁舎・消防屯所																								
民生関係	750	羽山荘、保育園、公営住宅																								
教育関係	294	小・中学校舎、幼稚園																								
農政関係	1,985	施設園芸ハウス、畜産施設																								
水道関係	460	停電による断水																								
被害総額	3,789																									
昭和54年10月19日	台風20号による集中豪雨	<p>この日、台風20号の影響で県内は朝から雨となり、午後から台風圏内に入った。和賀町でも強風と豪雨にみまわれ、雨量は降りはじめから140mmを記録した。夏油川・鈴鴨川・水沢川などで護岸や頭首工・排水路の決壊が続出し、横川目吉沢林道で土砂崩壊があった。強風被害では、水上牧場管理棟が全壊し仙人・長沼で家屋の一部破損があった。刈取り後の稲架が、あちこちで倒れて水に浸り米の品質低下をまねいた被害は次のとおりである。</p>																								

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																	
		区分	被害金額(千円)	被害数量等															
		土木施設	61,993																
		農業関係	45,900																
		その他	8,483																
		被害総額	116,376																
昭和56年8月23日	台風15号	<p>23日午前4時過ぎ、台風15号が千葉県房総半島に上陸し、毎時75kmの速度で北上し、北上川沿いに岩手県内を進み、昼ごろ町内を通過した。煤孫にある町農業気象観測所では午後0時20分、最大瞬間風速43mを記録した。昭和36年9月の第2室戸台風以来といわれる大型台風の直撃で建物や農作物に甚大な被害を与え、被害総額は、2,537,000千円に上った。なお、この年は異常気象で、令害台風による米の減収額は最終的に3,000,000千円に達した。</p> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>住家・非住家の破損 88棟、 床上・床下浸水 21棟</td> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td></td> <td>学校・体育施設等 32棟</td> </tr> <tr> <td>農業関係</td> <td>270,000</td> <td>水稻以外の農作物</td> </tr> <tr> <td>土木関係</td> <td></td> <td>道路の決壊 2ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>			区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害		住家・非住家の破損 88棟、 床上・床下浸水 21棟	公共施設		学校・体育施設等 32棟	農業関係	270,000	水稻以外の農作物	土木関係		道路の決壊 2ヶ所
区分	被害金額(千円)	被害数量等																	
住家被害		住家・非住家の破損 88棟、 床上・床下浸水 21棟																	
公共施設		学校・体育施設等 32棟																	
農業関係	270,000	水稻以外の農作物																	
土木関係		道路の決壊 2ヶ所																	
昭和63年9月29日	集中豪雨	<p>28日夜から29日にかけて、岩手県南部を中心に大雨が降り続き、町内にも大きな被害をもたらした。被害は和賀川右岸に多く、山から押し寄せた水で小河川や水路が溢れ、住家の床下・床上より収穫前の稲にも影響を与えた。特に岩崎夏油部落の千田勇次郎方では、29日午前3時30分頃、自宅裏山のガケが崩れ、木造1部2階建の住家北側の腰板を破って土砂が流れ込み、あわや大惨事となる寸前だった。町の被害総額は420,000千円にも上り、国・県関係を含めると1,200,000千円を超え、被害額では県内4番目であった。被害は次のとおりである。</p> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害金額(千円)</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家被害</td> <td></td> <td>床上浸水7戸、床下浸水120戸</td> </tr> <tr> <td>農業関係被害</td> <td></td> <td>水田冠水111ha、畑冠水 97ha 水路損壊 27ヶ所</td> </tr> <tr> <td>土木関係</td> <td></td> <td>道路の損壊 18ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>			区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害		床上浸水7戸、床下浸水120戸	農業関係被害		水田冠水111ha、畑冠水 97ha 水路損壊 27ヶ所	土木関係		道路の損壊 18ヶ所			
区分	被害金額(千円)	被害数量等																	
住家被害		床上浸水7戸、床下浸水120戸																	
農業関係被害		水田冠水111ha、畑冠水 97ha 水路損壊 27ヶ所																	
土木関係		道路の損壊 18ヶ所																	

④ 北上市（旧北上市、旧西和賀町、旧江釣子村）

災害発生年月日	災害名	災害内容																																							
平成10年8月27日 ～31日 災害警戒本部設置 状況 設置 8月29日 9時20分 解除 8月31日 23時00分	大雨	<p>東北地方に前線が停滞し、27日（木）午前3時頃より、降り続けている大雨のため、午前9時15分に盛岡地方気象台が北上川上流洪水警報及び水防警報を発令した。大雨により、北上川の水位が上昇し、警戒水位（3.9m）を超え点承知の桜並木、小鳥崎及び二子川端地区の一部が冠水した。また市内の農作物の冠水、農地及び道路の損壊等の被害が生じた。</p> <p>北上市水防本部設置 平成10年8月29日（火）午前9時20分 北上市水防本部解除 平成10年8月31日（火）午前11時00分</p> <p>降雨量（観測地、北上消防署）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>雨 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月27日</td> <td>16.5mm</td> </tr> <tr> <td>8月28日</td> <td>25.0mm</td> </tr> <tr> <td>8月29日</td> <td>72.5mm</td> </tr> <tr> <td>8月30日</td> <td>58.5mm</td> </tr> <tr> <td>8月31日</td> <td>59.5mm</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>232.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>警戒水位</th> <th>最高出水位</th> <th>月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川・男 山</td> <td>3.90m</td> <td>4.30m</td> <td>8月30日</td> </tr> <tr> <td>北上川・珊瑚橋</td> <td>3.30m</td> <td>3.65m</td> <td>31日13時</td> </tr> <tr> <td>和 賀 川</td> <td>2.70m</td> <td>2.50m</td> <td>29日23時</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被害金額（千円）</th> <th>被害数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物等 被害</td> <td>6,500</td> <td>水田冠水 7 ha 里芋冠水 5 ha 桑 2.8ha</td> </tr> <tr> <td>農地農業 施設被害</td> <td>37,600</td> <td>水田流失埋設 8ヶ所 3 ha 畑 1ヶ所 頭首工損壊 16ヶ所 道路 4ヶ所 水路決壊 1ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	月 日	雨 量	8月27日	16.5mm	8月28日	25.0mm	8月29日	72.5mm	8月30日	58.5mm	8月31日	59.5mm	合計	232.0	位 置	警戒水位	最高出水位	月 日	北上川・男 山	3.90m	4.30m	8月30日	北上川・珊瑚橋	3.30m	3.65m	31日13時	和 賀 川	2.70m	2.50m	29日23時	区 分	被害金額（千円）	被害数量等	農作物等 被害	6,500	水田冠水 7 ha 里芋冠水 5 ha 桑 2.8ha	農地農業 施設被害	37,600	水田流失埋設 8ヶ所 3 ha 畑 1ヶ所 頭首工損壊 16ヶ所 道路 4ヶ所 水路決壊 1ヶ所
月 日	雨 量																																								
8月27日	16.5mm																																								
8月28日	25.0mm																																								
8月29日	72.5mm																																								
8月30日	58.5mm																																								
8月31日	59.5mm																																								
合計	232.0																																								
位 置	警戒水位	最高出水位	月 日																																						
北上川・男 山	3.90m	4.30m	8月30日																																						
北上川・珊瑚橋	3.30m	3.65m	31日13時																																						
和 賀 川	2.70m	2.50m	29日23時																																						
区 分	被害金額（千円）	被害数量等																																							
農作物等 被害	6,500	水田冠水 7 ha 里芋冠水 5 ha 桑 2.8ha																																							
農地農業 施設被害	37,600	水田流失埋設 8ヶ所 3 ha 畑 1ヶ所 頭首工損壊 16ヶ所 道路 4ヶ所 水路決壊 1ヶ所																																							

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容														
		林業関係	500	山林一部崩壊1ヶ所												
		土木施設被害	16,143	道路法面、路肩崩壊20ヶ所												
		社会体育施設被害		展勝地さわやかトイレ床上浸水 展勝地市民野球場冠水 展勝地ラグビー場冠水 展勝地テニスコート冠水												
		学校被害	46,000	法面崩壊1ヶ所（東陵中）												
		商工関係被害	100	アカデミーグラウンド冠水												
		都市公園被害	100	野球場トイレ洗浄2ヶ所												
		合計	107,093													
平成14年7月10日 ～12日 災害警戒本部設置 状況 設置 7月10日 17時30分 廃止 7月12日 16時00分	大雨	1 大雨状況等 台風6号の北上により、東北地方に停滞していた梅雨前線が活発化し、10日昼過ぎからの大雨のため、同日午後5時25分に盛岡地方気象台が「台風6号による大雨・洪水警報」を発令した。 大雨により、北上川の水位の上昇に伴い越水被害、中小河川の氾濫による住宅への浸水、道路の決壊、水田等への冠水及び農地等の決壊被害が発生した。 2 北上市災害警戒本部設置 平成14年7月10日（水）午後5時30分 3 北上市災害警戒本部廃止 平成14年7月12日（金）午後4時00分 4 降雨量（観測地 北上消防署内） 降り始め（7月10日午後5時頃）から188mm （7月11日午後1時現在） 5 出水量 <table border="1" data-bbox="580 1585 1291 1749"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>警戒水位</th> <th>最高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川・男山</td> <td>3.90m</td> <td>6.00m</td> </tr> <tr> <td>北上川・珊瑚橋</td> <td>3.30m</td> <td>5.26m</td> </tr> <tr> <td>和賀川・鬼柳</td> <td>2.70m</td> <td>3.50m</td> </tr> </tbody> </table>			位置	警戒水位	最高水位	北上川・男山	3.90m	6.00m	北上川・珊瑚橋	3.30m	5.26m	和賀川・鬼柳	2.70m	3.50m
位置	警戒水位	最高水位														
北上川・男山	3.90m	6.00m														
北上川・珊瑚橋	3.30m	5.26m														
和賀川・鬼柳	2.70m	3.50m														

6 被害状況

区分	被害箇所	被害金額	被害数量等
1 住家被害	131	11,527	床上浸水22戸（罹災人員65人） 床下浸水83戸（罹災人員272人） 非住家被害 浸水被害24戸 小屋一部損壊2戸
2 土木施設被害	105	155,900	道路決壊105ヶ所 通行止め23ヶ所
3 上水道施設被害	1	200	道路決壊による埋設水道管破損
4 農作物被害		84,000	農作物の冠水、田畑への土砂等流入 冠水面積582.8ha
5 農地農業用施設被害	144	63,000	農地、農道、農業用水等決壊等
6 農集排水処理施設被害	4	2,000	処理場施設4ヶ所床下浸水 （蔵屋敷、飯豊、更木、臥牛）
7 森林被害	6	53,000	林道関係法面崩壊、林地崩壊等
8 都市公園被害	5	26,000	国見山休憩所半壊、陣ヶ丘法面崩壊、展勝地公園内の桜、つつじの倒木、トイレ浸水、大堤第3駐車場舗装流失、グリーンパーク一部冠水
9 社会教育施設被害	4	1,064	博物館進入路法面崩壊、歩道基礎土砂流入
10 体育施設被害	3	42,870	
11 学校被害	3	150	
12 文化財被害	1	100	
13 福祉施設等被害	2	1,190	
合計		441,001	

7 災害応急対策

(1) 避難所の設置・運営

避難の状況 10世帯25人（自主避難）

避難先 上野中学校、孫屋敷公民館、口内6区公民館 以上3ヶ所

(2) 防疫活動

家屋又は付属家消毒 159件（12日、13日、17日実施）

(3) 廃棄物処理活動

①し尿処理件数 131件99,160ℓ

（11日、12日、15日、16日、17日、18日実施）

②発生ごみ処理件数 10件6,920kg（11日～17日実施）

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容
<p>平成19年9月17日 ～18日</p> <p>災害警戒本部設置 状況</p> <p>設置9月17日 17時50分</p> <p>廃止9月18日 17時00分</p>	<p>大雨</p>	<p>9月17日から18日にかけての大雨・洪水災害（経過報告）</p> <p>9月17日（月）</p> <p>3：40 大雨・洪水警報発表</p> <p>3：40 岩手県北上地方支部災害警戒本部設置</p> <p>3：45 北上市災害警戒本部設置</p> <p>3：45 北上地区消防組合災害警戒本部設置</p> <p>5：55 岩手県土砂災害警戒情報発表</p> <p>7：45 降り始めからの雨量50ミリ</p> <p>9：00 北上川水防警報</p> <p>11：00 珊瑚橋北上川水位4.0メートル</p> <p>13：10 展勝地テニスコート冠水</p> <p>13：20 男山観測点北上川水位3.68メートル （警戒水位3.30メートル）</p> <p>14：32 小鳥崎「かやの木端」以北冠水</p> <p>17：50 北上市災害対策本部設置</p> <p>18：42 珊瑚橋北上側水位5.15メートル</p> <p>20：44 北上中学校西側住宅6世帯に避難勧告－立花地区も</p> <p>23：30 珊瑚橋北上側水位5.90メートル</p> <p>23：40 相去町東裏地区10世帯に避難勧告</p> <p>9月18日（火）</p> <p>0：16 男山観測点北上川水位5.40メートル</p> <p>1：30 珊瑚橋北上川水位6.20メートル</p> <p>1：46 小河川の減水を確認</p> <p>2：06 男山観測点北上川水位5.40メートル</p> <p>5：30 珊瑚橋北上川水位6.20メートル</p> <p>9：41 珊瑚橋北上川水位5.95メートル</p> <p>9：59 大雨警報が大雨注意報に切り替え 洪水警報は継続</p> <p>16：45 珊瑚橋北上川水位4.70メートル</p> <p>17：00 北上市災害対策本部</p> <p>20：20 洪水警報解除</p>

各地区被害状況

地区名	被害状況			
	住家		非住家	
	床上浸水	床下浸水	床上浸水	床下浸水
黒沢尻北地区		4		2
孫屋敷地区		2		
藤沢地区		1		
小鳥崎地区		2		3
二子地区		20	3	10
更木地区		1		5
黒岩地区	2	6	2	1
立花地区	6	34	6	9
相去地区		14		
鬼柳地区		2		2
和賀地区(岩沢)		1		
計	8	87	11	32

避難所集計

避難所名	世帯数	人員数
上野中学校	40	122
黒沢尻北小学校	2	6
立花地区交流センター	10	30
岡島公民館	10	30
黒岩地区交流センター	13	41
本郷公民館	6	18
合計	81	247

平成19年9月17日から18日の大雨洪水災害による農作物被害内訳表

作物名	栽培面積 (ha)	被害程度別面積							被害 農家戸数	被害地区	被害状況	被害額 (千円)
		5%以下	6~11%	11~30%	31~50%	51~70%	71%以上	被害面積				
水稲	5,535	195						195	2組合と31戸	二子、麩、黽、虻	冠水	6,533
大豆	737					20		20		二子、黒岩	冠水	2,456
りんご	117						2	2		成田、黒岩	冠水	6,222
二子さといも	68		25					30		二子、更木	冠水、流失	26,044
白菜	24						3	3		稲瀬	流失	
大根	22						2	2		稲瀬	流失	
その他野菜	29						4	4		稲瀬、二子、更木	流失	
合計	6,550	195	25	0	0	20	16	256				41,255

1-5-2 災害の記録

平成19年9月17日から18日にかけての大雨洪水災害 被害状況調べ

施設等の名称		被害の状況	被害額(概算)千円	単位	数量	備考
民間の建物	一般住宅	床上浸水	3,710	棟	7	立花、二子、黒岩
	一般住宅	床下浸水		棟	97	黒沢尻、立花、二子、小鳥崎、黒岩、更木、相去
	非住家			棟	51	黒沢尻、立花、二子、小鳥崎、黒岩、更木
道路	市道	法面決壊等	31,700	ヶ所	16	市道6013886線(綱取断層付近)路肩崩落ほか
公園	都市公園	冠水被害等	13,800			土砂及びゴミの堆積等
	和賀川水辺広場	やな場橋損壊	6,000	ヶ所	1	
下水道施設			0			被害なし
水道施設						被害なし
公営住宅						被害なし
社会教育施設			0			被害なし
体育施設	展勝地野球場	冠水	20,000	ha	1.61	
	展勝地ラグビー場	冠水	16,000	ha	1.43	
	展勝地プール管理棟	床上浸水	100	棟	1	内部清掃
	展勝地さわやかトイレ	床上浸水	3,700	棟	1	
学校施設	小・中学校等		0			被害なし
文化財施設	みちのく民族村ほか		0			被害なし
福祉施設	保育所、児童館		0			被害なし
	老人等保健施設等		0			被害なし
商工施設	展勝地レストハウス	大型テント破損等	1,000	式	1	大型テント破損、格納庫浸水
	入江	土砂堆積	4,500	式	1	土砂浚渫
	S L 展示場	フェンス破損等	2,000	式	1	フェンス破損、ゴミ堆積
農林関連	農業集落排水処理場	浸水被害	800	棟	1	更木地区処理場浸水被害
	農地	農地流失等	9,000	ヶ所	10	二子地区ほか
	農業用施設	法面決壊等	63,240	ヶ所	16	熊沢排水路法面復旧、口内森地区ため池法面復旧ほか
	農作物	冠水及び流失被害	41,255	Ha	256	別紙 農作物被害内訳表のとおり
	林道作業道等被害	法面決壊等	14,600	ヶ所	6	林道鳥谷脇線他
病院等			0			被害なし
			233,375			

(3) 冷 害

発生年月日	区 分	災 害 内 容
明治2年	凶 作	6月10日気候不順、土用中雨降り続き、9月下旬度々霜降り。田作皆無、畑作も同様なり。
明治35年	凶 作	春以来気候不順 米作収穫高5ヵ年平均の59%減収
明治38年	凶 作	8月の低温、多雨、日照不足 平均に対し66%減収
昭和9年	低温凶作	明治38年に次ぐ大凶作 前年に比し61%、平年作の54%減収
昭和10年	不 作	低温で稲作不作 前5年平均に比し25%減収
昭和28年	不 作	低温、多雨、日照不足、いもち病発生等で水稻不足 平均の14%減収
昭和41年	冷 害	低温、日照不足、長雨 県平均の作況指数94
昭和46年	異常低温	低温、日照不足 作況指数94、対前年比88%
昭和51年	冷 害	8月以降の極端な低温、日照不足。出穂遅延と早冷による登熟不良により大きな被害を受けた。 作況指数 89 ※県 82 11月29日 天災融資法及び激甚災害法の発動 12月21日 特別被害地域の指定 (更木、口内、稲瀬、相去、村崎野地区)
昭和55年	冷 害	7月以降の長期にわたる異常低温、日照不足により大冷害に見舞われる。作況指数73 ※県60 11月10日 天災融資法及び激甚災害法の発動 11月21日 特別被害地域の指定(市内全域)
昭和56年		春以来の異常低温、小照、大雨、さらに8月23日に本県を縦断した台風15号により、前年の大冷害に引き続き連年の大きな被害を受けた。作況指数74 ※県76 (台風関係) 10月20日 天災融資法及び激甚災害法の発動 特別被害地域の指定(飯豊、鬼柳、相去地区) (低温関係) 12月11日 天災融資法及び激甚災害法の発動 57年1月12日 特別被害地域の指定(飯豊、更木、口内地区)
昭和57年	低 温	稲作期間の異常気象 6月から7月にかけての異常低温、日照不足 作況指数 92 ※県 89 12月17日 天災融資法及び激甚災害法の発動
昭和63年	低 温	稲作期間の異常気象 7月以降の異常低温、日照不足、障害不稔と登熟遅延により大きな被害を受けた。 作況指数 87 ※県 85 11月22日 天災融資法の発動

1-5-2 災害の記録

発生年月日	区 分	災 害 内 容
平成3年	低 温	夏の異常気象 7月中旬、8月初旬の低温、日照不足 障害不稔、いもち病による被害、さらに台風19号（9月27日～28日） による農作物及び農業施設に被害を受けた。 作況指数 92 ※県 90 12月20日 天災融資法及び激甚災害法の発動
平成5年	冷 害	低温日照不足、長雨により大冷害に見舞われる。 作況指数 35 ※県 30 8月2日 農作物異常気象対策本部設置 11月10日 天災融資法の発動
平成15年	冷 害	6月下旬以降の低温、日照不足により大冷害に見舞われる。 作況指数 77（北上川下流）※県 73 9月4日 北上市農作物異常気象対策本部設置 10月29日 天災融資法の発動

(4) 地 震

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容
平成23年3月11日	東日本大震災	午後2時46分、マグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生。北上市 では震度5強を観測。 北上市内の被害状況は以下のとおり 負傷者 34名 全壊 56棟 半壊 523棟 一部損壊 2015棟 道路損壊 176ヶ所 その他 損壊多数 被害総額 1,150,000千円

2 災害予防計画

2-2-1 自主防災組織の現況

(1) 自主防災組織の状況R3.6.1)

No.	対象地区	組織名称
	黒沢尻北(全域)	黒沢尻北地区自治振興協議会 防災対策委員会
1	黒沢尻北	黒沢尻1区自主防災対策会
2	黒沢尻北	黒沢尻2区自主防災会
3	黒沢尻北	黒沢尻10区自主防災会
4	黒沢尻北	黒沢尻21区自主防災会
5	黒沢尻北	黒沢尻22区自主防災会
6	黒沢尻北	黒沢尻23区自主防災・災害対策会
	黒沢尻東(全域)	黒沢尻東地区防災連絡協議会
7	黒沢尻東	黒沢尻11区防災会
8	黒沢尻東	黒沢尻12区自主防災会
9	黒沢尻東	黒沢尻13区防災会
10	黒沢尻東	黒沢尻14区小鳥崎防災会
11	黒沢尻東	黒沢尻14区小巾防災会
12	黒沢尻東	黒沢尻15区防災会
13	黒沢尻東	黒沢尻19区自主防災会
14	黒沢尻東	黒沢尻20区自主防災会
15	黒沢尻東	黒沢尻26区自主防災会
16	黒沢尻東	黒沢尻27区自主防災会
17	黒沢尻東	黒沢尻14区川岸団地ぼたん会自主防災会
	黒沢尻西(全域)	黒沢尻西地区防災対策委員会
18	黒沢尻西	黒沢尻3区自主防災会
19	黒沢尻西	黒沢尻4区自主防災会
20	黒沢尻西	黒沢尻5区自治会自主防災会
21	黒沢尻西	黒沢尻6区自主防災会
22	黒沢尻西	黒沢尻7区自治会自主防災会
23	黒沢尻西	黒沢尻8区自主防災会
24	黒沢尻西	黒沢尻9区自治会
25	黒沢尻西	黒沢尻24区会自主防災会
26	黒沢尻西	黒沢尻25区自主防災隊
27	立花(全域)	立花自治振興協議会防災部会
	飯豊(全域)	飯豊地区自主防災組織連絡協議会

2-2-1 自主防災組織の現況

28	飯 豊	飯豊1区自主防災会
29	飯 豊	飯豊2区自主防災会
30	飯 豊	飯豊3・6区自主防災会
31	飯 豊	飯豊4区自主防災会
32	飯 豊	飯豊5区自主防災会
33	飯 豊	飯豊7区自主防災会
34	飯 豊	飯豊8区自主防災会
35	飯 豊	飯豊9区自主防災会
36	飯 豊	飯豊10区自主防災会
	二 子(全域)	二子町自主防災推進協議会
37	二 子	二子町下通り地区自主防災会
38	二 子	二子町岡島地区自主防災会
39	二 子	二子町才の羽々自治会自主防災会
40	二 子	二子町上野自治会自主防災会
41	二 子	二子町中島部落会自主防災会
42	二 子	二子町高屋自治会自主防災会
43	二 子	二子町西川目自治会自主防災会
44	二 子	二子町鳥喰自治会自主防災会
45	二 子	二子町川端自治会自主防災会
46	二 子	二子町上宿自治会自主防災会
47	二 子	二子町下宿部落自主防災会
48	二 子	二子町和小路自治会自主防災会
49	二 子	二子町築館自治会自主防災会
50	更 木(全域)	更木地区自主防災会
51	黒 岩(全域)	黒岩地区自主防災会
52	口 内(全域)	口内町自主防災組織
53	稲 瀬(全域)	稲瀬町自主防災部会
	相 去(全域)	相去町自主防災会
54	相 去	相去1区自主防災会
55	相 去	相去2区仲町自主防災会
56	相 去	相去2区下組自主防災会
57	相 去	相去3区上家防災会
58	相 去	相去3区山根・平林防災会
59	相 去	相去4区本郷自主防災会

60	相 去	相去 4 区相去南自主防災会
61	相 去	相去町 5 区防災会
62	相 去	相去 6 区自主防災会
63	相 去	相去 7 区自治防災会
64	相 去	相去 8 区自主防災会
65	相 去	相去 9 区自主防災会
66	相 去	相去10区防災会
67	相 去	相去11区自主防会
	鬼 柳(全域)	鬼柳町自治振興協議会
68	鬼 柳	鬼柳町第 1 区自主防災組織
69	鬼 柳	鬼柳町 2 区自主防災組織
70	鬼 柳	鬼柳町三区自主防災会
71	鬼 柳	鬼柳町第 4 区自主防災本部
72	鬼 柳	鬼柳 5 区自主防災会
	江釣子(全域)	江釣子地区自主防災会
73	江釣子	江釣子 1 区自治防災会
74	江釣子	江釣子 2 区自治防災会
75	江釣子	江釣子 3 区自主防災会
76	江釣子	江釣子 4 区自主防災会
77	江釣子	江釣子 5 区災害対策本部
78	江釣子	江釣子 6 区自主防災会
79	江釣子	江釣子第 7 区自主防災会
80	江釣子	江釣子第 8 区自主防災会本部
81	江釣子	江釣子第 9 区防災会
82	江釣子	江釣子第10区自主防災会本部
83	江釣子	江釣子11区自主防災会
84	江釣子	江釣子第12区自主防災会
85	江釣子	江釣子第13区自主防災会
86	江釣子	江釣子第14区自主防災会
87	江釣子	江釣子15区自主防災本部
88	江釣子	江釣子第16区自主防災会
89	江釣子	江釣子第17区自主防災会
	和 賀(全域)	和賀地区自主防災組織連絡協議会
90	和 賀	一防会
91	和 賀	横川目 2 区自主防災会

2-2-1 自主防災組織の現況

92	和 賀	横川目 3 区自主防災会
93	和 賀	横川目 4 区自主防災会
94	和 賀	横川目 5 区自治会自主防災会
95	和 賀	竪川目自主防災部会
96	和 賀	仙人区防災会
97	和 賀	岩沢区防災会
98	和 賀	山口区自主防災会
	岩 崎(全域)	岩崎地区自主防災連絡協議会
99	岩 崎	岩崎 1 区自治会自主防災会
100	岩 崎	岩崎 2 区自主防災会
101	岩 崎	岩崎 3 区自治会自主防災会
102	岩 崎	煤孫 1 区自主防災会
103	岩 崎	煤孫 2 区自主防災会
104	岩 崎	新田 1 区防災会
105	岩 崎	新田 2 区自主防災会
	藤 根(全域)	藤根地区自主防災組織連絡協議会
106	藤 根	藤根 1 区自主防災会
107	藤 根	藤根 2 区防災会
108	藤 根	藤根 3 区防災会
109	藤 根	藤根 4 区自主防災会
110	藤 根	長沼 1 区自主防災部会
111	藤 根	長沼 2 区防災会
112	藤 根	後藤 1 区自治会自主防災会
113	藤 根	後藤野自治会防災部

(2) 婦人消防協力隊

No.	名 称	結成年月日	No.	名 称	結成年月日
1	上鬼柳婦人消防協力隊	S46.3.26	21	鬼柳第3部婦人消防協力隊	S58.3.6
2	水神婦人消防協力隊	S46.4.2	22	黒沢尻第6区婦人消防協力隊	S59.11.25
3	あけぼの婦人消防協力隊	S46.4.14	23	黒沢尻第2区婦人消防協力隊	S59.12.26
4	稲瀬婦人消防協力隊	S46.4.21	24	黒沢尻第26区婦人消防協力隊	S60.4.20
5	下口内婦人消防協力隊	S47.1.31	25	相去第8区婦人消防協力隊	H1.3.5
6	明神婦人消防協力隊	S47.7.5	26	相去第7区婦人消防協力隊	H3.11.24
7	浅間婦人消防協力隊	S49.3.21	27	相去第10区婦人消防協力隊	H3.11.24
8	愛宕婦人消防協力隊	S49.3.21	28	相去11区婦人消防協力隊	H3.11.24
9	本郷婦人消防協力隊	S49.5.22	29	江釣子かけ橋婦人消防協力隊	H14.7.24
10	横川目地区婦人消防協力隊	S51.4.1	30	飯豊しらゆり婦人消防協力隊	H30.4.1
11	芦谷地婦人消防協力隊	S54.11.18			
12	更木2部婦人消防協力隊				
13	更木3部婦人消防協力隊	S55.3.2			
14	更木1部婦人消防協力隊	S55.3.20			
15	黒沢尻第12区婦人消防協力隊	S55.12.21			
16	小島崎婦人消防協力隊	S56.4.5			
17	上野町婦人消防協力隊白百合隊	S56.10.31			
18	上野町婦人消防協力隊さくら隊	S56.10.31			
19	黒沢尻第8区婦人消防協力隊	S57.5.29			
20	鬼柳第2部婦人消防協力隊	S57.6.1			

(3) 幼年・少年消防クラブ

No.	名 称	結成年月日	No.	名 称	結成年月日
1	下藤根少年消防クラブ	S57.1.1	8	横川目幼稚園幼年消防クラブ	H8.5.1
2	口内保育園幼年消防クラブ	S59.6.6	9	更木幼稚園幼年消防クラブ	H8.6.1
3	口内小学校少年消防クラブ	S62.5.1	10	江釣子幼稚園幼年消防クラブ	H9.11.28
4	上長沼少年消防クラブ	S63.7.31	11	春木場少年消防クラブ	H10.7.25
5	黒沢尻幼稚園幼年消防クラブ	H3.7.8	12	藤根幼稚園幼年消防クラブ	H19.12.7
6	黒沢尻保育園幼年消防クラブ	H3.10.8	13	おにやなぎ保育園幼年消防クラブ	H22.4.1
7	やさか幼稚園幼年消防クラブ	H7.1.27			

2-2-2 北上市自主防災マイスター認定要領

2-2-2 北上市自主防災マイスター認定要領

北上市自主防災マイスター認定要領

(目的)

第1 この要領は、北上市地域防災計画に基づき、自主防災組織の核となって活動する北上市自主防災マイスター（以下「自主防災マイスター」という。）を養成するための必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2 自主防災マイスターは、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地域の防災活動に関わることができること
- (2) 災害発生時に、地域で活動できること
- (3) 連絡先を地域へ提供することに同意できること

2 前項に規定する連絡先については、防災・減災対策に関する活動にのみ使用する。

(養成講習の開催及び認定等)

第3 市長は、地域において自主防災活動の活性化を図るため、地域に根差した自主防災マイスターを養成するための講習（以下「養成講習」という。）を開催し、養成講習を受講し修了したものを自主防災マイスターとして認定する。

2 自主防災マイスターの認定期間は、3年とする。

3 市長は、自主防災マイスターとして認定した者に認定証（様式第1号）を交付するとともに、名簿を作成し管理するものとする。

4 自主防災マイスターは、各自主防災組織等の構成員から1人以上を認定する。

(養成講習受講者の募集)

第4 受講者の募集については、各地区の自主防災組織の推薦によるものとする。

2 養成講習の受講を希望する者は、北上市自主防災マイスター養成講習申込書（様式第2号）を市へ提出するものとする。

(養成講習の内容)

第5 養成講習は、自主防災組織及び地域における防災対策を推進する上で必要となる基礎的知識及び技能を修得できる内容とする。

(腕章の交付)

第6 市長は、自主防災マイスターの認定を受けた者に対し、腕章を交付するものとする。

(現況確認及び更新)

第7 市長は、自主防災マイスターについて、毎年登録事項の変更の有無及び存否を確認するものとする。

2 市長は、自主防災マイスターの認定期間について、その認定期間満了前に養成講習を受講させることにより、認定期間を更新することができる。

(認定の取消し)

第8 自主防災マイスターが、次に該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- (1) 本人から申出があった場合
- (2) 死亡又は所在不明が明らかになった場合
- (3) 市外に転出した場合
- (4) その他自主防災マイスターにふさわしくない行為があったと認められた場合

(実施主体)

第9 実施主体は、北上市企画部危機管理課とする。

(補則)

第10 本要領に規定のない事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年7月23日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月22日から施行する。

北上市自主防災マイスター認定証

組 織 名

氏 名 様

貴方を北上市自主防災マイスターに認定します。

地区の災害対策の推進に向け、活躍されることを期待します。

認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

北上市長

様式第2号

年度北上市自主防災マイスター養成講習申込書

年 月 日

北上市長 様

組織名

次のとおり推薦します。

1	(ふりがな) 氏 名		(性別) 男・女
2	住 所	〒	
3	生 年 月 日	昭和・平成	年 月 日生
4	電 話 (携帯電話)	(携帯電話 :)	
5	組織名 (地区名)		
6	履 歴 等	(自主防災組織又は地域における役職等)	
		(自主防災組織又は地域における主な活動履歴)	

※推薦する人物は、次の項目にあてはまる人物であることに留意願います。

- (1) 地域の防災活動に関わることができること。
- (2) 災害発生時に、地域で活動できること。
- (3) 連絡先を地域へ提供することに同意できること。

2-4の2-1 防災行政無線整備状況

2-4の2-1 防災行政無線整備状況

設置機関	呼出名称	設置場所	管理者	無線局数
北上市	防災きたかみ	北上市役所本庁舎構内	北上市長	基地局 1
北上市	防災きたかみ	秘書室	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ	運転手控室	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ	都市整備部道路環境課	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ	都市整備部都市計画課	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ	和賀庁舎電話交換室	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ 1～4	企画部政策企画課	北上市長	移動局 4
北上市	防災きたかみ10～13、 20～24、31～50	都市整備部道路環境課	北上市長	移動局 29
北上市	防災きたかみ53、54	都市整備部道路環境課	北上市長	携帯局 2
北上市	防災きたかみ55、70	都市整備部道路環境課	北上市長	移動局 2
北上市	防災きたかみ60	都市整備部都市計画課	北上市長	移動局 1
北上市	防災きたかみ52	農林部農林企画課	北上市長	携帯局 1
北上市	防災きたかみ75	農林部農林企画課	北上市長	移動局 1
北上市	防災きたかみ51、80	企画部危機管理課	北上市長	携帯局 1
北上地区消防組合	北消本部	北上地区消防組合本部	北上市長	基地局 1
北上地区消防組合	北消 2～12	北上消防署	北上市長	移動局 11
北上地区消防組合	北消 21、22	和賀分署	北上市長	移動局 2
北上地区消防組合	北消 25、26	大堤分署	北上市長	移動局 2
北上地区消防組合	北消工作 1	北上消防署	北上市長	移動局 1
北上地区消防組合	北消はしご 1	北上消防署	北上市長	移動局 1
北上地区消防組合	北消救急 1、2、5	北上消防署	北上市長	移動局 3
北上地区消防組合	北消救急 3	和賀分署	北上市長	移動局 1
北上地区消防組合	北消救急 7	大堤分署	北上市長	移動局 1
北上地区消防組合	北消 50～66、102～107	北上消防署	北上市長	移動局 23
北上地区消防組合	北消工作 11、12	北上消防署	北上市長	移動局 2
北上地区消防組合	北消 75～77	和賀分署	北上市長	移動局 3
北上地区消防組合	北消 71～74	大堤分署	北上市長	移動局 4

2-6の2-1 北上市備蓄計画（主なもの）

備蓄物資	備蓄量	期限	年間購入量	考え方
食料 (アルファ米)	12,500食 (250箱)	5年	2,000食 (50箱)	1,600人×3食×2日分 =9,600食≒10,000食(200箱) 各避難所倉庫へ10箱ずつ配備した場合に、北上市防災備蓄倉庫への配備分がなくなることから、毎年2,500食(50箱)購入し、5年で12,500食(250箱)備蓄
食料(携行食)	3,200食	3～ 5年	ゼリー320食 クッキー540食	1,600人×1食×2日分=3,200食 ゼリータイプ(期限5年)、クッキータイプ(期限3年)を各1,600食
水 (飲料水用)	3,240ℓ	5年	500ml×24本入を 54箱 (648ℓ)	1,600人×1ℓ×2日分 =3,200ℓ 1箱500ml×24本入の箱で購入した場合、5年で266箱≒270箱=3,240ℓ 毎年54箱(648ℓ)購入し、5年で270箱(3,240ℓ)備蓄
水 (その他用)	1,620ℓ	5年	2ℓ×6本入を 27箱(324ℓ)	10,000食×160ml=1,600ℓ 1箱2ℓ×6本入の箱で購入した場合、5年で133箱≒135箱=1,620ℓ 毎年27箱(324ℓ)購入し、5年で135箱(1,620ℓ)備蓄
トイレ	16,000個	10年	1,600個	1,600人×5回×2日分 =16,000個 毎年1,600個購入し、10年で16,000個備蓄
粉ミルク (アレルギー対応)	534箱 (1箱6 本入り)	1年 半	534箱	一人あたり1日4本で計算 市内の年間出生数800人 800人×4×2日=6,400回 このうち半分を市で備蓄

上記の期限がある備蓄品のほかにも、期限がないが経年劣化するものについては、衛生面等も考慮し随時更新を検討する。

2-8-1 消防施設等整備状況 (R5.3.31)

2-8-1 消防施設等整備状況 (R5.3.31)

区分		人 員		消 防 車 両 等									消 防 水 利				
		消 防 吏 員	消 防 団 員	消防ポンプ			化 学 車	は し ご 車	救 急 車	水 槽 車	指 揮 車	工 作 車	そ の 他	消 火 栓	消 火 水 槽	井 戸 等	そ の 他
				ポ ン プ 車	小 型	積 載 車											
北 上 市	現 有 数		836							1		2	1,777	313			
消 防 組 合	現 有 数	144		8	3		1	1	8	1	3	1	8				

2-8-2 水防用備蓄敷材一覧表（水防倉庫）

器具資材等	器 具											資 材						その他	
	ス コ ッ プ	つ る は し	と う ぐ わ	お の り	の こ ぎ	か ま	掛 矢	ナ タ	ハ マ 	ペ ン チ	鉄 線 ハ サ ミ	杭 木	万 年 土 囊	鉄 線	ス テ ッ プ ル	鉄 製 ク イ	土 留 鋼 板	ビ ニ ー ル シ ー ト	救 命 胴 衣
数	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	丁	丁	本	袋	kg	kg	本	枚	枚	個
	180	21	60	18	20	28	31	9	10	9	5	100	5,000	10	10	200	100	200	100

2-8-3 林野火災消火機材備付状況

2-8-3 林野火災消火機材備付状況

平成18年4月1日現在

機材名	可搬式 散水 装置	軽可搬 消防ポ ンプ	山林防 災スプ レヤー	移動用 水槽	布製 バケツ	チェン ソー	刈払機	スコップ	唐鋏	小型 動力 ポンプ
北 上 営林署	台 30	台	台 1	台 2	個 60	台 25	台 4	丁 10	丁 70	台 30
北上市										
北上地区 消防組合	78	2	1	2		1		55		

2-13-1 重要水防箇所一覧表

北上市土木センター管内														
河川名	管理	地区名	左右岸別	評定種別	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市
					堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧 川跡(m)	工事施工・ 破堤跡・陸 圃(箇所)		
〈北上土木センター管内〉														
北上川	国	稲瀬	左岸	漏水	200								シート張工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防高				947	(947)				積土のう工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防高				523	(523)				積土のう工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防断面				200	(200)				シート張工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防高	882								避難誘導・ 積土のう工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防断面	439	(439)							シート張工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防断面				443	(443)				シート張工	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高	257								対策なし	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防断面	257	(257)							対策なし	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高				1,411					対策なし	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高				1,114					積土のう工	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高				431					積土のう工	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高				220					積土のう工	北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	堤防高				762					積土のう工	北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	堤防高				665					積土のう工	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	水衝洗掘				430	(430)				木流し工	北上市

2-13-1 重要水防箇所一覧表

北上川	国	小島崎	右岸	堤防高	1,000								避難誘導	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	堤防高	566								対策なし	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	堤防断面	566	(566)							対策なし	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	堤防高	628								避難誘導	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	堤防断面	628	(628)							避難誘導	北上市
北上川	国	二子	右岸	水衝洗掘				150	(100)				木流し工	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防高				177					避難誘導	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防高	2,913								避難誘導	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防断面				1,031	(1,031)				シート張工	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防断面	1,647	(1,647)							避難誘導	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防断面				235	(235)				避難誘導	北上市
北上川	国	北上中央橋		工作物						1				北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防高	1,234								対策なし	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防断面	1,234	(1,234)							対策なし	北上市
北上川	国	成田	右岸	堤防高	2,012								対策なし	北上市花巻市
北上川	国	成田	右岸	堤防断面	719	(719)							対策なし	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防高	952								対策なし	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防断面				163	(163)				対策なし	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防断面	789	(789)							対策なし	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防高	670								積土のう工	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防断面				564	(564)				シート張工	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防断面	106	(106)							避難誘導	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防高				940					積土のう工	北上市
北上川	国	珊瑚橋	右岸	工作物						1				北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	409								対策なし	北上市

2-13-1 重要水防箇所一覧表

北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	409	(409)							対策なし	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	945								避難誘導	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	945	(945)							避難誘導	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	418								対策なし	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	418	(418)							対策なし	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	155								避難誘導	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	155	(155)							避難誘導	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	987								対策なし	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	987	(987)							対策なし	北上市
北上川	国	更木	左岸	堤防高				442					積土のう工	北上市
北上川	国	更木	左岸	堤防高				226					積土のう工	北上市
北上川	国	昭和橋	左岸	工作物			1							北上市
北上川	国	更木	左岸	堤防高				2,729	(2729)				積土のう工	北上市
北上川	国	更木・矢沢	左岸	漏水				200	(200)				月の輪工	北上市
北上川	国	更木・矢沢	左岸	漏水	200	(200)							月の輪工	北上市
北上川	国	更木・矢沢	左岸	漏水				102	(102)				月の輪工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	旧河川跡							230			北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	旧河川跡							100			北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	陸閘								1		北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	陸閘								1		北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	陸閘								1		北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	陸閘								1		北上市
北上川	計				24,727	(10,499)	1	14,105	(7,717)	2	330	4		

2-13-1 重要水防箇所一覧表

和賀川	国	和賀川右岸	右岸	堤防高	283	(283)							積土のう工	北上市
和賀川	国	和賀川右岸	右岸	堤防断面				100					積土のう工	北上市
和賀川	国	和賀川右岸	右岸	堤防断面				100	(100)				シート張工	北上市
和賀川	国	和賀川右岸	右岸	工作物						1			工 作 物	北上市
和賀川	国	和賀川左岸	左岸	堤防高				124					積土のう工	北上市
和賀川	国	和賀川左岸	左岸	水衝洗掘				350					木流し工	北上市
和賀川	国	古川橋	右岸	工作物						1			工作物	北上市
和賀川	県	佐野	右岸	水衝洗掘				300					釜段・月の輪工	北上市
和賀川	県	小田中	右岸	水衝洗掘				400					釜段・月の輪工	北上市
和賀川	県	山口	右岸	堤防高無堤	1,300									北上市
和賀川	県	横川目	左岸	堤防高無堤	500									北上市
和賀川 計					2,083	(283)	0	1,374	(100)	2	0	0		
尻平川	県	横川目	右岸	堤防高無堤	200									北上市
尻平川	県	土堀	左岸	堤防高無堤	40									北上市
尻平川	県	鳥谷筋	右岸	堤防高無堤	400									北上市
尻平川 計					640									
本郷川	県	鷹鳥羽	左岸	堤防高無堤	170								積土のう工	北上市
本郷川	県	町分	右岸	堤防高無堤	10								積土のう工	北上市
本郷川 計					180									
北上土木センター管内 計					27,630	10,782	1	15,479	7,817	4	330	4		

2-13-2 樋管、水門箇所一覧表

国土交通省岩手河川国道事務所水沢出張所、電話0197-24-4173において管理する国管等は、次のとおり。

樋管名	形式	位置
相去排水樋管	浮体構造起状	相去町
鬼柳相去樋管	スライド	鬼柳町
黒沢尻右岸1～4陸間	1～2 横引き 3～4 片開き	黒沢尻町
古川排水樋管	スライド	川岸
旧黒沢尻排水樋管	ローラー	川岸
珊瑚橋排水樋管	フラップ	黒沢尻町
更木排水樋管	ローラー	更木町
昭和橋排水樋管	スライド	更木町
立花第一排水樋門管	オーバーリンク	立花
吉内川排水樋管	ローラー	立花
大堰川排水樋門	ローラー	二子町

2-13-3 浸水想定区域内要配慮者利用施設

2-13-3 浸水想定区域内要配慮者利用施設

	施設名	所在地	電話番号
1	大通り保育園	九年橋三丁目 12-13	63-3038
2	二子保育園	二子町鳥喰前 49-6	66-2532
3	南保育園	相去町東裏 22	67-4317
4	川岸保育園	川岸三丁目 20-19	63-2688
5	更木幼稚園	更木 12 地割 61	66-2589
6	暁の星幼稚園	中野町二丁目 23-7	65-2082
7	ガーデン北上東	黒沢尻一丁目 19-70	72-8114
8	ひよこ保育園	中野町一丁目 9-19	72-5335
9	ポエム たち花	立花 10 地割 34	65-7700
10	しらゆり保育園	九年橋三丁目 18-16	64-3260
11	めばえほいくえん	小鳥崎 2 地割 165	62-3330
12	黒沢尻東小学校	中野町一丁目 8-1	63-2194
13	二子小学校	二子町鳥喰 22-2	66-2525
14	更木小学校	更木 12 地割 61	66-2523
15	北上中学校	黒沢尻一丁目 1-1	63-3129
16	こども療育センター	九年橋三丁目 12-18	63-8722
17	グループホームひばり	九年橋三丁目 14-70	65-0278
18	グループホームまちぶん	町分 18 地割 45	0198-31-2020
19	特別養護老人ホーム えびす	小鳥崎 2 地割 165	62-3456
20	ニチイケアセンター北上駅前	若宮町一丁目 5-5	65-7420
21	エスカールデイサービスセンター	立花 10 地割 38	61-2016
22	ニチイケアセンター北上	青柳町一丁目 2-40	61-2104
23	デイサービスコスモス	大通り四丁目 1-10	72-5905
24	コンパスウォーク北上鬼柳	鬼柳町古川 83-2	62-6717
25	なでしこ保育園	九年橋三丁目 14-48	62-3092
26	多機能型事業所 ito	若宮町 2-7-1	72-8191
27	花憩庵あいさり	相去町相去 47	0197-42-5001
28	北鬼柳にじいろ保育園	北鬼柳 23 地割 130	72-5328

2-14-1 除雪体制

No.	業者名	電話番号	機種	車道	歩道	履行箇所
1	(株)小原建設	66-3125	除雪グレーダ 排ガス対策車 4.0m級	2		飯豊、村崎 野地区外
			除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	1		
2	(株)佐藤組	67-5555	除雪グレーダ 排ガス対策車 3.1m級	1		相去、大堤 地区外
			除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	2		
			除雪ドーザ ホイル(5t) 0.8m ³	1		
3	鈴久建設(株)	64-5110	除雪グレーダ 排ガス対策車 4.3m級	1		鬼柳、流通 センター地 区外
			除雪グレーダ 排ガス対策車 4.0m級	1		
			除雪グレーダ 排ガス対策車 3.1m級	1		
			除雪ドーザ ホイル(13t) 2.4~2.6m ³	2		
4	高橋建設(株)	65-2131	除雪グレーダ 排ガス対策車 4.3m級	1		相去地区外
			除雪グレーダ 排ガス対策車 4.0m級	1		
			除雪グレーダ 排ガス対策車 3.7m級	1		
			除雪ドーザ ホイル(16t) 3.1~3.3m ³	1		
5	(有)中神工務店	63-3611	除雪ドーザ ホイル(7t) 1.2m ³	1		黒沢尻東部 地区外
			ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	1		
			小型除雪車 ホイル2ステージ 30kw(40ps)		2	
6	岩手建工(株)	81-5400	除雪グレーダ 排ガス対策車 3.1m級	1		黒岩、更木 地区外
			除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	1		
			除雪ドーザ ホイル(7t) 1.2m ³	1		
			ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	2		
7	岩手建設工業(株)	65-1616	除雪ドーザ ホイル(16t) 3.1~3.3m ³	2		常盤台西部 地区、岩沢 夏油温泉線
			ロータリ除雪車 ホイル2ステージ 220kw(300ps)	1		
			ホイールローダ トラクタショベル 0.6m ³	1		
8	中央建設(株)	64-1492	除雪ドーザ ホイル(5t) 0.8m ³	1		下江釣子地 区外
			小型除雪機 ディーゼル 12kw(16ps)		1	
			小型除雪機 ガソリン 9kw(12ps)		1	
			小型除雪機 ガソリン 8kw(11ps)		1	
9	(有)藤原建設	77-3823	ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	1		鳩岡崎地区 外
			小型除雪機 ディーゼル 28kw(38ps)		1	
			小型除雪機 ディーゼル 18kw(25ps)		1	
10	(株)丸梅工業	65-4710	除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	2		北鬼柳、有 田町区外
			除雪ドーザ ホイル(6t) 1.0m ³	1		
			ホイールローダ トラクタショベル 0.6m ³	1		
11	松井建設(株)		除雪ドーザ ホイル(7t) 1.2m ³	1		常盤台地区
			小型除雪機 ガソリン 8kw(11ps)		1	

2-14-1 除雪体制

12	(株)和賀開発	72-3250	除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	1		和賀町岩崎 新田地区外
13	(株)ホクセイ建設	67-1781	除雪ドーザ ホイル(7t) 1.2m ³	1		大堤、鬼柳 、黒沢尻地 区外
			ホイールローダ トラクタショベル 0.6m ³	1		
			ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	1		
			小型除雪車 ホイル2ステージ 60kw(80ps)		3	
			小型除雪車 ホイル2ステージ 30kw(40ps)		2	
			小型除雪機 ディーゼル 28kw(38ps)		1	
			小型除雪機 ガソリン 22kw(30ps)		1	
14	日本重化学工業(株) 南岩手事務所	74-2311	除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	1		下江釣子、 藤根、相去 地区外
			除雪ドーザ ホイル(5t) 0.8m ³	1		
			小型除雪車 ホイル2ステージ 30kw(40ps)		1	
			小型除雪機 ディーゼル 28kw(38ps)		1	
15	(株)八重庄建設	72-5581	小型除雪機 ディーゼル 18kw(25ps)		2	
16	東北緑生(株)	68-2727	除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	3		上野町、常 盤台東部地 区外
			除雪ドーザ ホイル(6t) 1.0m ³	1		
			除雪ドーザ ホイル(5t) 0.8m ³	2		
			小型除雪機 ディーゼル 18kw(25ps)		2	
17	(株)フジネ建設	73-5325	小型除雪機 ディーゼル 18kw(25ps)		1	藤根、川岸 地区
			小型除雪機 ディーゼル 12kw(16ps)		1	
18	(株)スパット北上	62-3636	除雪グレーダ 排ガス対策車 3.1m級	1		稲瀬地区外
			除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	2		
			ホイールローダ トラクタショベル 0.4m ³	1		
19	(社)北上市機械化農 業公社	73-6022	【貸与】除雪グレーダ運転 4.0m級	1		和賀町、江 釣子地区外
			【貸与】除雪グレーダ運転 3.7m級	1		
			【貸与】除雪グレーダ運転 3.1m級	4		
			【貸与】除雪ドーザ運転 ホイル(13t)	8		
			【貸与】除雪ドーザ運転 ホイル(11t)	1		
			【貸与】除雪ドーザ運転 ホイル(7t)	2		
			【貸与】除雪ドーザ運転 ホイル(5t)	2		
			【貸与】除雪トラック運転 4t級	2		
			【貸与】ロータリ除雪車運転 ホイル2ステージ 180kw(250ps)	3		
			【貸与】小型除雪車運転 ホイル2ステージ 90kw(130ps)		1	
【貸与】小型除雪車運転 ホイル2ステージ		1				

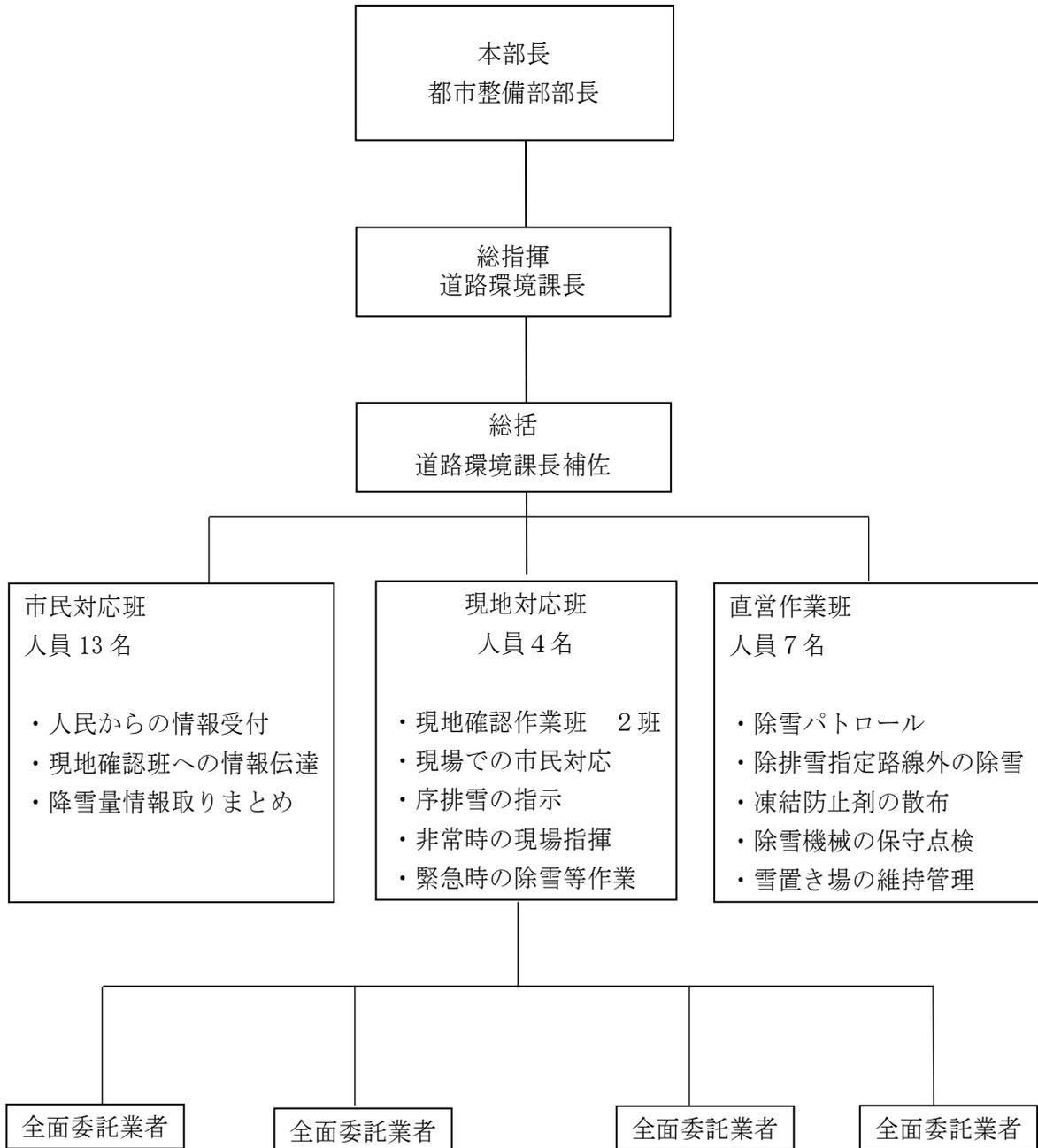
			60kw(80ps)			
			【貸与】凍結防止剤散布車ホッパ2.5m ³	1		
			除雪ドーザ ホイル(13t) 2.4~2.6m ³	1		
			除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	4		
			小型除雪機 ディーゼル 28kw(38ps)		1	
20	千田技建工業(株)	77-2587	除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	2		本通り、下 江釣子地内 外
			除雪ドーザ ホイル(5t) 0.8m ³	3		
			ロータリ除雪車 ホイル2ステージ 220kw(300ps)	1		
21	(有)小松組	73-6324	除雪ドーザ ホイル(13t) 2.4~2.6m ³	1		上野町、村 崎野、鬼柳 地区
			除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	2		
			除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	1		
			除雪ドーザ ホイル(5t) 0.8m ³	2		
			ホイールローダ トラクタショベル 0.6m ³	1		
22	オートモーティブ ジュン	77-3230	除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	2		鳩岡崎、相 去地区
			除雪ドーザ ホイル(7t) 1.2m ³	1		
			ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	1		
			ロータリ除雪車 ホイル2ステージ 180kw(250ps)	1		
23	マルケイ建設(株)	73-5331	除雪ドーザ ホイル(13t) 2.4~2.6m ³	1		和賀町長沼 、和賀町藤 根地区
			除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	1		
			除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	3		
			小型除雪車 ホイル2ステージ 30kw(40ps)		1	
24	北海建設工業(株)	63-7855	ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	2		鍛冶町地区
25	和田建設(有)	73-7063	小型除雪機 ガソリン 15kw(20ps)		1	和賀町岩崎 地区
26	(有)北央工業	67-4199	除雪グレーダ 排ガス対策車 3.1m級	1		北鬼柳地区 外
27	岩手基礎工業(株)	68-2181	除雪ドーザ ホイル(6t) 1.0m ³	1		飯豊地区
			ホイールローダ トラクタショベル 0.4m ³	1		
28	北菱興業(株)	67-6596	除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	2		相去地区
			ホイールローダ トラクタショベル 0.4m ³	1		
29	(株)京風園	68-2418	小型除雪機 ガソリン 22kw(30ps)		1	さくら通り 、柳原町地 区
30	K・Sテック(株)	66-5345	除雪ドーザ ホイル(16t) 3.1~3.3m ³	2		相去、和賀 町、二子地 区外
			除雪ドーザ ホイル(13t) 2.4~2.6m ³	3		
			除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	2		

2-14-1 除雪体制

			除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	6			
			除雪ドーザ ホイル(6t) 1.0m ³	1			
			ホイールローダ トラクタショベル 0.4m ³	1			
			ロータリ除雪車 ホイル2ステージ 160kw(220ps)	1			
			小型除雪車 ホイル2ステージ 30kw(40ps)		1		
			小型除雪機 ガソリン 8kw(11ps)		3		
31	(株)エレン	72-6429	除雪ドーザ ホイル(6t) 1.0m ³	1		成田、黒沢 尻地区	
			小型除雪機 ガソリン 7kw(9ps)		3		
			小型除雪機 ガソリン 4kw(6ps)		1		
32	北日本重機(有)	72-6001	除雪ドーザ ホイル(13t) 2.4~2.6m ³	1		平和台-旭ヶ 丘他	
			除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	1			
			ホイールローダ トラクタショベル 0.6m ³	1			
			ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	1			
			ホイールローダ トラクタショベル 0.4m ³	1			
33	わたなべ輪店	090- 8615- 6667	ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	1		若宮町-九年 橋	
34	(株)キヤナギ重機	67-5233	除雪ドーザ ホイル(8t) 1.3~1.4m ³	5		鬼柳、諏訪 町、相去、 立花地区外	
			除雪ドーザ ホイル(6t) 1.0m ³	3			
			ホイールローダ トラクタショベル 0.6m ³	1			
			ホイールローダ トラクタショベル 0.5m ³	2			
			ホイールローダ トラクタショベル 0.4m ³	2			
35	古川工業	67-4590	除雪ドーザ ホイル(11t) 2.1m ³	1		広表橋、鬼 柳地区外	
			小型除雪機 ガソリン 9kw(12ps)		1		
36	(株)ひたかみ建装	77-5737	小型除雪車 ホイル2ステージ 30kw(40ps)	1		村崎野地区	
37	小田島建設		凍結防止剤散布車	1			
45	市直営作業班		除雪グレーダ運転 3.7m級	1		市内	
			ロータリ除雪車運転 ホイル2ステージ 180kw(250ps)	1			
			小型除雪車運転 ホイル2ステージ 60kw(80ps)	1			
合計				1 6 3	4 0		

(令和3年度時点)

2-14-2 除雪対策本部



2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

警戒区域数 144（うち特別警戒区域数 142）

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字
1	134A1006	下野 1	北上市	立花	
2	142A0110	1 地割 2	北上市	和賀町岩崎新田	
3	142A1001	夏油温泉	北上市	和賀町岩崎新田	
4	123B2003	臥牛 2	北上市	臥牛	
5	134A1001	下八天	北上市	更木	
6	134B1005	上川端	北上市	二子町	
7	134B1026	沢野 1	北上市	立花	
8	132E1006	切留 2	北上市	和賀町仙人	
9	132E1007	下岩沢	北上市	和賀町岩沢	
10	133A1002	滝ノ沢	北上市	下鬼柳	
11	134A1007	下野 2	北上市	立花	
12	134B1036	内門岡 2	北上市	稲瀬町	
13	142A0109	1 地割 1	北上市	和賀町岩崎新田	
14	142E1002	和賀町岩崎新田	北上市	和賀町岩崎新田	
15	134D1002	塩釜	北上市	立花	塩釜
16	143E1001	往還西	北上市	相去町	往還西
17	134A0101	五輪壇	北上市	二子町	南田
18	133B1009	打越 1	北上市	鬼柳町	打越
19	132E1012	神楽	北上市	和賀町岩崎新田	神楽
20	132B1004	福田	北上市	和賀町山口	福田
21	134E1001	下吉内 2	北上市	立花	26 地割
22	134A1009	熊沢 1	北上市	稲瀬町	字熊沢
23	142D1001	鍋割 1	北上市	和賀町岩崎	1 地割
24	134B1023	金田 2	北上市	口内町	字金田
25	132B1002	仙人 3	北上市	和賀町仙人	2 地割
26	132B1001	仙人 2			
27	133E1004	佐野	北上市	下江釣子	12 地割
28	133A0103	宿	北上市	和賀町岩崎	18 地割
29	133A0104	煤孫	北上市	和賀町煤孫	館ノ下
30	134B1008	上川端 2	北上市	二子町	上川端
31	133A1003	大堤東	北上市	大堤東 2 丁目	

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覽表

32	133A0771	門学			
33	134E1002	沢野 4	北上市	立花	16 地割
34	123B2005	大竹 2	北上市	更木	29 地割
35	133B1012	吉田	北上市	和賀町岩崎	4 地割
36	134A1008	内門岡 1	北上市	稲瀬町	内門岡
37	133B1007	里小屋 1	北上市	和賀町岩崎	11 地割
38	134B1001	上八天 1	北上市	更木	上八天
39	134B1002	上八天 2	北上市	更木	上八天
40	132A1003	仙人 1	北上市	和賀町仙人	2 地割
41	132B1003	仙人 4			
42	134B1013	館 1	北上市	黒岩	館
43	134B1015	鴻ノ巣 1	北上市	黒岩	鴻ノ巣
44	134B1016	鴻ノ巣 2	北上市	黒岩	鴻ノ巣
45	134B1017	鴻ノ巣 3	北上市	黒岩	鴻ノ巣
46	134B1018	芦沢	北上市	口内町	芦沢
47	134B1019	万内 1	北上市	黒岩	万内
48	134B1020	長洞	北上市	口内町	長洞
49	134B1022	金田 1	北上市	口内町	金田
50	134B1024	大町	北上市	口内町	大町
51	134B1028	草刈場	北上市	口内町	草刈場
52	134B1029	上野田 1	北上市	口内町	上野田
53	134B1030	亀岩	北上市	口内町	亀岩
54	134B1031	仁田	北上市	口内町	仁田
55	134B1032	上野田 2	北上市	口内町	上野田
56	134D1001	荒町	北上市	口内町	荒町
57	123B2001	下山	北上市	臥牛	13 地割、14 地割
58	123B2002	臥牛 1	北上市	臥牛	7 地割、11 地割、13 地割
59	123B2004	大竹 1	北上市	更木	29 地割
60	123B2006	山寺 2	北上市	更木	31 地割
61	134B1004	下組 1	北上市	平沢	9 地割
62	134B1006	荒屋敷	北上市	平沢	3 地割、5 地割
63	134B1007	中島	北上市	平沢	7 地割、18 地割
64	134B1009	荒屋敷 1	北上市	平沢	3 地割、4 地割
65	134B1010	下組 2	北上市	湯沢	7 地割

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覽表

66	134B1012	荒屋敷 2	北上市	平沢	3 地割、4 地割
67	123C2001	外山 1	北上市	臥牛	5 地割
68	123C2002	大竹 3	北上市	更木	26 地割、29 地割
69	123C2003	外山 2	北上市	臥牛	2 地割、3 地割
70	123C2004	外山 3	北上市	臥牛	1 地割
71	134C1002	森	北上市	口内町	森
72	134C1003	鴻ノ巣 4	北上市	黒岩	5 地割
73	134C1004	新田 1	北上市	口内町	新田
74	134C1006	新田 2	北上市	口内町	新田
75	134C1007	青木田	北上市	口内町	青木田、芦沢
76	134C1008	呉竹 1	北上市	黒岩	11 地割、26 地割、27 地割
77	134C1009	呉竹 2	北上市	黒岩	11 地割
78	134C1010	呉竹 3	北上市	黒岩	27 地割
79	134C1012	反町	北上市	口内町	反町
80	134A1003	飯森 1	北上市	立花	飯森
81	134A1004	館沢 1	北上市	立花	館沢
82	133B1004	中屋敷 1	北上市	和賀町煤孫	中屋敷
83	133B1005	中屋敷 2	北上市	和賀町煤孫	中屋敷
84	133B1006	梅ノ木 1	北上市	和賀町岩崎	梅ノ木
85	134B1014	館 2	北上市	黒岩	館
86	134B1025	下吉内 1	北上市	立花	下吉内
87	134B1027	沢野 2	北上市	立花	沢野
88	134B1033	下野 3	北上市	立花	下野
89	134B1034	熊沢 2	北上市	稲瀬町	熊沢
90	134B1037	福田地 1	北上市	稲瀬町	福田地
91	134B1038	福田地 2	北上市	稲瀬町	福田地
92	134B1039	福田地 3	北上市	稲瀬町	福田地
93	134B1040	岩川 1	北上市	稲瀬町	岩川
94	134B1041	岩川 2	北上市	稲瀬町	岩川
95	144B1001	前田	北上市	稲瀬町	前田
96	134C1005	万内 2	北上市	黒岩	万内
97	134C1011	中小池	北上市	口内町	中小池
98	134C1013	金峯山 1	北上市	口内町	金峯山
99	134C1014	金峯山 2	北上市	口内町	金峯山

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覽表

100	134C1015	金峯山 3	北上市	口内町	金峯山
101	134C1017	飯森 2	北上市	立花	飯森
102	134C1018	飯森 3	北上市	立花	飯森
103	134C1020	小洞	北上市	稻瀬町	小洞
104	134C1021	熊沢 4	北上市	稻瀬町	熊沢
105	134C1022	大越田	北上市	口内町	大越田
106	134C1023	福田地 4	北上市	稻瀬町	福田地
107	132E1001	芦谷地 2	北上市	和賀町横川目	芦谷地
108	132E1002	芦谷地 3	北上市	和賀町横川目	芦谷地
109	133E1007	上夏油	北上市	和賀町岩崎新田	上夏油
110	132A1001	吉沢	北上市	和賀町	横川目
111	132E1004	山田 2	北上市	和賀町	横川目
112	132E1011	仙人 6	北上市	和賀町	仙人
113	132A0108	切留	北上市	和賀町	仙人
114	132E1008	田代 1	北上市	和賀町	山口
115	132E1009	田代 2	北上市	和賀町	山口
116	132C1003	人当	北上市	和賀町	仙人
117	132C1004	鳥谷森	北上市	和賀町	横川目
118	134C1001	中上	北上市	湯沢	
119	134C1019	下野 4	北上市	立花	
120	134C1024	岩脇	北上市	稻瀬町	岩脇
121	144C1001	水越	北上市	稻瀬町	大谷地
122	133A0772	常盤台	北上市	常盤台	2 丁目
123	134D1003	沢野 3	北上市	立花	18 地割
124	142A0199	1 地割 3	北上市	和賀町岩崎新田	1 地割
125	133B1002	中田	北上市	北鬼柳	3 地割
126	133B1008	久田 1	北上市	和賀町岩崎	8 地割
127	133B1010	打越 2	北上市	下鬼柳	3 地割
128	133E1002	平和台	北上市	村崎野	16 地割
129	133E1006	七折 2	北上市	和賀町岩崎	15 地割
130	142E1001	水上	北上市	和賀町岩崎新田	2 地割
131	132C1002	田屋	北上市	和賀町横川目	7 地割
132	132C1006	代官森	北上市	和賀町煤孫	3 地割
133	133C1001	梅ノ木 2	北上市	和賀町煤孫	6 地割

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

134	133C1002	蒼前	北上市	和賀町岩崎	11 地割
135	133C1003	反町	北上市	和賀町煤孫	6 地割
136	133C1004	里小屋 2	北上市	和賀町岩崎	11 地割
137	133C1006	芦谷地 2	北上市	和賀町煤孫	6 地割
138	133C1007	久田 2	北上市	和賀町岩崎	8 地割
139	133C1008	久田 3	北上市	和賀町岩崎	7 地割
140	133C1010	吉田	北上市	和賀町岩崎新田	7 地割
141	133C1011	和田	北上市	和賀町岩崎	7 地割
142	133F1001	寺沢	北上市	和賀町煤孫	6 地割
143	143C1001	平袋	北上市	和賀町岩崎	2 地割
144	134B1011	上川端 3	北上市	二子町	下川端

2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

警戒区域数 101（うち特別警戒区域数 79）

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字
1	A123203	更木三の沢	北上市		更木
2	A134202	下野二の沢	北上市		立花
3	A134004	下野の沢	北上市		立花
4	A123201	更木一の沢	北上市		更木
5	A123202	更木二の沢	北上市		更木
6	A132005	吉沢	北上市		横川目
7	A134001	上組の沢	北上市		平沢
8	A134002	西組の沢	北上市		平沢
9	B123206	臥牛二の沢	北上市	臥牛	7 地割
10	B123209	長根沢	北上市	臥牛	10 地割
11	B134202	上八天の沢	北上市	更木	上八天
12	B134207	内門岡の沢	北上市	稲瀬町	内門岡
13	B134208	内門岡北の沢	北上市	稲瀬町	内門岡
14	B134214	小洞の沢	北上市	口内町	小洞
15	B134218	行仕の沢	北上市	口内町	行仕
16	B134220	行仕三の沢	北上市	口内町	行仕
17	B134221	大越田の沢	北上市	口内町	大越田
18	B134226	草刈場の沢	北上市	口内町	草刈場
19	B134228	中小池の沢	北上市	口内町	中小池
20	B134232	新田の沢(3)	北上市	口内町	新田
21	B134234	新田の沢(2)	北上市	口内町	新田
22	B134235	長洞の沢(2)	北上市	口内町	長洞
23	B134236	長洞の沢(3)	北上市	口内町	長洞
24	B134237	長洞の沢(4)	北上市	口内町	長洞
25	B134242	古川口の沢	北上市	口内町	古川口
26	B123201	山寺一の沢	北上市	更木	30 地割、31 地割、32 地割
27	B123202	山寺二の沢	北上市	更木	30 地割、31 地割、33 地割
28	B123207	外山の沢	北上市	臥牛	1 地割
29	B123208	臥牛三の沢	北上市	臥牛	5 地割、8 地割、9 地割
30	B134229	金田の沢	北上市	口内町	金田、寒風
31	B134231	青木田沢	北上市	口内町	青木田
32	B134222	大越田北の沢	北上市	口内町	大越田
33	B134223	仁田の沢(2)	北上市	口内町	仁田

2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

34	B134238	綾内の沢	北上市	口内町	綾内
35	B123203	更木四の沢	北上市	更木	
36	B123204	寺屋敷沢	北上市	更木	
37	B134205	岩脇沢	北上市	稲瀬町	岩脇
38	B134212	熊沢(2)	北上市	稲瀬町	熊沢
39	B134213	熊沢	北上市	稲瀬町	熊沢
40	B134216	飯森沢	北上市	口内町	飯森
41	B134224	仁田の沢	北上市	口内町	仁田
42	B134215	飯森南の沢	北上市	口内町	飯森
43	A134005	陣ヶ丘の沢	北上市	立花	
44	A132001	杉の沢	北上市	和賀町仙人	8 地割
45	A132002	人当沢	北上市	和賀町仙人	9 地割
46	A132003	滝沢	北上市	和賀町仙人	6 地割
47	A132006	山口の沢	北上市	和賀町山口	22 地割
48	A132101	人当沢(3)	北上市	和賀町仙人	9 地割
49	A134003	沢野の沢	北上市	立花	16, 18 地割
50	A134203	久田の沢 2	北上市	口内町	久田
51	A134204	久田の沢	北上市	口内町	久田
52	B123205	臥牛一の沢	北上市	臥牛	7 地割
53	B132101	吉沢 3	北上市	和賀町横川目	4 地割
54	B134201	上組の沢 2	北上市	平沢	15 地割
55	B134203	黒岩沢	北上市	黒岩	10 地割
56	B134206	田合田沢	北上市	稲瀬町	田合田
57	B134217	舘沢	北上市	口内町	舘沢
58	B134219	行仕の沢(2)	北上市	口内町	行仕
59	B134227	千刈沢	北上市	口内町	千刈
60	B134230	金田二の沢	北上市	口内町	金田
61	B134233	新田の沢	北上市	口内町	新田
62	B134239	綾内の沢 2	北上市	口内町	綾内
63	B134240	金峯山の沢	北上市	口内町	金峯山
64	B134241	麗山沢	北上市	口内町	古川口
65	B134243	上野田の沢	北上市	口内町	上野田
66	B142101	本畑の沢	北上市	和賀町岩崎新田	1 地割
67	J123201	臥牛四の沢	北上市	臥牛	6 地割
68	J123202	臥牛五の沢	北上市	臥牛	5 地割

2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

69	J132101	人当の沢(2)	北上市	和賀町仙人	9 地割
70	J134202	根岸の沢	北上市	黒岩	10 地割
71	J134208	立花の沢	北上市	立花	1 地割
72	J134209	下吉内の沢	北上市	立花	26 地割
73	J134210	下吉内の沢(2)	北上市	立花	26 地割
74	J134211	上野の沢	北上市	立花	21 地割
75	J134212	上野の沢(2)	北上市	立花	19, 21 地割
76	J134213	上野の沢(3)	北上市	立花	19, 21 地割
77	J134214	上野の沢(4)	北上市	立花	21 地割
78	J134215	陣ヶ丘の沢	北上市	立花	14 地割
79	J134216	陣ヶ丘の沢(2)	北上市	稲瀬町	岩脇
80	J134217	陣ヶ丘の沢(3)	北上市	稲瀬町	岩脇
81	J134218	内門岡東の沢	北上市	稲瀬町	内門岡
82	J134219	内門岡東の沢(2)	北上市	稲瀬町	内門岡
83	J134220	内門岡東の沢(3)	北上市	稲瀬町	内門岡
84	J134221	新田の沢 4	北上市	口内町	新田
85	J134222	金峯山の沢(2)	北上市	口内町	長洞
86	J135401	上野田の沢(2)	北上市	口内町	上野田
87	J142101	本畑東の沢	北上市	和賀町岩崎新田	1 地割
88	A132004	岩沢	北上市	和賀町岩沢	8, 9, 10 地割
89	A134201	上吉内の沢(2)	北上市	立花	25, 26, 27, 28 地割
90	B134204	上吉内の沢	北上市	立花	25, 27 地割
91	B134209	福田地の沢	北上市	稲瀬町	福田地
92	B134210	福田地東の沢	北上市	稲瀬町	福田地
93	B134211	熊沢西の沢	北上市	稲瀬町	熊沢
94	B134225	仁田北の沢	北上市	口内町	仁田
95	J134201	外山の沢(2)	北上市	臥牛	1, 2 地割
96	J134203	呉竹の沢	北上市	黒岩	26 地割
97	J134204	呉竹の沢(2)	北上市	黒岩	12 地割
98	J134205	呉竹の沢(3)	北上市	黒岩	27 地割
99	J134206	呉竹の沢(4)	北上市	黒岩	27 地割
100	J134207	呉竹の沢(5)	北上市	黒岩	27 地割
101	J134102	宮田の沢 4	北上市	湯沢	1 地割、

2-15-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

2-15-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

警戒区域数4（うち特別警戒区域数0）

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字
1	13	下山	北上市	臥牛	13, 14 地割他
2	78	もちの沢	北上市	臥牛	5, 6, 8 地割
3	79	金峰山	北上市	口内町	真木沢、二渡他
4	80	平袋	北上市	和賀町岩崎	2 地割

2-17-1 防火対象物数一覧表(消防法第8条)

平成31年3月31日

			数
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	6
	ロ	公会堂、集会場	148
2	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブの類	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	13
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規程する性風俗関連特殊営業を営む店舗、その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	0
	ニ	カラオケボックスその他個室型店舗等	4
3	イ	待合、料理店等	4
	ロ	飲食店	145
4		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	177
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所	94
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅	1,240
6	イ	病院、診療等	66
	ロ	老人短期入所施設等	52
	ハ	老人デイサービスセンター等	84
	ニ	幼稚園等	10
7		小学校、中学校、高等学校等	121
8		図書館、博物館等	12
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	0
	ロ	公衆浴場	12
10		車両の停車場等	7
11		神社、寺院、教会等	36
12	イ	工場、作業場	754
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0
13	イ	自動車車庫、駐車場	84
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0
14		倉庫	520
15		前各項に該当しない事業場	626
16	イ	特定の存する複合対象物	196
	ロ	上記以外の複合対象物	105
17		重要文化財等	12
18		延長50メートル以上のアーケード	2

3-1-1 北上市災害対策本部規程

3 災害応急対策計画

3-1-1 北上市災害対策本部規程

北上市災害対策本部規程

平成3年7月1日
災害対策本部長訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、北上市災害対策本部条例(平成3年北上市条例第168号)第4条の規定に基づき、北上市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長、本部付及び本部員)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 本部に本部付を置き、教育長をもって充てる。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、企画部長、危機管理監、財務部長、まちづくり部長、生活環境部長、福祉部長、健康こども部長、農林部長、商工部長、商工部参事、都市整備部長、都市整備部技監、教育部長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。

4 北上市災害対策本部条例第2条第2項の規定により、副本部長が災害対策本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する場合は、本部員が副本部長の職務を代理するものとし、その代理順位は次のとおりとする。

(1) 第1順位 危機管理監

(2) 第2順位 企画部長

5 本部長及び副本部長共に事故あるときに本部長及び副本部長の職務を代理する者の順位は、前項と同様とする。

(本部の位置)

第3条 本部は、北上市役所本庁舎内に置く。

(本部員会議)

第4条 本部長は、災害応急対策に係る主要事項を協議決定し、その実施を図るため必要があると認めるときは、本部員会議を開催する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、必要により本部員のうち協議事項に直接関係のある部の部長のみによって、会議を開催することがある。

4 本部員は、会議の開催を必要と認めるときは、企画部長にその旨を申し出るものとする。

(部の設置)

第5条 本部に別表第1に掲げる部及び課等を置く。

2 部に部長を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長に事故あるとき、又は欠けたときの代理は、部長があらかじめ指名するものとする。

4 課等に長を置き、別表第1の課等の長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

5 課等の長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

6 課等の長に事故あるとき、又は欠けたときの代理は、課等の長があらかじめ指名するものとする。

7 部等の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(配備体制)

第6条 本部の配備体制は、警戒配備体制、及び非常配備体制の2体制とし、配備基準等については、別表第3のとおりとする。

2 各部長は、あらかじめ配備体制に基づく部員の動員計画を立てるとともに、部員に周知徹底しておくものとする。

3 配備体制が職員退庁後に指令された場合は、各部長は、必要な職員を非常招集し、災害応急対策業務に従事させるものとする。

4 本部長は、事態の推移に応じ、指令した配備体制を切り替え、又は解除する。

(警戒配備体制下の活動)

第7条 警戒配備体制においては、情報連絡及び広報活動を主たる業務とし、必要により応急予防措置を実施し、事態の推移に応じ、直ちに非常配備体制に移行し得るようにし、その活動の要領は、おおむね別表第4のとおりとする。ただし、災害の規模によっては本部長の判断により災害対策本部を縮小して運営することができる。

(非常配備体制下の活動)

第8条 非常配備体制が発令されたときは、本部の全組織を結集し、総力をあげて応急活動に当たる。

(応急職員の配置)

第9条 各部長は、要員が不足する課等が生じたときは、部内他課等の職員を応援させるものとする。

2 各部長は、所管する業務を執行するに当たり、部内の職員を総動員してもなお不足するときは、企画部長に増員を要請する。

3 企画部長は、各部長から増員の要請を受けた場合においてその必要を認めるときは、速やかに不足する人員を他の部から増員するものとする。

(本部の廃止)

第10条 本部は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認められるとき、本部長が廃止する。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

3-1-1 北上市災害対策本部規程

別表第1(第5条関係)

部	部長	課等	課等の長
企画部	企画部長	政策企画課	政策企画課長
		総務課	総務課長
		都市プロモーション課	都市プロモーション課長
	危機管理監	危機管理課	危機管理課長
財務部	財務部長	財政課	財政課長
		資産経営課	資産経営課長
		市民税課	市民税課長
		資産税課	資産税課長
		収納課	収納課長
まちづくり部	まちづくり部長	地域づくり課	地域づくり課長
		生涯学習文化課	生涯学習文化課長
		スポーツ推進課	スポーツ推進課長
生活環境部	生活環境部長	市民課	市民課長
		環境政策課	環境政策課長
福祉部	福祉部長	国保年金課	国保年金課長
		地域福祉課	地域福祉課長
		障がい福祉課	障がい福祉課長
		長寿介護課	長寿介護課長
健康こども部	健康こども部長	健康づくり課	健康づくり課長
		子育て支援課	子育て支援課長
		こども家庭センター	こども家庭センター所長
農林部	農林部長	農林企画課	農林企画課長
		農業振興課	農業振興課長
		農業委員会事務局	農業委員会事務局長
商工部	商工部長	商業観光課	商業観光課長
		産業雇用支援課	産業雇用支援課長
		企業立地課	企業立地課長
都市整備部	都市整備部長	道路環境課	道路環境課長
		都市計画課	都市計画課長
		都市再生推進課	都市再生推進課長
		下水道課	下水道課長
教育部	教育委員会	総務課	総務課長
	教育部長	学校教育課	学校教育課長
		文化財課	文化財課長
会計部	会計管理者	会計課	会計課長
協力部	議会事務局長	議会事務局	議事課長
		監査委員事務局	監査委員事務局長

別表第2(第5条関係)

部	課	分掌事務
企画部	政策企画課	(1) 関係機関、団体等に対する協力及び応援要請に関すること。 (2) 渉外要望に関すること。 (3) 海外、団体等からの援助の受入れに関すること。 (4) 業務継続計画の実施に関すること。 (5) 広域災害における他自治体への支援活動に関すること。 (6) 危機管理課への協力に関すること。
	総務課	(1) 職員の動員及び調整に関すること。 (2) 避難所の開設及び運営に関すること。 (3) 避難所担当職員の動員に関すること。 (4) 市議会との連絡調整に関すること。 (5) 国、他自治体からの応援者の受入れ、調整及び配置に関すること。
	都市プロモーション課	(1) 情報収集及び伝達に関すること。 (2) 報道機関との連絡調整に関すること。 (3) 記録写真等の整備提供に関すること。 (4) 情報システムの運用支援に関すること。 (5) 住民への広報活動に関すること。 (6) 危機管理課への協力に関すること。
	危機管理課	(1) 本部の設置、運営及び庶務に関すること。 (2) 各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。 (3) 防災関係機関及び他の消防機関との連絡調整に関すること。 (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (5) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (6) 避難指示等の発令に関すること。 (7) 消防及び水防活動に関すること。 (8) 消防団の出動命令に関すること。 (9) 警戒区域の設定に関すること。 (10) 危険物の保安に関すること。 (11) 行方不明者の捜索に関すること。 (12) り災証明の発行に関すること。 (13) 予報及び警報に関すること。 (14) その他他部に属さない事項に関すること。
財務部	財政課	(1) 災害応急対策予算の調整に関すること。 (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に基づく緊急予算に関すること。 (3) 燃料の確保に関すること。 (4) 市の備蓄品に関すること。 (5) 市内における支援物資の調達及び支給に関すること。
	資産経営課	(1) 本庁舎の管理に関すること。

3-1-1 北上市災害対策本部規程

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 市有財産等の貸付け及び使用に関する事。 (3) 車両の確保及び配車に関する事。 (4) 公共施設の応急危険度判定に関する事。 (5) 他部に属さない市有財産の被害調査に関する事。
	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税(固定資産税を除く。)の減免に関する事。 (2) り災証明書の発行業務の協力に関する事。
	資産税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税の減免に関する事。 (2) り災証明に係る住家等の被害調査に関する事。
	収納課	避難所の運営支援に関する事。
まちづくり部	地域づくり課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交流センターの被害調査及び応急対策に関する事 (2) 交流センター指定管理者との連絡調整に関する事
	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (2) 外国人の対応に関する事。
	スポーツ推進課	体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。
生活環境部	市民課	遺体の埋葬場及び火葬場の許可に関する事。
	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の清掃に関する事。 (2) 廃棄物の処理に関する事。 (3) 遺体処理、埋葬及び火葬に関する事。 (4) 衛生施設等の被害調査に関する事。 (5) 北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合との連絡調整に関する事。 (6) 岩手中部水道企業団との連絡調整に関する事。 (7) 被災した愛玩動物の応急救護に関する事。
福祉部	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 年金事務所、健康組合との連絡調整に関する事。 (2) 地域福祉課及び障がい福祉課への協力に関する事。
	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法の適用に関する事及び同法の適用に基づく救助事務の総括 (2) 災害救助法に基づく給与物資及び生業資金に関する事。 (3) り災者の相談に関する事。 (4) 日本赤十字社その他社会事業団体との連絡に関する事。 (5) ボランティア活動に関する事。 (6) 避難行動要支援者名簿の管理に関する事。 (7) 避難行動要支援者の支援に関する事。 (8) その他厚生援護に関する事。
	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者(児)施設の被害調査に関する事。 (2) 福祉避難所の設置及び運営の総括に関する事。
	長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉施設の被害調査に関する事。 (2) 高齢者の支援に関する事。 (3) 福祉避難所の開設運営の協力に関する事。

健康こども部	健康づくり課及びこども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療薬品、衛生材料及び医療機材の確保に関する事。 (2) 医療機関及び医療関係者の動員に関する事。 (3) 救護所に関する事。 (4) 感染症予防に関する事。 (5) 保健活動に関する事。 (6) 医療施設等の被害調査に関する事。
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前児童の被害調査に関する事。 (2) 就学前児童の支援に関する事。 (3) 保育所、幼稚園及び児童福祉施設の被害調査に関する事。
農林部	農林企画課 農業振興課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林業関係の被害調査に関する事。 (2) 農業用の施設の応急対策に関する事。 (3) 病害虫の駆除に関する事。 (4) 畜産の診療、防疫及び飼料の確保等並びに応急対策に関する事。 (5) 被災農林家への災害融資に関する事。 (6) 種苗、種子等の確保に関する事。
商工部	商業観光課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災商工業者への災害融資に関する事。 (2) 商業及び観光関係施設の被害調査に関する事。
	産業雇用支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工業関係施設の被害調査に関する事。 (2) 地元企業の被害調査及び情報収集に関する事。
	企業立地課	立地企業の被害調査及び情報収集に関する事。
都市整備部	道路環境課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、河川、橋りょう及び倒木の被害調査及び応急対策に関する事。 (2) 障害物の除去に関する事。 (3) 交通の禁止及び制限等交通の確保に関する事。 (4) 応急復旧資機材の確保に関する事。
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園の被害調査及び応急対策に関する事。 (2) 市営駐車場の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 (4) 住宅の確保及び応急仮設住宅の建設に関する事。 (5) 応急復旧用建築資材の確保に関する事。 (6) 応急危険度判定に関する事。
	都市再生推進課	都市計画課への協力に関する事。
	下水道課	下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。
教育部	教育部総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育施設(幼稚園を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事。 (2) 給食施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の被害調査に関する事。 (2) 児童、生徒の応急教育に関する事。 (3) 学用品の調達及び支給に関する事。
	文化財課	文化財及び文化財施設の被害調査に関する事。

3-1-1 北上市災害対策本部規程

会計部	会計課	(1) 会計に関すること。 (2) 災害義援金等の出納保管に関すること。 (3) 災害義援金の受付についての情報の周知に関すること。
協力部	議会事務局議事課 監査委員事務局	他部への協力に関すること。

別表3 (第6条関係)

配備体制	配備基準	配備人員
警戒配備体制	<p>1 次の情報のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(1) 気象情報</p> <p>(2) 洪水警報</p> <p>(3) その他台風の接近等に伴う、災害に関する関係機関からの通知・助言</p> <p>2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>3 市内に震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>4 その他本部長が特に必要と認めたとき。</p>	別表4に掲げる課等の長及び各部長が指名したもの
非常配備体制	<p>1 大規模災害が発生したとき。</p> <p>2 本部全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があるとき。</p> <p>3 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>4 その他本部長が特に必要と認めたとき。</p>	全ての職員

別表第4 (第7条関係)

部	課	分掌事務
企画部	政策企画課	業務継続計画の実施に関する事。
	総務課	(1) 職員の動員及び確保に関する事。 (2) 避難所の開設及び運営に関する事。
	都市プロモーション課	(1) 報道機関との連絡調整に関する事。 (2) 情報システムの運用支援に関する事。 (3) 住民への広報活動に関する事。
	危機管理課	(1) 災害対策本部会議の招集及び実施に関する事。 (2) 各地域の被害発生状況の把握に関する事。 (3) 気象予報及び警報等に関する事。 (4) 避難指示等の情報発信に関する事。 (5) 災害情報通信手段に関する事。 (6) 北上地区消防組合との連絡調整に関する事。 (7) その他他部に属さない事項に関する事。
財務部	財政課	市の備蓄品に関する事。
	資産経営課	(1) 本庁舎の管理に関する事。 (2) 車両の確保及び配車に関する事。
生活環境部	環境政策課	(1) 岩手中部水道企業団との連絡調整に関する事。 (2) 岩手中部広域行政組合及び北上地区広域行政組合との連絡調整に関する事。
福祉部	地域福祉課	避難行動要支援者に関する事。
	障がい福祉課	福祉避難所の開設及び運営に関する事。
農林部	農林企画課	排水機場の運用に関する事。
都市整備部	道路環境課	(1) 道路、河川、橋りょうに関する事。 (2) 交通の禁止及び制限等交通の確保に関する事。
	下水道課	下水道施設に関する事。
教育部	総務課	学校教育施設及び児童福祉施設との連絡調整に関する事。
会計部	会計課	会計に関する事。
本部長が指名した部	本部長が指名した課	(1) 管理施設との連絡調整に関する事。 (2) 本部長から命じられた業務に関する事。

備考 各部の人員については各部及び課で調整する。

3-1の2-1 岩手県広域防災拠点の利用に関する協定

3-1の2-1 岩手県広域防災拠点の利用に関する協定

岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と北上市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
北上市相去町高前檀27番地36	北上総合運動公園

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）
- (2) 支援部隊の現場活動支援機能
- (3) 支援物資の受入・分配機能
- (4) ヘリコプター基地・展開機能
- (5) 情報伝達収集機能（中核施設）

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手続きに資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（連絡体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニユ

アルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

(発災時の対応)

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の収集など必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

3-1の2-1 岩手県広域防災拠点の利用に関する協定

平成27年3月31日

甲 岩手県
岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 団体名 北上市
住 所 北上市芳町1番1号
代表者 北上市長 高橋 敏彦

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合は、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測地であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。自信度は震度計が置かれている地点での観測地ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長期の地震が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

計測震度	階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建造物	鉄筋コンクリート	ライフライン	地面斜盤
0.5	0	人は揺れを感じない。						
1.5	1	人の一部が、わずかな揺れを感じる						
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目を覚ます。	電車などの吊り下げ物がわずかにゆれる。					
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。					

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

計測震度	階 級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
4.5	4	かなりの恐怖感がある、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。すわりの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運連している、揺れに気付く人がいる。				
5.0	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動しガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。「停電する家庭もある。」	軟弱な地盤で、き裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。

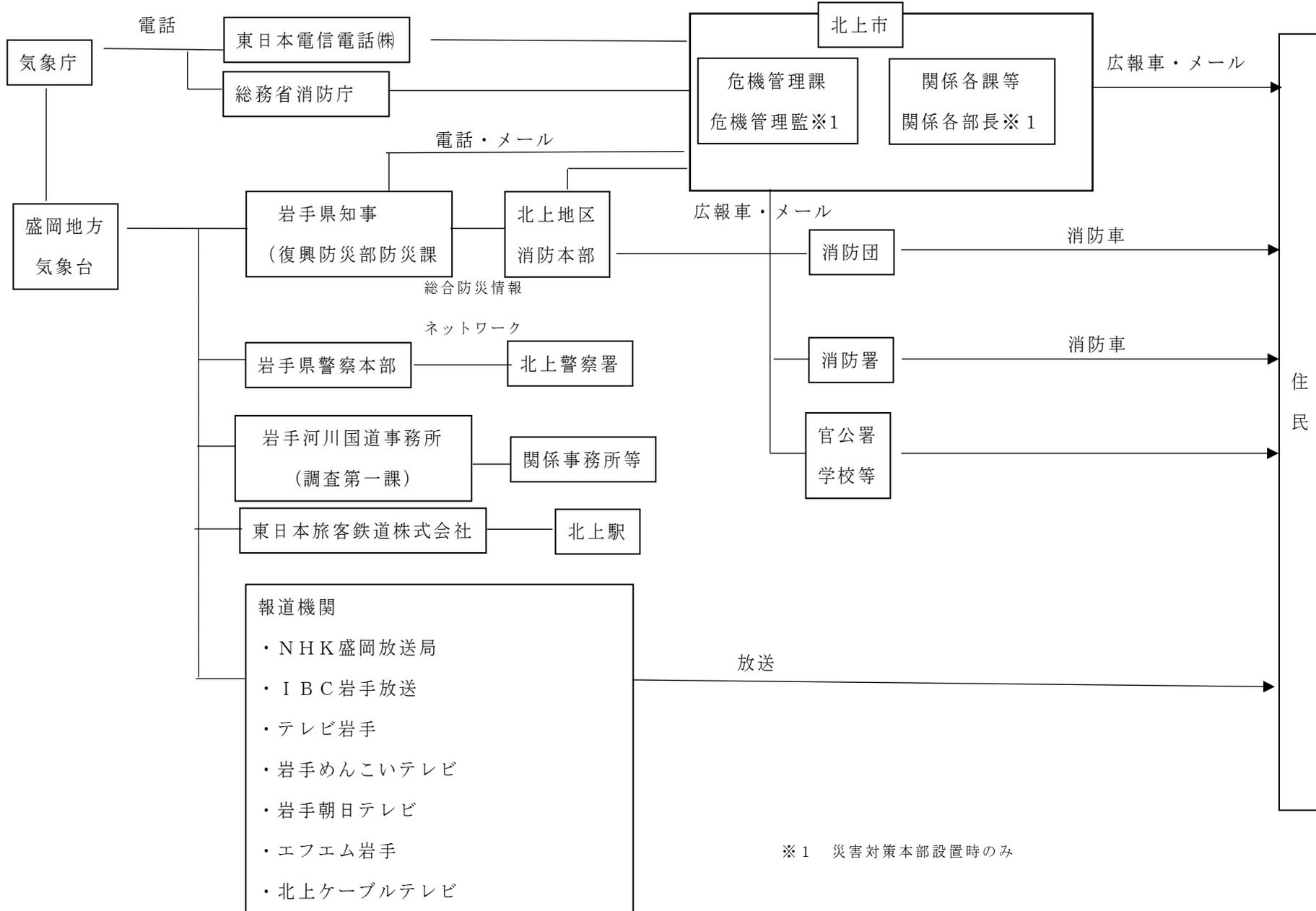
5.5	5弱	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類が音を立てることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁梁、柱などに大きなき裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。「一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。」	
計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6.0	6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁、柱がかなり破損するものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

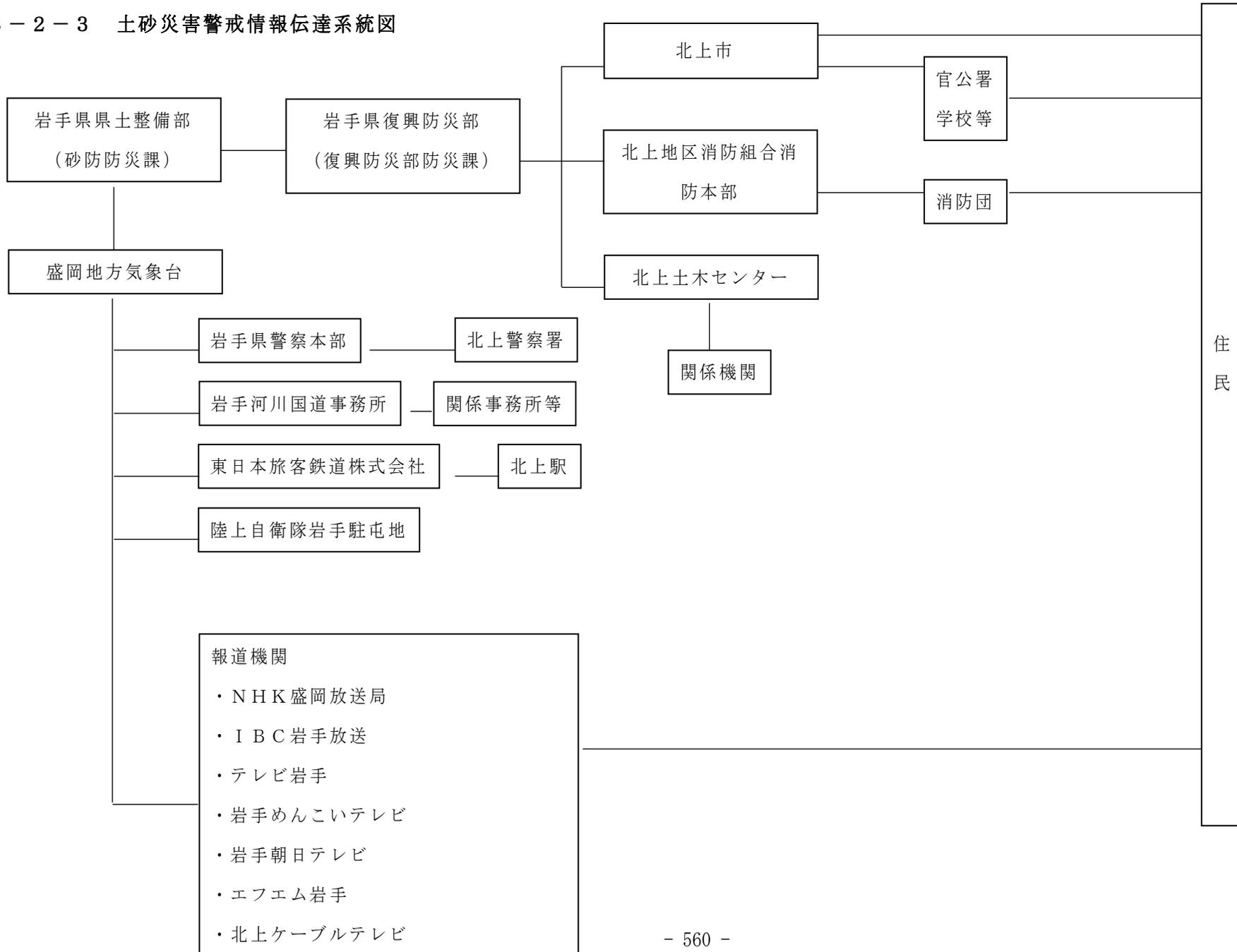
6.5	6 (強)	立っていることができず、はわないと動けない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものが、かなりある	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。「一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。」	
7.0	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	「広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。」	大きな地割れ、地すべり山崩れ発生し、地形が変わることもある。

(注) ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

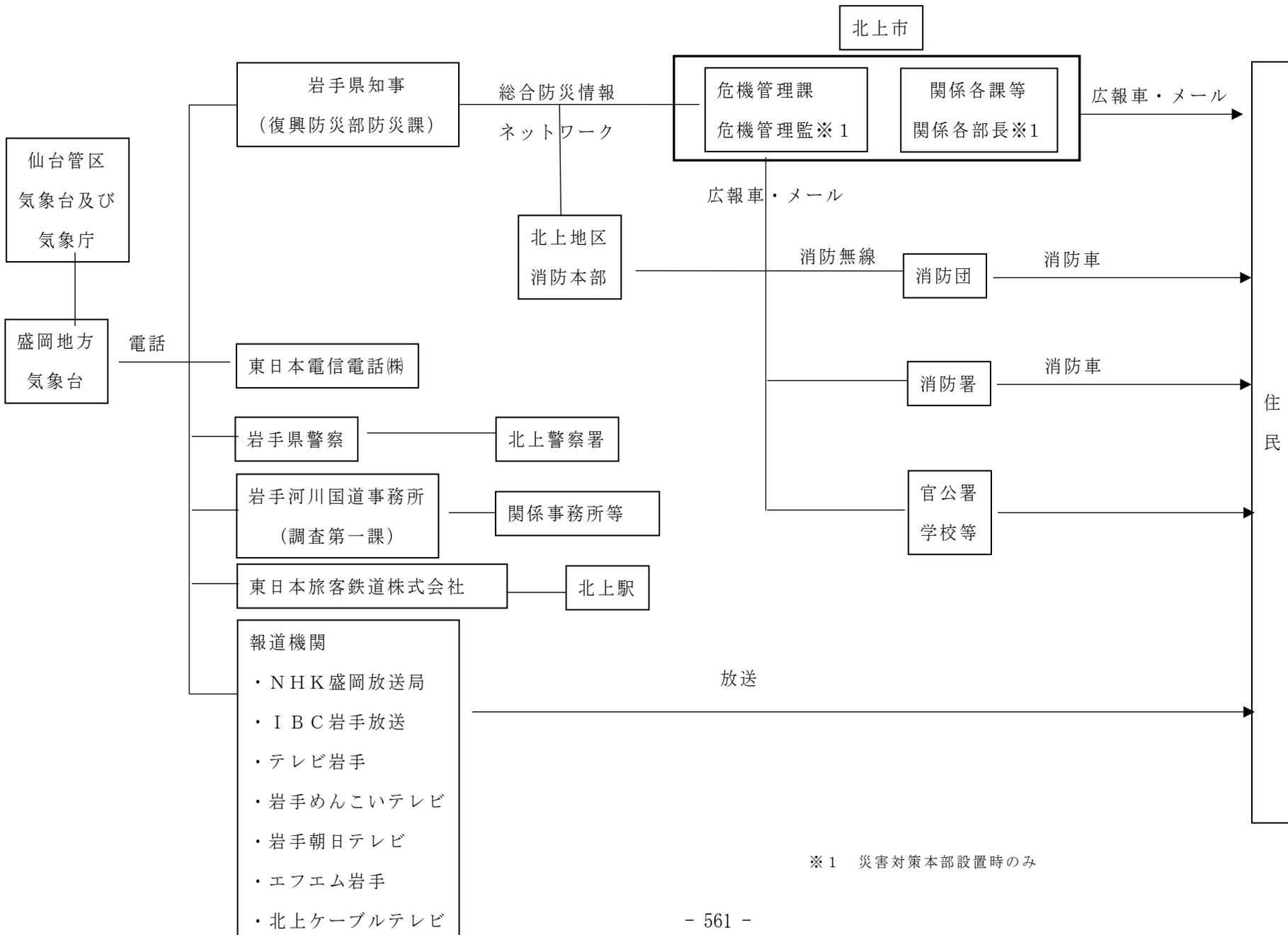
3-2-2 気象予報・警報等伝達系統図



3-2-3 土砂災害警戒情報伝達系統図

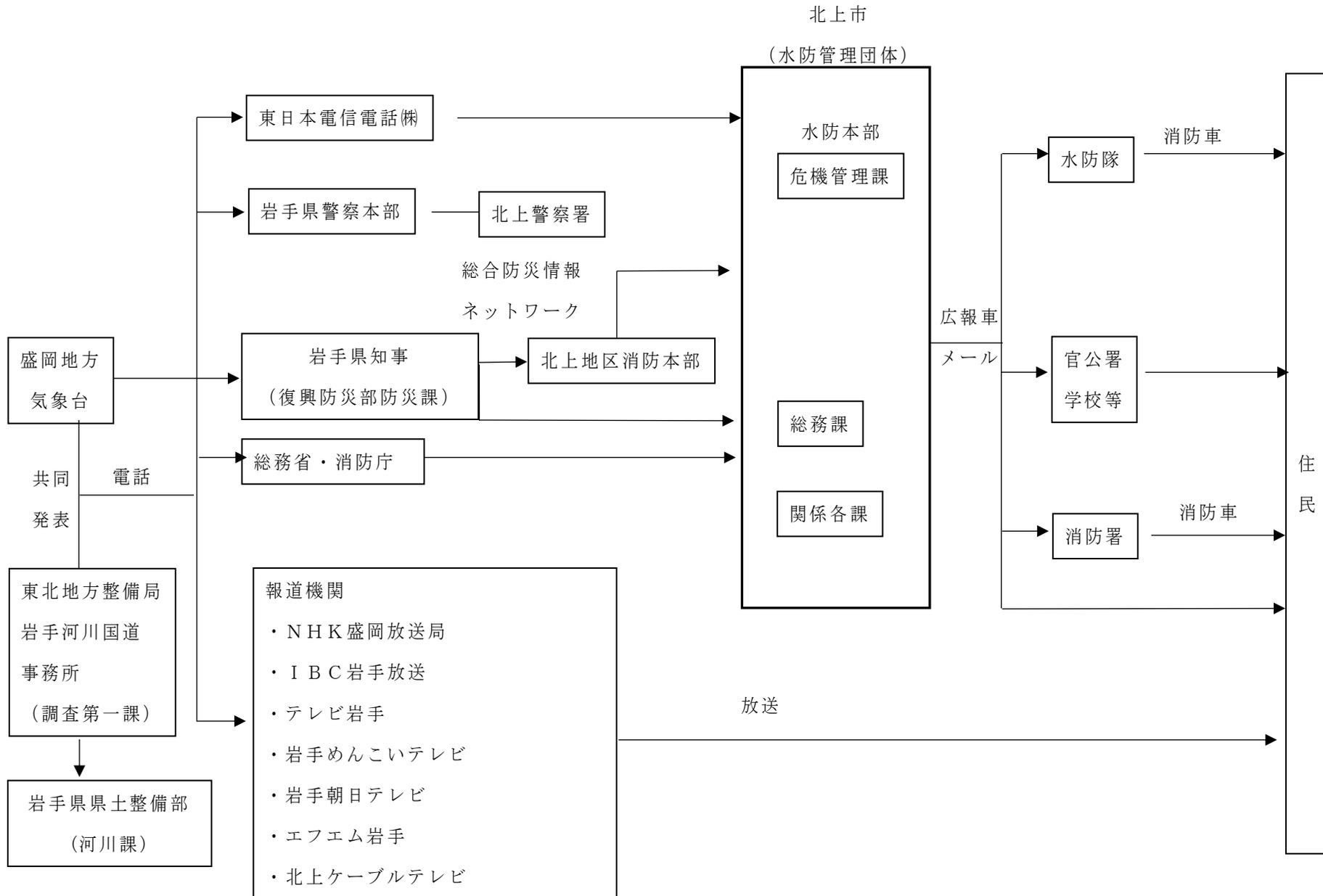


3-2-4 地震に関する情報及び火山情報通報伝達系統図

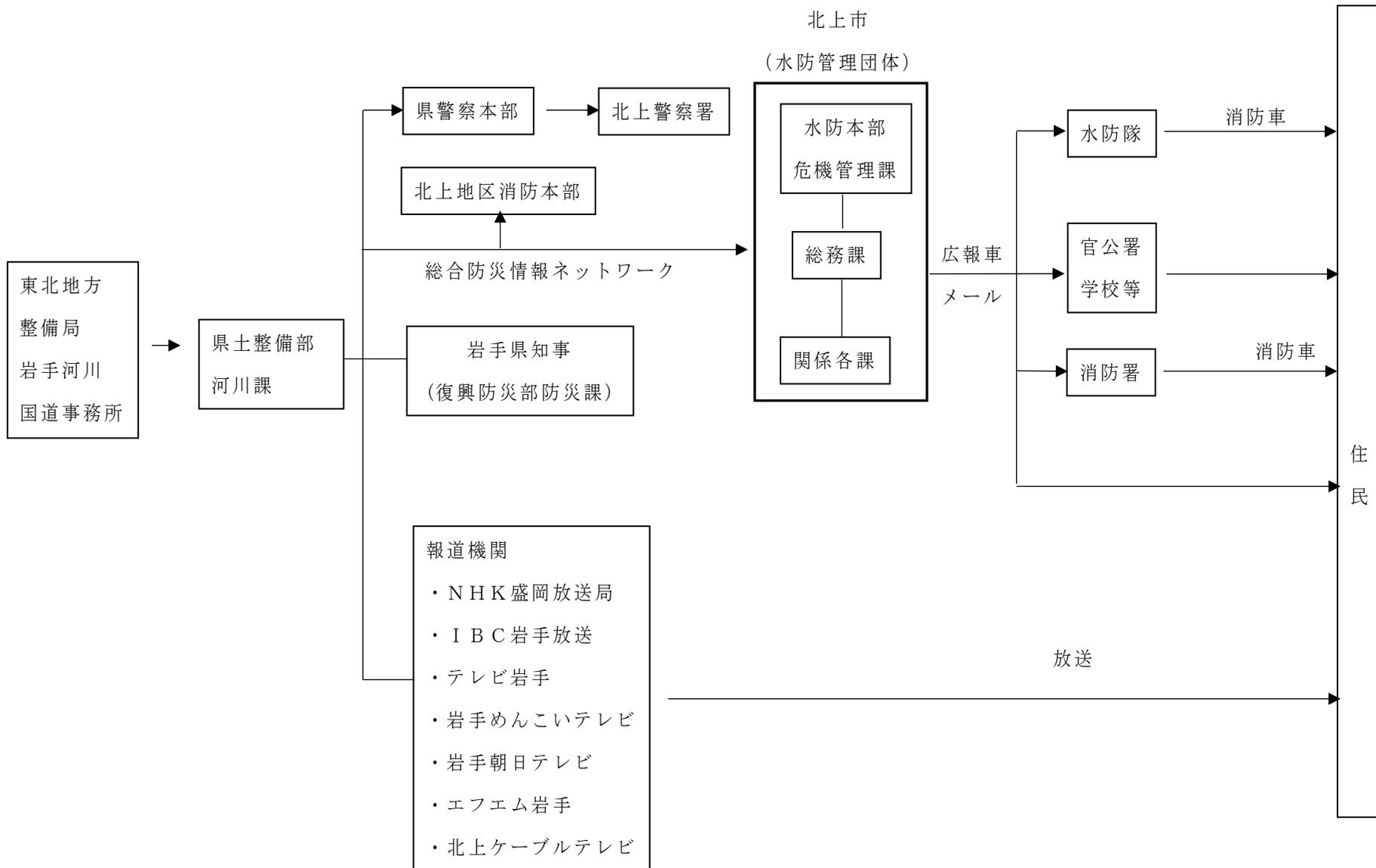


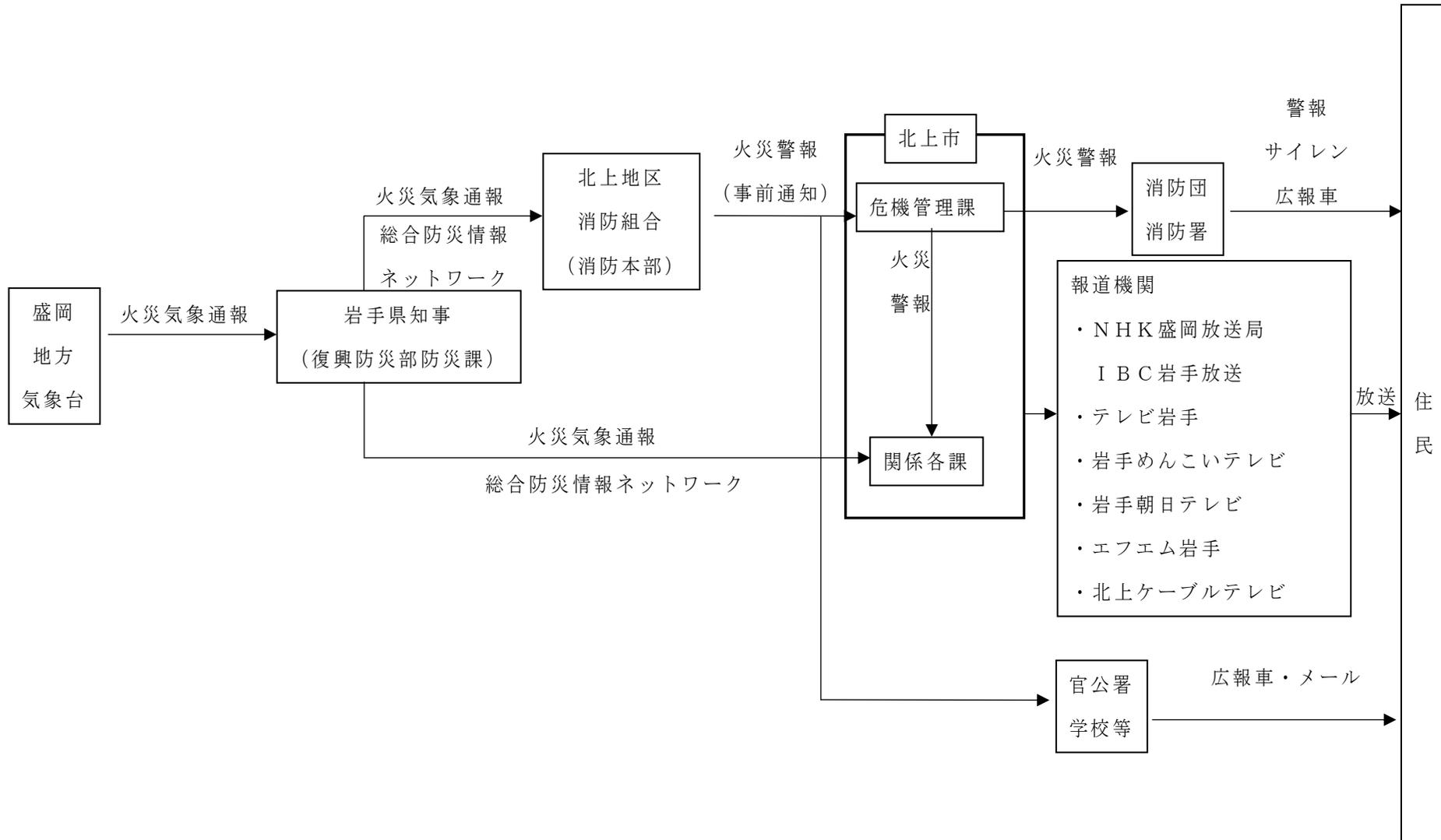
※1 災害対策本部設置時のみ

3-2-5 北上川上流洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図



3-2-6 国管理河川水防警報伝達系統図





3-2-8 気象警報発表基準等

北上市	府県予報区	岩手県		
警報	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた区域	花北地域		
	大雨警報（浸水害）	表面雨量指数基準	15	
	大雨警報（土砂災害）	土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=48、黒沢川流域=7.6 飯豊側流域=8.7、夏油川流域18、 尻平皮流域=14.1、北本内川=18.1	
		複合基準	北上川流域=（5、75.7）	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流〔朝日橋・男山〕 猿ヶ石川〔安野〕	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40 c m
			山沿い	12時間降雪の深さ50 c m
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表日雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	72	
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域=38.4、黒沢川流域= 6、飯豊側流域=6.9、夏油川流域= 14.4、尻平皮流域=11.2、北本内川 =14.4	
		複合基準	北上川流域=〔5、35.3〕	
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流〔朝日橋・男山〕 猿ヶ石川〔安野〕	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15 c m
			山沿い	12時間降雪の深さ25 c m
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	100m		
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7 m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			

3-2-8 気象警報発表基準等

	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40 c m以上 ②積雪が50 c m以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低音	夏季：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日続くとき 冬季：①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

3-3-1 災害時における災害情報等の放送に関する協定書（北上ケーブルテレビ）

災害時における災害情報等の放送に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と北上ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難勧告、災害の状況、水・食糧等の供給状況、安否情報及びライフラインの復旧等、住民が必要な情報（以下「災害情報等」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 協定は、地震、風水害等の災害が北上市内で発生し、又は発生するおそれがある場合に、北上市地域防災計画に基づき、迅速かつ正確な市民への情報伝達を行うため、災害情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報等の放送）

第2条 甲は、北上市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報等の放送の要請をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害情報等の放送の要請する場合は、放送要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は他の手段をもって行い、後日放送要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの放送の要請に対し、可能な限り災害情報等を放送するものとする。

（災害情報等の放送方式）

第3条 災害情報等の放送方式は次の各号に掲げるもののうち、甲、乙協議して決定するものとする。

（1）通常の自主放送画面を縮小し、L字型に空いたスペースに文字で災害情報等を流す文字放送（以下「L字文字放送」という。）

（2）北上市市域の乙の放送エリアに乙独自の放送に併せ、甲が提供する災害情報等をスタジオ等から放送するスタジオ放送（以下「スタジオ放送」という。）

2 L字文字放送については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び、災害情報等を甲が専用端末上から直接入力し遠隔操作するものとする。

3 放送方式について、甲、乙が協議する暇がない場合、L字文字放送に限り、甲から乙への通知をもって協議に代えることができるものとする。

（災害情報等の放送時間帯）

第4条 災害情報等の放送時間帯は、原則として次の表に掲げる時間帯とする。

区分	L字文字放送	スタジオ放送
月曜日から金曜日まで	全日	午前9時から午後6時まで
土曜日及び日曜、祝日		午前9時から午後2時まで

3-3-1 災害時における災害情報等の放送に関する協定書（北上ケーブルテレビ）

2 前項以外の時間帯に放送する必要があると甲、乙いずれかが判断した場合には、緊急に協議を行い、災害情報等の放送時間帯を決定するものとする。

（機器）

第5条 甲は、L字文字放送を行うために必要な機器を乙の施設内に設置するものとする。

2 甲が前項の規定による設置する機器は次のとおりとし、機器は甲の所有とする。

（1）L字放送送出装置（L字サーバー・ディスプレイ・キーボード・マウス・回転灯）

（2）接点伝送装置

（3）メディアコンバーター

（4）ファイヤーウォール

（5）無停電電源装置（UPS）

（6）前各号の機器を収納するラック

3 前項の機器は、甲がその保守管理を行うものとし、乙に起因する故障以外の故障が発生した場合においては、甲が修繕を行うものとする。

4 乙は、第2項の機器を適切に保管し、機器の異常を発見した場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、災害情報等の放送に係る設備使用料、人件費等一切の費用を甲に請求しないものとする。ただし、第4条第1項に定める時間帯以外での実施に要する費用や通常想定することのできない費用が発生した場合は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

2 乙は、災害情報等の放送実施により、予定していた広告やPR番組が放送できない場合は、甲乙協議するものとする。

（適用除外）

第7条 乙が独自に放送する緊急の災害情報等の放送は、この定めによるところではない。

（連絡責任者）

第8条 災害情報等の放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヵ月前までに甲又は乙から申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

3-3-1 災害時における災害情報等の放送に関する協定書（北上ケーブルテレビ）

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年3月3日

甲 北上市芳町1番1号
北上市

北上市長 高橋 敏彦

乙 北上市本石町一丁目5番19号
北上ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長 高橋 敏

3-3-2 災害時における緊急放送等に関する協定書（コミュニティFM）

3-3-2 災害時における緊急放送等に関する協定書（コミュニティFM）

災害時における緊急放送等に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）とコミュニティFM放送施設の運営事業者である北上ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難勧告、災害の状況、水・食糧等の供給状況、安否情報及びライフラインの復旧等、住民が必要な情報（以下「災害情報等」という。）の緊急放送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が北上市内で発生し、又は発生するおそれがある場合に、北上市地域防災計画に基づき、迅速かつ正確な市民への情報伝達を行うため、災害情報等の緊急放送等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、緊急放送とは、甲の要請に基づき乙の放送事業者が他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

2 臨時災害放送局とは、放送法第3条の5に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送（臨時目的放送）のうち、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」（放送法施行規則第1条の5第2項第2号）を目的とする放送を行う放送局をいう。

（災害情報等の放送）

第3条 甲は、北上市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報等の放送を要請するものとする。

2 災害情報等の放送方式は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 甲の要請により乙の放送従事者が緊急放送を行う方法

(2) 甲が、全国瞬時警報システムにより、乙の放送に割り込んで行う緊急放送

3 前項第1号に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、甲はその放送内容を放送要請書（様式第1号）により文書で乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（臨時災害放送局の開設）

第4条 甲は、大規模災害時に必要と判断した場合、臨時災害放送局を開設する。

2 甲は、臨時災害放送局を開設した場合は、乙に対しこれを文書で通知する。

3 乙は、前項の通知を受け取った場合は、直ちに臨時災害放送局の運営に取り組むとともに、甲が指定する場所に移動用資器材の搬入と人員の派遣を行わなければならない。

4 甲は、放送内容等を乙に文書で提示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭での伝達を可とする。

（訓練への協力）

第5条 甲は、災害時における緊急放送の訓練を実施する際は、あらかじめ乙に通知するものとする。

2 乙は、甲の災害時における緊急放送の訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

3-3-2 災害時における緊急放送等に関する協定書（コミュニティFM）

（費用負担）

第6条 乙は、緊急放送に係る設備使用料、人件費等一切の費用を甲に請求しないものとする。ただし、通常想定することのできない費用が発生した場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、災害情報の発信に係る訓練を実施した際の、訓練に係る一切の費用を甲に請求しないものとする。

3 第4条に掲げる臨時災害放送局を開設した場合は、甲及び乙が協議の上、甲が負担すべき費用を決めるものとする。

（適用除外）

第7条 乙が独自に放送する災害情報等の放送は、この定めによるところではない。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、緊急放送等が確実かつ円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3月前までに甲又は乙から申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成30年7月30日

甲 北上市芳町1番1号
北上市
北上市長 高橋 敏彦

乙 北上市本石町一丁目5番19号
北上ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長 佐藤 正昭

3-4-1 被害状況判定基準

3-4-1 被害状況判定基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込のもの
		軽傷者	1月未満で治療できる見込のもの
住家の被害	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの
田畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	

の被害	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能になった程度の被害
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通	電車等の連行が不能となった程度の被害
	被害船舶	沈没
流失		流失し、所在が不明となったもの
破損		修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。
船舶	櫓、櫂のみをもって連転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3-4-2 災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書

3-4-2 災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書

災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と花北興産有限会社（以下「乙」という。）は、北上市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、早期に災害現場の状況を把握し被害の軽減を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、無人航空機（ドローン）による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害時において、次の条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、災害時出動要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況等の撮影に関すること。
- (2) 救助活動等に必要な情報の撮影に関すること。

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する出動要請を受けたときは、直ちに、業務に必要な無人航空機（ドローン）及び人員を出動させ、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかにその実施した業務内容等を、災害時活動記録報告書（様式第2号）の提出により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、第2条第1項に基づく出動に要した費用を、甲に請求できるものとする。

2 前項の規定による費用は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定による乙の出動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより、支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

（防災訓練等への参加）

第9条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(権利の帰属等)

第10条 協力業務により撮影した映像等については、甲に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、協力業務により知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙ともに異議の申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から換算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の有効期間満了の時も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項及び実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 岩手県北上市芳町1番1号
北上市

代表者 北上市長 高橋敏彦

乙 岩手県北上市飯豊24地割75番地2
花北興産有限会社

代表取締役 佐藤博文

3-5-1 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）

3-5-1 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）

災害に係る情報発信等に関する協定

北上市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、北上市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は、次の中から甲・乙両者の協議により具体的な内容および方法について実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、市内の避難勧告等の避難に関する情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、市内の避難所等における必要な物資に関する情報を乙に提供し、乙がこの必要な物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費や通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限りは、本協定の目的を達成するために乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

3-5-1 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲及び乙はその時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議して解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

令和元年12月26日

甲 岩手県北上市芳町1番1号
北上市
代表者 北上市長 高橋 敏彦

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

3-6-1 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

3-6-1 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社岩手主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発行）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（協力の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき可能な範囲内で、対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が管理する支援物資拠点から避難所への物資の配送
- (3) 甲が管理する支援物資拠点の運営等
- (4) 第1号又は第2号配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第4条 前条に定める甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示した要請書（様式第1号）を乙に提出することにより行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請を受けて実施した協力内容について、実績報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（連絡責任）

第6条 甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に連絡先等報告書（様式第3号）により報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 第3条に規定する協力内容の実施に要した費用（以下「費用」という。）の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

（請求・支払い）

第8条 乙は、費用を集計し、甲に対し一括請求するものとし、甲は、災害発生時の混乱が沈静化した後、速やかに乙に対して当該費用を支払うものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、可能な範囲で情報の交換を行うものとする。

（免 除）

第10条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議のうえ、第3条に規定する事項の一部または全部を免除できるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協 議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成25年8月29日

甲 北上市芳町1番1号

北上市長 高橋 敏彦

乙 岩手県北上市流通センター17番3

ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店

主管支店長 富田 芳生

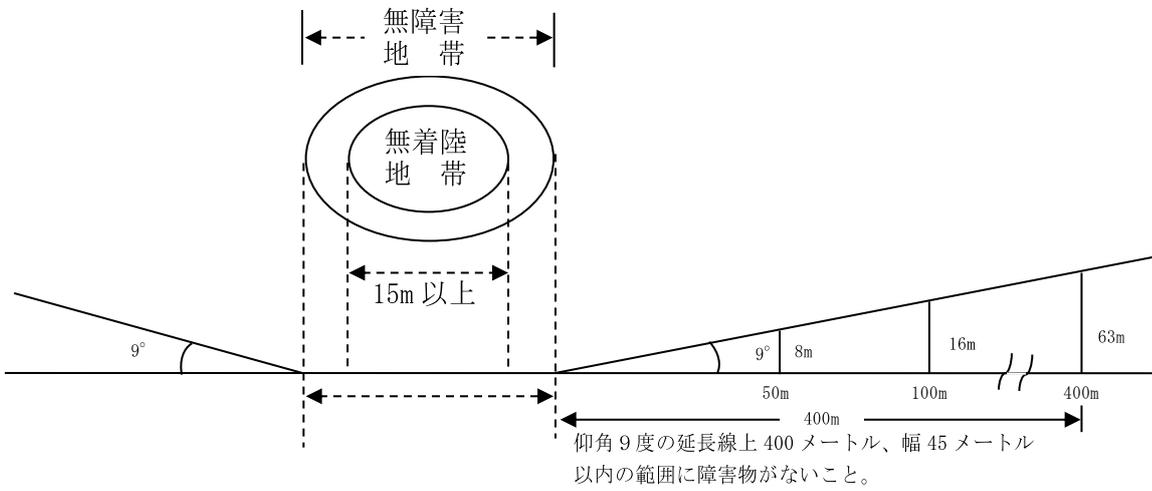
3-6-2 ヘリポートの設置基準

3-6-2 ヘリポートの設置基準

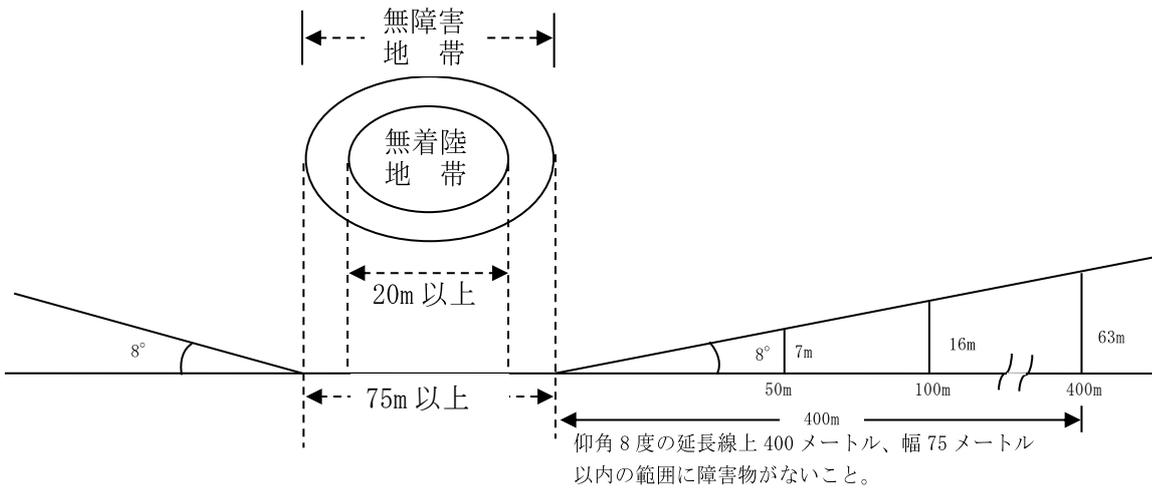
(1) 離着陸地帯及び無障害地帯

ア 自衛隊のヘリコプター

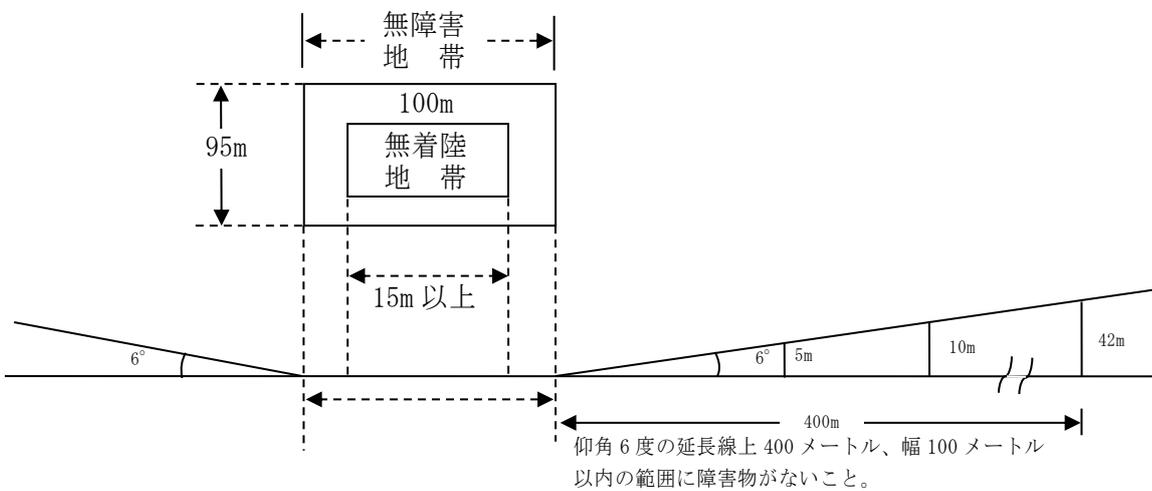
小型 (OH-6) の場合



中型 (HU-1) の場合

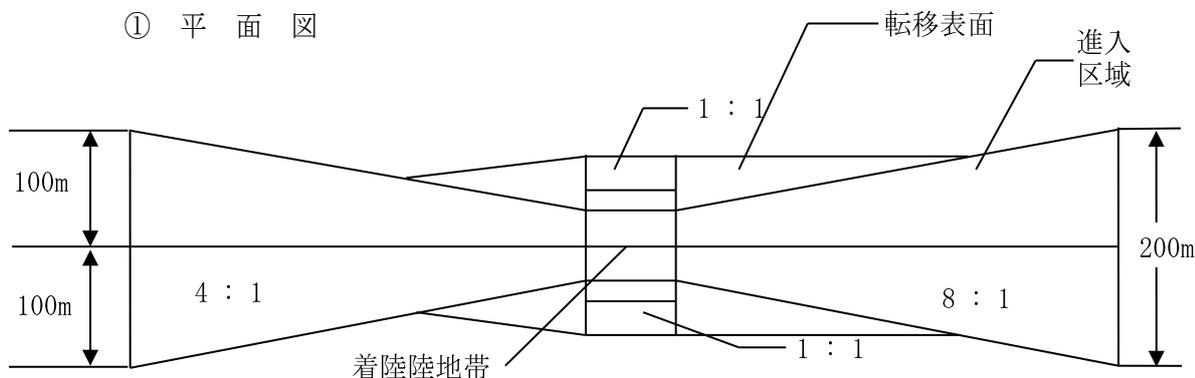


中型 (HU-1) の場合

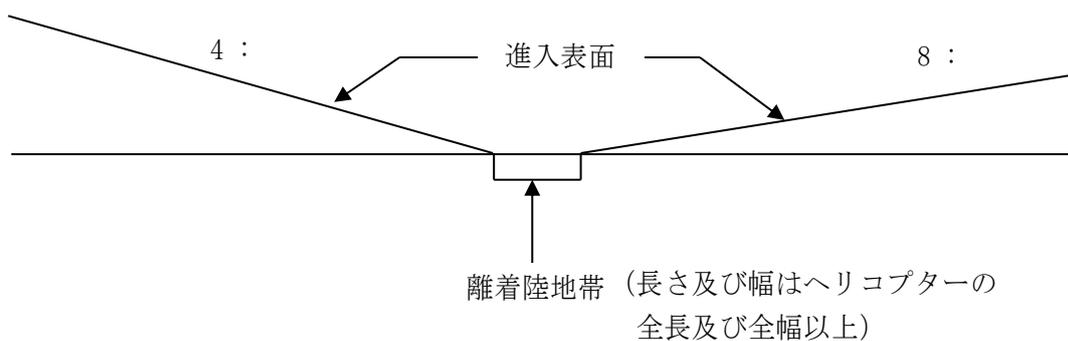


イ 自衛隊以外のヘリコプター
非密集地域における場合

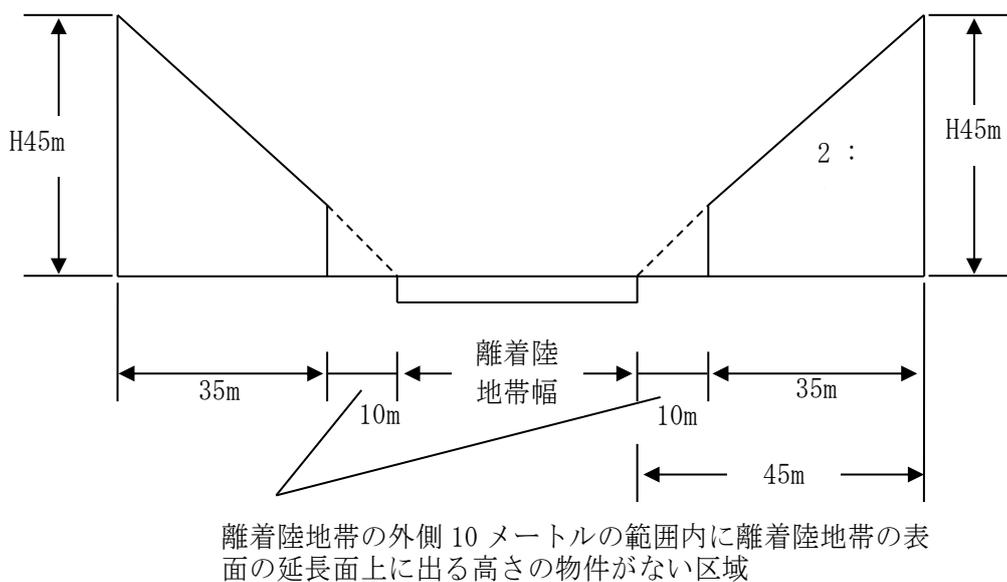
① 平面図



② 進入表面断面図



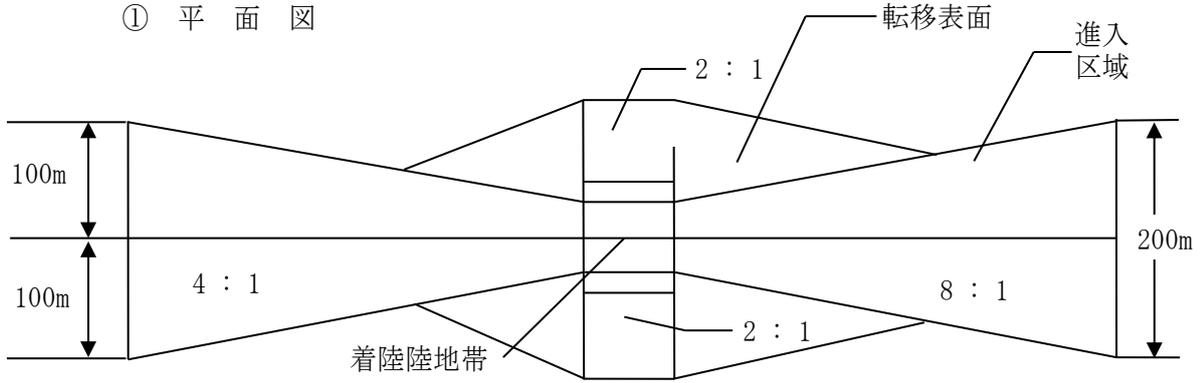
③ 進入表面断面図



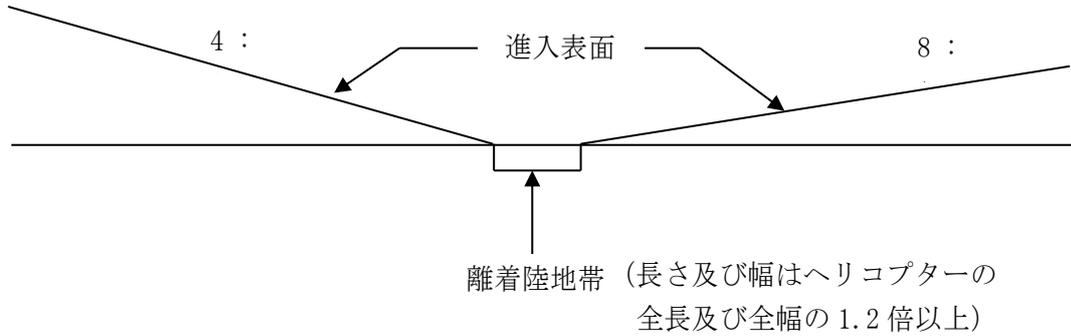
3-6-2 ヘリポートの設置基準

密集地域における場合

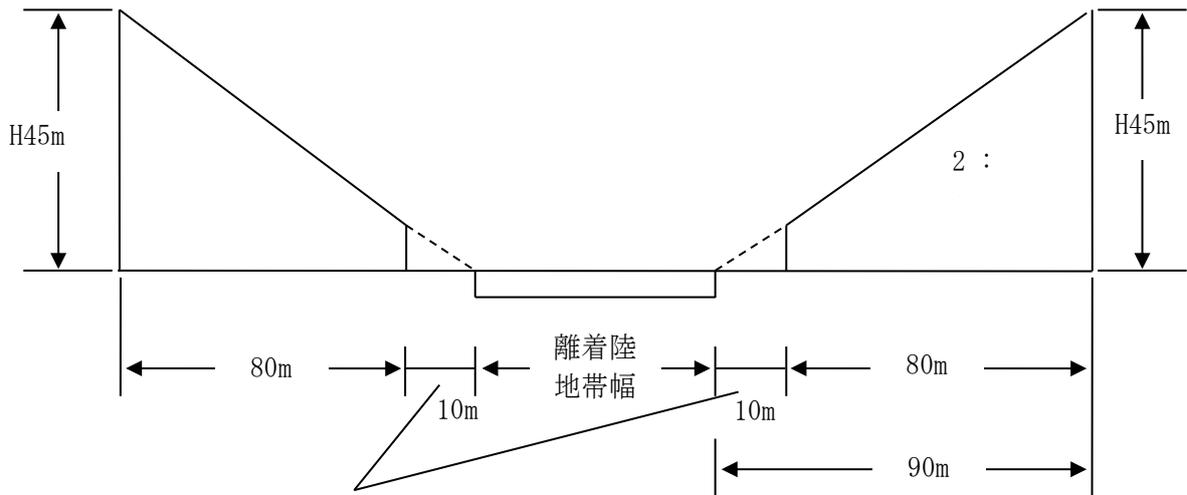
① 平面図



② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図

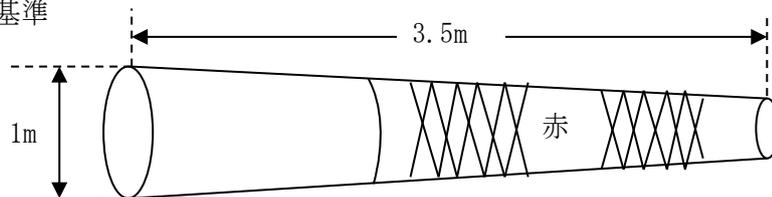


離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に離着陸地帯の表面の延長面上に出る高さの物件がない区域

(2) 吹き流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し又は旗を立てること。

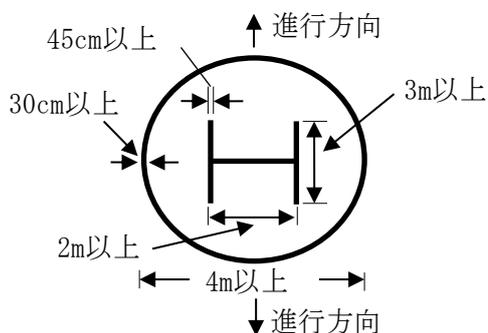
吹き流しの基準



(2) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を表示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 着陸地帯への立入禁止措置

着陸地帯及び巡行上の障害となるおそれのある範囲には立入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

3-6-3 ヘリポートの現況

3-6-3 ヘリポートの現況

番号	離着陸上名	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	燃料 給油 の可否	公共用、 非公共 用の別	大規模 特殊 災害	区分	携帯電話 感度	
									ドコモ	au
北-1	和賀川ふれあい広場	北上市鬼柳町 荒堰第4地割	N 39° 61' 31" E141° 06' 71"	380 140	可 (調達)	非公 公共		場外離着陸上	○	○
北-2	県立中部病院 HP	北上市村崎野 17-10	N 39° 19' 53" E141° 06' 21"	20 20	〃	〃		緊急離着 陸場一般	○	○
北-3	北上総合運動 公園	北上市相去町 高前檀 27-36	N 39° 15' 19" E141° 05' 48"	165 165	〃	〃		場外離着陸上	○	○
北-4	北上市民岩崎 城陸上競技場	北上市和賀町岩崎 18地割53番地37	N 39° 16' 41" E141° 06' 42"	250 150	〃	〃		緊急離着陸 場一般	○	○
北-5	ふるさと体験 館北上	北上市和賀町 山口23-24-5	N 39° 17' 46" E140° 58' 21"	40 40	〃	〃		緊急離着陸 場一般	○	○

3-6-4 大規模災害に備えた燃料の確保に関する協定

大規模災害に備えた石油類燃料の確保及び供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と岩手県石油商業共同組合北上支部（以下「乙」という。）は、北上市内に大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の備えとして、せきゆるい燃料の優先確保及び安定供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公用車の燃料、その他防災資機材等の燃料の確保及び供給に関する必要事項を定めることにより、大規模災害への対応及び被災者並びに避難者の救助活動、生活支援を円滑に実施することを目的とする。

（石油類燃料の確保）

第2条 乙は、大規模災害に備え、日常的に甲に対して次の燃料及び数量を優先確保するものとする。

- (1) ガソリン 7,200ℓ
- (2) 軽油 1,600ℓ
- (3) 灯油 3,600ℓ

（協力要請）

第3条 大規模災害が発生した場合において、甲が石油類燃料を必要とするとき、甲は乙に対して、前条に掲げる燃料の供給について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力義務）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の安定供給について可能な限り協力するものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じて他の石油類燃料の販売業者と鍊駅を回り、速やかに業務を遂行するものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 石油類燃料の運搬は原則として乙が行い、引渡しはドラム缶で行うものとする。甲は石油類燃料の引渡し場所を次のとおり定め、当該引渡し場所で納品を確保うえ引き取るものとする。ただし、被災状況により当該引渡し場所が確保できない場合は、別に引渡し場所を指定するものとする。

- (1) 北上市役所本庁舎
- (2) 江釣子庁舎
- (3) 和賀庁舎

（費用）

第6条 乙がこの協定に基づき甲に供給した石油類燃料の代金及び運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油類燃料の代金は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、大規模災害直前における単価契約の単価によるものとする。ただし、大幅な価格変動があった場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 第1項に規定する運搬等の費用は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協力体制）

3-6-4 大規模災害に備えた燃料の確保に関する協定

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、緊急連絡体制表を作成し双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(訓練の実施)

第9条 乙は、甲より要請があった場合は、甲が行う防災訓練に参加するものとする。ただし、参加に要する費用は乙が負担するものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定めるもののほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から解除の申し出がない場合には、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第12条 甲又は乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、協定を解除できるものとする。

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

平成25年8月1日

甲 北上市芳町1番1号

北上市長 高橋敏彦

乙 北上市和賀町藤根17-78-5
岩手県石油商業協同組合北上支部

支部長 中野厚

3-9-1 相互応援協定の締結状況

北上市

応援協定	応援協定締結団体	災害種別	締結年月日
消防相互応援に関する協定	盛岡地区広域行政事務組合 胆沢地区消防組合 両磐地区消防組合 久慈地区広域行政事務組合 大船渡地区消防組合 遠野地区消防事務組合 宮古地区広域行政組合 花巻地区消防事務組合 二戸地区広域行政事務組合 釜石大槌地区行政事務組合 陸前高田市消防本部 江刺市消防本部 北上地区消防組合	火災 救急 その他災害	昭和 50 年 5 月 13 日
東北自動車道及び八戸自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合 胆沢地区消防組合 両磐地区消防組合 花巻地区消防組合 二戸地区広域行政事務組合 北上地区消防組合	火災 救急 その他災害	昭和 52 年 11 月 19 日
災害時の医療救護に関する協定	社団法人北上医師会 北上市	医療救護	平成 4 年 4 月 1 日
消防相互応援協定	花巻市、北上市、江刺市、東和町、湯田町、金ヶ崎町、沢内村	火災	平成 4 年 10 月 1 日
秋田自動車道北上・横手間消防相互応援協定	横手平鹿広域市町村圏組合 北上地区消防組合	火災 救急 その他災害	平成 7 年 10 月 16 日
防災ヘリコプター応援協定	岩手県、県内 70 市町村 一部事務組合	災害	平成 8 年 10 月 1 日
大規模災害時応援協定	県内 59 市町村	大規模災害	平成 8 年 10 月 7 日
災害時における相互応援に関する協定	北東北地域連携軸構想推進協議会 構成 11 市 大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、江刺市 横手市、本荘市、湯沢市、大曲市	大規模災害	平成 9 年 6 月 25 日
災害時の相互協力についての覚書	北上市内 15 郵便局 北上市	災害	平成 9 年 9 月 1 日
災害時相互応援に関する協定書	宮城県柴田町 北上市	災害	平成 9 年 11 月 6 日

3-9-1 相互応援協定の締結状況

災害時相互協力についての協定書	北上地区タクシー業協同組合 北上市	災害	平成16年3月26日
災害時相互応援に関する協定書	千葉県流山市 北上市	災害	平成17年11月3日
湯出ダム放流警戒設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所	水害	平成18年3月30日
災害時における支援協力に関する協定書	協同組合江釣子ショッピングセンターイオン(株)北日本カンパニー	災害	平成18年9月1日
災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書	(株)岩手県高圧ガス保安協会 北上支部	災害	平成20年6月1日
災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定書	(株)レンタルのニッケン 北上営業所	災害	平成20年8月1日
災害時における応急対策用燃料の調達等に関する協定書	岩手県石油商業協同組合 北上支部	災害	平成20年12月1日
災害時における電気設備の応急復旧の支援に関する協定書	岩手県電業協会 北上支部	災害	平成21年5月1日
電力設備の復旧に関する協定書	東北電力(株)花北営業所	災害	平成21年9月10日
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省東北地方整備局	災害	平成22年3月10日
災害時物資応援	NPO法人コメリ災害対策センター	災害	平成24年4月11日
災害時相互応援	東京都小金井市	災害	平成24年5月15日
災害時相互応援	神奈川県秦野市	災害	平成24年11月12日
災害時相互応援	北東北連携軸	災害	平成25年5月1日
災害時運搬応援	ヤマト運輸株式会社岩手主管支店	災害	平成25年8月29日
災害時救助応援	北上市旅館ホテル組合	災害	平成25年12月9日
災害時情報応援	北上ケーブルテレビ株式会社	災害	平成26年3月3日
災害時医療救護応援	北上医師会	災害	平成26年3月27日
災害時医療救護応援	北上薬剤師会	災害	平成26年3月27日
防災関連情報配信に関する協定書	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	災害	平成26年3月28日
福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人博愛会	災害	平成26年9月17日
道路、水路損傷状況の情報提供に関する協定書	北上市建設業協会	災害	平成27年9月1日
災害時における緊急放送等に関する協定書	北上ケーブルテレビ株式会社	災害	平成30年7月30日
災害時情報発信に関する	ヤフー株式会社	災害	令和元年12月26日

協定			
地震等の災害発生時における物資集積協力に関する協定書	大和ハウス工業株式会社岩手支社	災害	令和3年2月5日
災害時における外部給電可能な車両の貸与に関する協定書	岩手トヨタ自動車株式会社 岩手トヨペット株式会社 トヨタカローラ南岩手株式会社 ネッツトヨタ岩手株式会社 ネッツトヨタ盛岡株式会社 株式会社トヨタレンタリース岩手 トヨタモビリティパーツ株式会社 北東北統括支社	災害	令和3年7月13日

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市長村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、ほかの市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村からの応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市	盛岡市長
宮古市	宮古市長
大船渡市	大船渡市長
水沢市	水沢市長
花巻市	花巻市長
北上市	北上市長
久慈市	久慈市長
遠野市	遠野市長
一関市	一関市長
陸前高田市	陸前高田市長
釜石市	釜石市長
江刺市	江刺市長
二戸市	二戸市長
雫石町	雫石町長
葛巻町	葛巻町長
岩手町	岩手町長
西根町	西根町長
滝沢村	滝沢村長
松尾村	松尾村長
玉山村	玉山村長
紫波町	紫波町長
矢巾町	矢巾町長
大迫町	大迫町長

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

石鳥谷町	石鳥谷町	長
東和町	東和町	長
湯田町	湯田町	長
沢内村	沢内村	長
金ヶ崎町	金ヶ崎町	長
前沢町	前沢町	長
胆沢町	胆沢町	長
衣川村	衣川村	長
花泉町	花泉町	長
平泉町	平泉町	長
大東町	大東町	長
藤沢町	藤沢町	長
千厩町	千厩町	長
東山町	東山町	長
室根町	室根村	長
川崎村	川崎村	長
住田町	住田町	長
三陸町	三陸町	長
大槌町	大槌町	長
宮守村	宮守村	長
田老町	田老町	長
山田町	山田町	長
岩泉町	岩泉町	長
田野畑村	田野畑村	長
普代村	普代村	長
新里村	新里村	長
川井村	川井村	長
軽米町	軽米町	長
種市町	種市町	長
野田村	野田村	長
山形村	山形村	長
大野村	大野村	長
九戸村	九戸村	長
浄法寺町	浄法寺町	長
安代町	安代町	長
一戸町	一戸町	長

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日あたり 300 円 以内 (加算額) 冬期 別に定める 額を加算 高齢者等の要援 護者等を収容する 「福祉避難所」を 設置した場合、当 該地域における通 常の実費を支出で き、上記を越える 額を加算できる。	災害発生の日から 7 日発生	1 費用は、避難所の 設置、維持及び管理 のための賃金職員雇 上費、消耗機材費、 建物等の使用謝金、 借上費又は購入費、 高熱水費並びに仮設 便所等の設置費を含 む。 2 非難に当たって の輸送費は別途計 上。
応急仮設住宅の供 与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 企画 1 戸あたり平均 29.7 m ² (9 坪) を基準 とする 2 限度額 1 戸あたり 2,326,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上 設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる (規模、費用は別に定めるところ による)	災害発生の日から 20 日以内着工	1 平均 1 戸あたり 29.7 m ² 、2,326,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援 護者等を数人以上 収容する「福祉仮 設住宅」を設置で きる。 3 供与期間最高 2 年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、 床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1 人 1 日あたり 1,010 円以内 2 被災地から縁 故先(遠隔地) 等に一時避難する 場合 3 日分支給	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための 総経費を延給食日数 で除いた金額が限度 額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

		(大人、小人の差別なし)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半(焼)、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むのが困難なもの	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から7日以内	1 備蓄武士の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上1人増すごとに加算	
全壊	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
全焼	冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
流出	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
半壊	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
半焼							
床上浸水							
医療	医療の途を失ったもの	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具。破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)	1 救護班等による場合は、使用した衛星材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送日は、別途計上			

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

災害にかかった者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 期間内に静止が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急処理	住宅が半壊(全)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯あたり519,000円以内	災害発生から1ヶ月以内	
生業に必要な資金の貸与	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が全壊、全焼又は流失し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生業費1件辺り30,000円 2 就職仕度費1件あたり15,000円 	災害発生の日から1ヶ月以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸与期間2年以内 2 利子無利子
埋葬	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の際死亡したものを対象に実際に埋葬を実施するものに支給 	<ol style="list-style-type: none"> 1 体あたり大人(12歳以上)199,000円以内 小人(12歳未満)159,200円以内 	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄・消毒等) <ol style="list-style-type: none"> 1 体あたり3,300円以内(一時保存) ・既存建者借上費 通常の実費 ・既存建物以外	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 捜索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存のドライアイスの購入費等が必要な

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

		1 体あたり 5,000 円以内 (捜索) 救護範囲外は、慣行 料金		場合は当該地域に おける通常の実費 を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に 障害物が運び込まれてい るため生活に支障をきた している場合で自力では 除去することのできない 者	1 世帯あたり 137,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職 員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における 通常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号まで に規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師及び 看護師 11,400 円以内土木技 術者及び建築技術者 17,200 円以内 大工、左官及びとび 職 20,700 円以内	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当て 及び旅費は別途に定 める額

3-14-1 一時避難場所

No.	地区名	名称	位置	対象地域	校庭・広場等面積 (㎡)	収容可能人員 (人)
1	黒沢尻	緑が丘児童公園	上野町一丁目243番2	黒沢尻10区	2,000	1,000
2	黒沢尻	上野町中央児童公園	上野町二丁目552番	黒沢尻10区	2,600	1,300
3	黒沢尻	青葉児童公園	上野町二丁目754番	黒沢尻10区	2,000	1,000
4	黒沢尻	青柳児童公園	大通り二丁目114番	黒沢尻13区	2,400	1,200
5	黒沢尻	大曲児童公園	大曲町41番	黒沢尻6区、9区	1,200	600
6	黒沢尻	丹波児童公園	鍛冶町一丁目148番	黒沢尻8区、9区	3,200	1,600
7	黒沢尻	秋葉児童公園	川岸一丁目150番	黒沢尻19区	2,000	1,000
8	黒沢尻	古城場児童公園	川岸四丁目60番1	黒沢尻15区	3,700	1,800
9	黒沢尻	九年橋児童公園	九年橋三丁目42番	黒沢尻6区	6,300	3,100
10	黒沢尻	堤ヶ丘児童公園	堤ヶ丘二丁目5番5	黒沢尻1区	3,400	1,700
11	黒沢尻	常盤台東児童公園	常盤台一丁目106番80	黒沢尻21区	5,300	2,600
12	黒沢尻	常盤台児童公園	常盤台一丁目230番7	黒沢尻21区	13,000	6,500
13	黒沢尻	常盤台西児童公園	常盤台二丁目484番1	黒沢尻22区	1,500	700
14	黒沢尻	中野町中央児童公園	中野町二丁目14番1	黒沢尻20区、27区	2,000	1,000
15	黒沢尻	詩歌の森公園	本石町二丁目5番2	黒沢尻3.11.24.25区	40,000	20,000
16	黒沢尻	橋本児童公園	芳町26番	黒沢尻7区	6,000	3,000
17	黒沢尻	舟場児童公園	若宮町一丁目303号	黒沢尻26区	2,500	1,200
18	黒沢尻	下川原児童公園	若宮町二丁目11番	黒沢尻6.13区	4,600	2,300
19	黒沢尻	北上自動車学校	さくら通り4丁目3番5号	黒沢尻2区	10,400	5,200
20	黒沢尻	諏訪神社	諏訪町老丁目3番9号	黒沢尻12区	1,800	900
21	立花	市立展勝地公園	立花地内	黒沢尻16区	14,800	7,400
22	立花	展勝地第2駐車場	立花13地割地内	黒沢尻18区	1,251	600
23	相去	北上陸上競技場	相去町高前檀27地割36番地			
24	相去	大堤北児童公園	大堤北一丁目50番	相去8区	2,600	1,300
25	相去	大堤西児童公園	大堤西一丁目61番	相去11区	3,500	1,700
26	相去	小堤公園	大堤東三丁目78番	相去7区	10,000	5,000
27	相去	なかすじ児童公園	大堤南二丁目19番	相去9.10区	2,600	1,300
28	相去	南保育園	相去町東裏22			

3-14-2 震災時第1次避難所

3-14-2 震災時第1次避難所

No.	地区名	名称 電話	所在地	摘要
1	黒沢尻北	黒沢尻北地区交流センター 65-1941	常盤台一丁目30番20号	
2	黒沢尻東	黒沢尻東地区交流センター 64-7932	中野町一丁目5番46号	
3		生涯学習センター 72-8303	大通り一丁目1番3号	
4	黒沢尻西	黒沢尻西地区交流センター 64-0931	本石町一丁目6番20号	
5	立花	立花地区交流センター 65-1933	立花20地割57番地14	
6	飯豊	飯豊地区交流センター 68-2001	村崎野12地割67番地6	
7	二子	二子地区交流センター 66-2050	二子町鳥喰前49番地4	
8	更木	更木地区交流センター 66-2569	更木12地割151番地1	
9	黒岩	黒岩地区交流センター 64-7525	黒岩19地割36番地2	
10	口内	口内地区交流センター 69-2001	口内町新町67番地	
11	稲瀬	稲瀬地区交流センター 65-2441	稲瀬町前田276番地	
12	相去	相去地区交流センター 67-4355	相去町小糠沢19番地	
13	鬼柳	鬼柳地区交流センター 67-4310	鬼柳町都鳥49番地	
14	江釣子	江釣子地区交流センター 77-2468	上江釣子17地割116番地	
15	和賀	和賀地区交流センター 72-2215	和賀町堅川目1地割1番地13	
16	岩崎	岩崎地区交流センター 73-6076	和賀町岩崎18地割53番地8	
17	藤根	藤根地区交流センター 73-5299	和賀町藤根14地割147番地3	

3-14-3 震災時第2次避難所

No.	地区名	名称 電話	所在地	摘要
1	黒沢尻	黒沢尻北小学校 65-3313	常盤台一丁目22番33号	
2	黒沢尻	サンレック北上 64-5500	常盤台二丁目1番33号	
3	黒沢尻	さくらホール 61-3300	さくら通り二丁目1番1号	
4	黒沢尻	県立黒沢尻北高等学校 63-2181	常盤台一丁目1番69号	
5	黒沢尻	黒沢尻体育館 65-0611	本石町二丁目5番1号	
6	黒沢尻	黒沢尻東小学校 63-2194	中野町一丁目8番1号	
7	黒沢尻	黒沢尻西小学校 63-3226	本石町一丁目6番71号	
8	黒沢尻	専修大学北上高等学校 63-2341	新穀町二丁目4番64号	
9	黒沢尻	上野中学校 64-5371	上野町四丁目10番8号	
10	黒沢尻	北上中学校 63-3129	黒沢尻一丁目1番1号	
11	黒沢尻 黒岩	東陵中学校 64-3969	立花1地割8番地	
12	立花	東桜小学校 62-3153	立花6地割1番地1	
13	飯豊	北上市民成田スポーツ交流館 66-4111	成田24地割23番地	
14	飯豊	飯豊中学校 68-2714	村崎野11地割200番地	
15	飯豊	飯豊小学校 68-2510	村崎野11地割101番地	
16	飯豊 二子	県立黒沢尻工業高等学校 66-4115	村崎野24地割19番地	
17	二子	二子小学校 66-2525	二子町鳥喰22番地2	
18	二子	北上北中学校 66-2518	二子町秋子沢13番地	
19	更木	更木小学校 66-2523	更木12地割61番地	
20	更木	臥牛農業担い手センター 66-4912	臥牛11地割48番地	
21	黒岩	黒岩鬼剣舞道場	黒岩16地割26番地1	
22	口内	口内保育園 69-2015	口内町新町99番地1	
23	口内	正行寺	口内町中野88番地1	
24	口内	新田休養センター	口内町長洞146番地	
25	稲瀬	北上市民稲瀬スポーツ交流館 72-8313	稲瀬町地藏堂12番地8	

3-14-3 震災時第2次避難所

No.	地区名	名称 電話	所在地	摘要
26	稲瀬	くにみ保育園 65-1563	稲瀬町上台586番地2	
27	稲瀬	北上孝輝殿 64-2121	稲瀬町上台201番地	
28	相去	北上総合体育館 67-6720	相去町高前檀27番地36	
29	相去	相去体育館 67-4355	相去町小糠沢19番地	
30	相去	県立北上翔南高等学校 71-2122	相去町高前檀13番地	
31	相去 鬼柳	南小学校 67-4315	相去町葛西檀12番地2	
32	相去 鬼柳	南中学校 67-4318	相去町滝の沢7番地2	
33	鬼柳	鬼柳小学校 67-2533	鬼柳町都鳥35番地	
34	江釣子	江釣子小学校 77-2219	上江釣子16地割200番地	
35	江釣子	江釣子中学校 77-2931	上江釣子17地割172番地1	
36	江釣子	市民江釣子体育館 77-4004	上江釣子17地割116番地	
37	江釣子	江釣子7区公民館 73-5927	下江釣子11地割118番地3	
38	江釣子	江釣子幼稚園 77-4340	滑田15地割57番地	
39	江釣子	江釣子共同福祉施設 77-5633	鳩岡崎2地割51番地1	
40	江釣子	江釣子15区曾山公民館 (固定電話無)	北鬼柳3地割76番地	
41	江釣子	江釣子17区公民館 77-3915	北鬼柳21地割92番地1	
42	江釣子	江釣子勤労者体育センター 64-4994	北鬼柳22地割52番地3	
43	和賀	笠松小学校 72-2103	和賀町堅川目1地割1番地10	
44	和賀	和賀西小学校 72-2102	和賀町横川目7地割134番地3	
45	和賀	和賀西中学校 72-2105	和賀町横川目13地割64番地1	
46	和賀	横川目多目的集会施設 72-3933	和賀町横川目16地割283番地2	
47	和賀	津村田生活改善センター	和賀町横川目27地割140番地2	
48	和賀	仙人公民館 74-2454	和賀町仙人7地割5番地	
49	和賀	羽山ふれあいセンター	和賀町岩沢9地割1番地3	
50	和賀	ふるさと体験館北上 72-2883	和賀町山口23地割24番地5	

No.	地区名	名 称 電 話	所在地	摘 要
51	岩崎	いわさき小学校 71-7887	和賀町岩崎18地割53番地 3	
52	藤根	和賀東小学校 71-7166	和賀町藤根17地割100番地 2	
53	藤根	和賀東中学校 73-5106	和賀町長沼 6 地割 1 番地	
54	藤根	後藤 1 区自治公民館	和賀町後藤11地割54番地 4	
55	藤根	後藤野自治公民館	和賀町後藤 1 地割354番地	

3-14-4 風水害時第1次避難所

3-14-4 風水害時第1次避難所

No.	地区名	名称 電話	所在地	摘要
1	黒沢尻北	黒沢尻北地区交流センター 65-1941	常盤台一丁目30番20号	
2	黒沢尻東	上野中学校 65-3313	上野町四丁目10番8号	
3		日本現代詩歌文学館 65-1728	本石町二丁目5番60号	
4	黒沢尻西	黒沢尻西地区交流センター 64-0931	本石町一丁目6番20号	
5	立花	立花地区交流センター 65-1933	立花20地割57番地14	
6	飯豊	飯豊地区交流センター 68-2001	村崎野12地割67番地6	
7	二子	北上北中学校 66-2518	二子町秋子沢13番地	
8	更木	永昌寺 66-4240	更木33地割105番地	
9	黒岩	黒岩地区交流センター 64-7525	黒岩19地割36番地2	
10	口内	口内地区交流センター 69-2001	口内町新町67番地	
11	稲瀬	北上孝輝殿 64-2121	稲瀬町上台201番地	
12	相去	北上総合体育館 67-6720	相去町高前檀27番地36	
13	鬼柳	鬼柳地区交流センター 67-4310	鬼柳町都鳥49番地	
14	江釣子	江釣子地区交流センター 77-2468	上江釣子17地割116番地	
15	和賀	和賀地区交流センター 72-2215	和賀町堅川目1地割1番地13	
16	岩崎	岩崎地区交流センター 73-6076	和賀町岩崎18地割53番地8	
17	藤根	藤根地区交流センター 73-5299	和賀町藤根14地割147番地3	

3-14-5 風水害時第2次避難所

No.	地区名	名称 電話	所在地	摘要
1	黒沢尻	黒沢尻北小学校 65-3313	常盤台一丁目22番33号	
2	黒沢尻	サンレック北上 64-5500	常盤台二丁目1番33号	
3	黒沢尻	県立黒沢尻北高等学校 63-2181	常盤台一丁目1番69号	
4	黒沢尻	黒沢尻体育館 65-0611	本石町二丁目5番1号	
5	黒沢尻	黒沢尻西小学校 63-3266	本石町一丁目5番71号	
6	黒沢尻	専修大学北上高等学校 63-2341	新穀町二丁目4番64号	
7	黒沢尻	専修大学北上福祉教育専門学校 61-2131	鍛冶町一丁目3番1号	
8	立花	東桜小学校 62-3153	立花6地割1番地1	
9	飯豊 二子	村崎野勤労者体育館 66-3304	北工業団地1番7号	
10	飯豊 二子	県立黒沢尻工業高等学校 66-4114	村崎野24地割19番地	
11	更木	特別養護老人ホーム八天の里 66-6000	更木34地割320番地1	
12	更木 (臥牛)	※臥牛地区の高台民家へ避難		
13	黒岩	黒岩鬼剣舞道場	黒岩16地割26番地1	
14	黒岩	正洞寺 65-0773	黒岩18地割45番地	
15	口内	口内保育園 69-2015	口内町新町99番地1	
16	口内	正行寺	口内町中野88番地1	
17	口内	新田休養センター	口内町長洞146番地	
18	稲瀬	くにみ保育園 65-1563	稲瀬町上台586番地2	
19	稲瀬	上台会館 (固定電話無)	稲瀬町上台200番地1	
20	稲瀬	安楽寺 65-0716	稲瀬町上台205番地	
21	相去 鬼柳	南中学校 67-4318	相去町滝の沢7番地2	
22	相去 鬼柳	南小学校 67-4315	相去町葛西檀12番地2	
23	相去	県立北上翔南高等学校 71-2122	相去町高前檀13番地	
24	江釣子	市民江釣子体育館 77-4004	上江釣子17地割116番地	
25	江釣子	江釣子7区公民館 73-5927	下江釣子11地割118番地3	

3-14-5 風水害時第2次避難所

No.	地区名	名称 電話	所在地	摘要
26	江釣子	江釣子勤労者体育センター 64-4994	北鬼柳 22 地割 52 番地 3	
27	江釣子	江釣子17区公民館 77-3915	北鬼柳 21 地割 92 番地 1	
28	和賀	笠松小学校 72-2103	和賀町 縦川目 1 地割 1 番地 10	
29	和賀	和賀西中学校 72-2102	和賀町 横川目 13 地割 64 番地 1	
30	和賀	ふるさと体験館北上 72-2883	和賀町 山口 23 地割 24 番地 5	
31	和賀	いわさき小学校 71-7887	和賀町 岩崎 18 地割 53 番地 3	
32	藤根	和賀東中学校 73-5106	和賀町 長沼 6 地割 1 番地	

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要								指定避難所との重複	想定収容人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	黒沢尻北地区交流センター	常盤台 1-30-20	0197-65-2111	1	1		1				1		60
2	黒沢尻東地区交流センター	中野町 1-5-46	0197-64-2111		1		1				1		90
3	黒沢尻西地区交流センター	本石町 1-6-20	0197-64-2111	1	1		1				1		70
4	立花地区交流センター	立花 20-57-14	0197-64-2111	1	1		1				1		80
5	飯豊地区交流センター	村崎野 12-67-6	0197-64-2111		1		1				1		70
6	二子地区交流センター	二子町鳥喰前 49-4	0197-64-2111		1		1				1		60
7	更木地区交流センター	更木 12-151-1	0197-64-2111		1		1				1		45
8	黒岩地区交流センター	黒岩 19-36-2	0197-64-2111	1	1		1				1		50
9	口内地区交流センター	口内町新町 67	0197-64-2111		1		1				1		45
10	稲瀬地区交流センター	稲瀬町前田 276	0197-64-2111		1		1				1		60
11	相去地区交流センター	相去町小糠沢 19	0197-64-2111		1		1				1		290
12	鬼柳地区交流センター	鬼柳町都鳥 49	0197-64-2111		1		1				1		60
13	江釣子地区交流センター	上江釣子 17-116	0197-64-2111	1	1		1				1		130
14	和賀地区交流センター	和賀町堅川目 1-1-13	0197-64-2111	1	1		1				1		210
15	岩崎地区交流センター	和賀町岩崎 18-53-8	0197-64-2111	1	1		1				1		50
16	藤根地区交流センター	和賀町藤根 14-147-3	0197-64-2111		1		1				1		60
17	生涯学習センター	大通り 1-3-1 おでんせプラザぐろーぶ3階	0197-64-2111		1		1				1		310

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要								指定避難所との重複	想定収容人数(人)	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象			
18	黒沢尻北小学校	常盤台 1-22-33	0197-64-2111	1	1		1			1	1		1	1800
19	サンレック北上	常盤台 2-1-33	0197-64-2111		1		1						1	400
20	さくらホール	さくら通り 2-1-1	0197-64-2111		1		1			1			1	336
21	県立黒沢尻北高等学校	常盤台 1-1-69	0197-65-3313	1	1		1			1	1		1	1300
22	黒沢尻体育館	本石町 2-5-1	0197-64-2111	1	1		1				1		1	400
23	黒沢尻東小学校	中野町 1-8-1	0197-64-2111		1		1			1			1	900
24	黒沢尻西小学校	本石町 1-6-71	0197-64-2111	1	1		1			1	1		1	1650
25	専修大学北上高等学校	新穀町 2-4-64	0197-63-2341	1	1		1			1	1		1	700
26	上野中学校	上野町 4-10-8	0197-64-2111	1	1		1			1	1		1	1200
27	北上中学校	黒沢尻 1-1-1	0197-64-2111		1		1			1			1	1000
28	東桜小学校	立花 6-1-1	0197-64-2111	1			1				1		1	
29	東陵中学校	立花 1-8	0197-64-2111	1			1				1		1	750
30	北上市民成田スポーツ交流館	成田 24-23	0197-64-2111		1		1						1	300
31	飯豊中学校	村崎野 11-200	0197-64-2111		1		1						1	300
32	飯豊小学校	村崎野 11-101	0197-64-2111		1		1						1	800
33	県立黒沢尻工業高等学校	村崎野 24-19	019-651-3111	1	1		1				1		1	273
34	二子小学校	二子町鳥喰 22-2	0197-64-2111		1		1						1	650
35	北上北中学校	二子町秋子沢 13	0197-64-2111	1	1		1				1		1	600

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要							指定避難所との重複	想定収容人数(人)	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
36	更木小学校	更木12-61	0197-64-2111		1		1					1	400
37	臥牛農業担い手センター	臥牛 11-48	0197-64-2111				1					1	50
38	黒岩鬼剣舞道場	黒岩 16-26-1	0197-64-2111	1	1		1			1		1	32
39	正洞寺	黒岩 18-45	0197-65-0773	1	1					1		1	40
40	口内保育園	口内町新町 99-1	0197-64-2111	1	1		1			1		1	72
41	正行寺	口内町中野 88-1		1	1		1			1		1	56
42	新田休養センター	口内町長洞 146		1	1		1			1		1	52
43	北上市民稲瀬スポーツ交流館	稲瀬町地藏堂 15	0197-64-2111		1		1					1	300
44	くにみ保育園	稲瀬町上台 586-2	0197-65-1563	1	1		1			1		1	60
45	北上総合体育館	相去町高前 檀 27-36	0197-64-2111	1	1		1			1		1	2020
46	相去体育館	相去町小糠沢 19	0197-64-2111		1		1					1	200
47	県立北上翔南高等学校	相去町高前 檀 13	019-651-3111	1	1		1			1		1	195
48	南小学校	相去町葛西 檀 12-2	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1840
49	南中学校	相去町滝の沢 7-2	0197-64-2111	1	1		1			1		1	950
50	鬼柳小学校	鬼柳町都鳥 35	0197-64-2111		1		1					1	700
51	江釣子小学校	上江釣子 16-200	0197-64-2111		1		1		1			1	900
52	江釣子中学校	上江釣子 17-172-1	0197-64-2111		1		1		1			1	850
53	市民江釣子体育館	上江釣子 17-116	0197-64-2111	1	1		1			1		1	350

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要							指定避難所との重複	想定収容人数(人)	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
54	江釣子7区公民館	下江釣子11-118-3	0197-64-2111	1	1		1			1		1	100
55	江釣子幼稚園	滑田15-57	0197-64-2111		1		1					1	250
56	江釣子共同福祉施設	鳩岡崎2-51-1	0197-64-2111		1		1					1	100
57	江釣子15区曾山公民館	北鬼柳3-76	0197-72-2726		1		1					1	50
58	江釣子17区公民館	北鬼柳21-92-1	0197-77-2502	1	1		1			1		1	20
59	江釣子勤労者体育センター	北鬼柳22-52-3	0197-64-2111	1	1		1			1		1	200
60	笠松小学校	和賀町堅川目1-1-10	0197-64-2111	1	1		1			1		1	
61	和賀西小学校	和賀町横川目7-134-3	0197-64-2111		1		1		1			1	1080
62	和賀西中学校	和賀町横川目13-64-1	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1080
63	横川目多目的集会施設	和賀町横川目16-283-2	0197-72-2606		1		1					1	50
64	津村田生活改善センター	和賀町横川目27-140-2			1		1					1	50
65	仙人公民館	和賀町仙人7-5	0197-74-2332		1		1					1	15
66	羽山ふれあいセンター	和賀町岩沢9-1-3			1		1					1	50
67	ふるさと体験館北上	和賀町山口23-24-5	0197-64-2111	1	1		1			1		1	240
68	いわさき小学校	和賀町岩崎18-53-3	0197-64-2111	1	1		1			1		1	610
69	和賀東小学校	和賀町藤根17-100-2	0197-64-2111		1		1		1			1	1260
70	和賀東中学校	和賀町長沼6-1	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1260
71	後藤1区自治公民館	和賀町後藤11-54-4			1		1					1	60

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要							指定避難所との重複	想定収容人数(人)	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
72	後藤野自治公民館	和賀町後藤1-354			1		1					1	150
73	日本現代詩歌文学館	本石町2-5-60	0197-64-2111	1						1		1	110
74	専修大学北上福祉教育専門学校	鍛冶町1-3-1	0197-63-2341	1	1				1	1		1	2,500
75	村崎野勤労者体育館	北工業団地1-7	0197-64-1212	1	1					1		1	350
76	特別養護老人ホーム八天の里	更木34-320-1	0197-66-6200	1	1					1		1	140
77	永昌寺	更木33-105	0197-66-4240	1	1					1		1	180
78	上台会館	稲瀬町上台200-1	0197-64-4861	1	1					1		1	20
79	安楽寺	稲瀬町上台205	0197-65-0716	1	1					1		1	60
80	北上孝輝殿	稲瀬町上台201-1	0197-64-2121	1	1		1			1		1	440
81	緑が丘児童公園	上野町1-243-2	0197-64-2111				1		1				1,000
82	上野町中央児童公園	上野町2-552	0197-64-2111				1		1				1,300
83	青葉児童公園	上野町2-754	0197-64-2111				1		1				1,000
84	青柳児童公園	大通り2-114	0197-64-2111				1		1				1,200
85	大曲児童公園	大曲町41	0197-64-2111				1		1				600
86	丹波児童公園	鍛冶町1-148	0197-64-2111				1		1				1,600
87	秋葉児童公園	川岸1-150	0197-64-2111				1		1				1,000
88	古城場児童公園	川岸4-60-1	0197-64-2111				1		1				1,800
89	九年橋児童公園	九年橋3-42	0197-64-2111				1		1				3,100
90	堤ヶ丘児童公園	堤ヶ丘2-5-5	0197-64-2111				1		1				1,700
91	常盤台東児童公園	常盤台1-106-80	0197-64-2111				1		1				2,600
92	常盤台児童公園	常盤台1-230-7	0197-64-2111				1		1				6,500

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要							指定避難所との重複	想定収容人数(人)	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
93	常盤台西児童公園	常盤台2-484-1	0197-64-2111				1		1				700
94	中野町中央児童公園	中野町2-14-1	0197-64-2111				1		1				1,000
95	詩歌の森公園	本石町2-5-2	0197-64-2111				1		1				20,000
96	橋本児童公園	芳町26	0197-64-2111				1		1				3,000
97	舟場児童公園	若宮町1-303	0197-64-2111				1		1				1,200
98	下川原児童公園	若宮町2-11	0197-64-2111				1		1				2,300
99	北上自動車学校	さくら通り4-3-5	0197-63-4562				1		1				5,200
100	諏訪神社	諏訪町1-3-9	0197-63-2907				1		1				900
101	市立展勝地公園	立花地内	0197-64-2111				1		1				7,400
102	展勝地第2駐車場	立花13地割地内	0197-64-2111				1		1				600
103	北上陸上競技場	相去町高前権27-36	0197-64-2111				1		1				35,000
104	大堤北児童公園	大堤北1-50	0197-64-2111				1		1				1,300
105	大堤西児童公園	大堤西1-61	0197-64-2111				1		1				1,700
106	小堤公園	大堤東3-78	0197-64-2111				1		1				5,000
107	なかすじ児童公園	大堤南2-19	0197-64-2111				1		1				1,300
108	南保育園	相去町東裏22	0197-64-2111				1		1				400

3-14-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの(福祉避難所)	想定収容人数(人)
1	黒沢尻北地区交流センター	岩手県北上市常盤台 1-30-20	0197-64-2111	1		60
2	黒沢尻東地区交流センター	岩手県北上市中野町 1-5-46	0197-64-2111	1		90
3	黒沢尻西地区交流センター	岩手県北上市本石町 1-6-20	0197-64-2111	1		70
4	立花地区交流センター	岩手県北上市立花 20-57-14	0197-64-2111	1		80
5	飯豊地区交流センター	岩手県北上市村崎野 12-67-6	0197-64-2111	1		70
6	二子地区交流センター	岩手県北上市二子町 鳥喰前 49-4	0197-64-2111	1		60
7	更木地区交流センター	岩手県北上市更木 12-151-1	0197-64-2111	1		45
8	黒岩地区交流センター	岩手県北上市黒岩 19-36-2	0197-64-2111	1		50
9	口内地区交流センター	岩手県北上市口内町 新町 67	0197-64-2111	1		45
10	稲瀬地区交流センター	岩手県北上市稲瀬町 前田 276	0197-64-2111	1		60
11	相去地区交流センター	岩手県北上市相去町 小糠沢 19	0197-64-2111	1		290
12	鬼柳地区交流センター	岩手県北上市鬼柳町 都鳥 49	0197-64-2111	1		60
13	江釣子地区交流センター	岩手県北上市上江釣子 17-116	0197-64-2111	1		130
14	和賀地区交流センター	岩手県北上市和賀町 堅川目 1-1-13	0197-64-2111	1		210
15	岩崎地区交流センター	岩手県北上市和賀町 岩崎 18-53-8	0197-64-2111	1		50
16	藤根地区交流センター	岩手県北上市和賀町 藤根 14-147-3	0197-64-2111	1		60
17	生涯学習センター	岩手県北上市大通り 1-3-1 おでんせプラザ ぐろーぶ3階	0197-64-2111	1		310
18	黒沢尻北小学校	岩手県北上市常盤台 1-22-33	0197-64-2111	1		850
19	サンレック北上	岩手県北上市常盤台 2-1-33	0197-64-2111	1		165
20	さくらホール	岩手県北上市さくら通り 2-1-1	0197-64-2111	1		338

3-14-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの(福祉避難所)	想定収容人数(人)
21	県立黒沢尻北高等学校	岩手県北上市常盤台 1-1-69	019-651-3111	1		89
22	黒沢尻体育館	岩手県北上市本石町 2-5-1	0197-64-2111	1		400
23	黒沢尻東小学校	岩手県北上市中野町 1-8-1	0197-64-2111	1		900
24	黒沢尻西小学校	岩手県北上市本石町 1-6-71	0197-64-2111	1		900
25	専修大学北上高等学校	岩手県北上市新穀町 2-4-64	0197-63-2341	1		300
26	上野中学校	岩手県北上市上野町 4-10-8	0197-64-2111	1		800
27	北上中学校	岩手県北上市黒沢尻 1-1-1	0197-64-2111	1		1,000
28	東桜小学校	岩手県北上市立花 6- 1-1	0197-64-2111	1		
29	東陵中学校	岩手県北上市立花 1- 8	0197-64-2111	1		750
30	北上市民成田スポーツ交流館	岩手県北上市成田 24-23	0197-64-2111	1		300
31	飯豊中学校	岩手県北上市村崎野 11-200	0197-64-2111	1		300
32	飯豊小学校	岩手県北上市村崎野 11-101	0197-64-2111	1		800
33	県立黒沢尻工業高等学校	岩手県北上市村崎野 24-19	019-651-3111	1		273
34	二子小学校	岩手県北上市二子町 鳥喰 22-2	0197-64-2111	1		650
35	北上北中学校	岩手県北上市二子町 秋子沢 13	0197-64-2111	1		600
36	更木小学校	岩手県北上市更木 12-61	0197-64-2111	1		400
37	臥牛農業担い手センター	岩手県北上市臥牛 11-48	0197-64-2111	1		50
38	黒岩鬼剣舞道場	岩手県北上市黒岩 16-26-1		1		32
39	正洞寺	岩手県北上市黒岩 18-45	0197-65-0773	1		40
40	口内保育園	岩手県北上市口内町 新町 99-1	0197-64-2111	1		72
41	正行寺	岩手県北上市口内町 中野 88-1		1		56

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの(福祉避難所)	想定収容人数(人)
42	新田休養センター	岩手県北上市口内町長洞146		1		52
43	北上市民稲瀬スポーツ交流館	岩手県北上市稲瀬町地藏堂15	0197-64-2111	1		300
44	くにみ保育園	岩手県北上市稲瀬町上台586-2	0197-65-1563	1		60
45	北上総合体育館	岩手県北上市相去町高前檀27番地36	0197-64-2111	1		1,990
46	相去体育館	岩手県北上市相去町小糠沢19	0197-64-2111	1		200
47	県立北上翔南高等学校	岩手県北上市相去町高前壇13	019-651-3111	1		195
48	南小学校	岩手県北上市相去町葛西壇12-2	0197-64-2111	1		900
49	南中学校	岩手県北上市相去町滝の沢7-2	0197-64-2111	1		950
50	鬼柳小学校	岩手県北上市鬼柳町都鳥35	0197-64-2111	1		700
51	江釣子小学校	岩手県北上市上江釣子16-200	0197-64-2111	1		900
52	江釣子中学校	岩手県北上市上江釣子17-172-1	0197-64-2111	1		850
53	市民江釣子体育館	岩手県北上市上江釣子17-116	0197-64-2111	1		350
54	江釣子7区公民館	岩手県北上市下江釣子11-118-3	0197-64-2111	1		100
55	江釣子幼稚園	岩手県北上市滑田15-57	0197-64-2111	1		250
56	江釣子共同福祉施設	岩手県北上市鳩岡崎2-51-1	0197-64-2111	1		100
57	江釣子15区曾山公民館	岩手県北上市北鬼柳3-76	0197-72-2726	1		50
58	江釣子17区公民館	岩手県北上市北鬼柳21-92-1	0197-77-2502	1		20
59	江釣子勤労者体育センター	岩手県北上市北鬼柳22-52-3	0197-64-2111	1		200
60	笠松小学校	岩手県北上市和賀町堅川目1-1-10	0197-64-2111	1		
61	和賀西小学校	岩手県北上市和賀町横川目7-134-3	0197-64-2111	1		700
62	和賀西中学校	岩手県北上市和賀町横川目13-64-1	0197-64-2111	1		650

3-14-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの(福祉避難所)	想定収容人数(人)
63	横川目多目的集会施設	岩手県北上市和賀町横川目16-283-2	0197-72-2606	1		50
64	津村田生活改善センター	岩手県北上市和賀町横川目27-140-2		1		50
65	仙人公民館	岩手県北上市和賀町仙人7-5	0197-74-2332	1		15
66	羽山ふれあいセンター	岩手県北上市和賀町岩沢9-1-3		1		50
67	ふるさと体験館北上	岩手県北上市和賀町山口23-24-5	0197-64-2111	1		240
68	いわさき小学校	岩手県北上市和賀町岩崎18-53-3	0197-64-2111	1		610
69	和賀東小学校	岩手県北上市和賀町藤根17-100-2	0197-64-2111	1		700
70	和賀東中学校	岩手県北上市和賀町長沼6-1	0197-64-2111	1		800
71	後藤1区自治公民館	岩手県北上市和賀町後藤11-54-4		1		60
72	後藤野自治公民館	岩手県北上市和賀町後藤1-354		1		150
73	日本現代詩歌文学館	岩手県北上市本石町2-5-6	0197-64-2111	1		110
74	専修大学北上福祉教育専門学校	岩手県北上市鍛冶町1-3-1		1		2500
75	村崎野勤労者体育館	岩手県北上市北工業団地1-7		1		350
76	特別養護老人ホーム八天の里	岩手県北上市更木34-320-1		1		140
77	永昌寺	岩手県北上市更木33-105	0197-66-4240	1		180
78	北上孝輝殿	岩手県北上市稲瀬町上台201-1	0197-64-2121	1		440
79	上台会館	岩手県北上市稲瀬町上台200-1	0197-64-4861	1		20
80	安楽寺	岩手県北上市稲瀬町上台205	0197-65-0716	1		60

3-14-8 指定福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	利用場所
1	北上市総合福祉センター 64-1212	常盤台二丁目1番63号	和室
2	和賀町総合福祉センター 72-2500	和賀町横川目10地割20番地3	和室

3-14-9 協定福祉避難所一覧

3-14-9 協定福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	利用場所
1	和賀の園 73-5123	和賀町煤孫9地割9番地1	作業室 生活介護室
2	地域密着型特別養護老人ホーム浮牛の里 71-4560	口内町久田25番地11	交流ホール兼 会議室
3	特別養護老人ホームいいとよ 71-1377	村崎野12地割74番地28	会議室
4	ショートステイ紅音 72-6156	村崎野14地割432番地106	保育スペース
5	ショートステイ北上 72-8361	二子町宿西22番地1	看護職員室
6	地域密着型特定施設入居者生活介護ケアハウス常心の里 87-9088	常盤台四丁目7番32号	思いやりホーム
7	小規模多機能ホームうえのまち 63-2267	上野町一丁目7番1号	大広間
8	通所介護なごみ 61-5100	黒沢尻四丁目8番20号	昼コーナー 静養室
9	安寿デイサービス中野町 72-6900	中野町二丁目12番24号	娯楽室 機能訓練室
10	ツクイ北上 63-8077	本石町二丁目1番41号	機能訓練室
11	グループホームいこいの家 65-3113	北鬼柳22地割46番地	居間 小上り
12	介護老人保健施設たいわ 77-3300	北鬼柳20地割20番地	多目的ホール
13	特別養護老人ホームわがの里 73-5511	下江釣子10地割74番地3	地域交流室
14	小規模多機能ホーム横川目 72-4531	和賀町横川目11地割161番地1	和室
15	介護老人保健施設まつみ 73-8811	和賀町長沼5地割350番地1	機能訓練室
16	介護老人保健施設みさと 71-7231	和賀町煤孫10地割14番地1	介護機器室

17	グループホームおおきな木 62-3316	村崎野20地割60番地3	交流サロン
18	地域密着型特別養護老人ホームすずの 里 62-5533	北鬼柳15地割128番地2	喫茶室
19	やちだもの家北上B棟 61-5582	立花17地割1番地3	食堂・機能訓練
20	特別養護老人ホームさくら爽 61-5117	さくら通り三丁目7番7号	多目的ホール

3-14-10 消防団避難誘導等担当区域表

3-14-10 消防団避難誘導等担当区域表

所属名	担当区域
団本部	市全域
第1分団	黒沢尻1区から9区まで、11区から13区まで及び21区から26区まで
第2分団	黒沢尻10区、14区、15区、19区、20区及び27区
第3分団	江釣子2区から6区まで、9区及び14区から17区まで
第4分団	江釣子1区、7区、8区及び10区から13区まで
第5分団	飯豊1区から10区まで
第6分団	二子1区から8区まで及び更木1区から7区まで
第7分団	口内1区から9区まで
第8分団	黒沢尻16区から18区まで、黒岩1区から3区まで及び稲瀬1区から4区まで
第9分団	相去1区から11区まで
第10分団	鬼柳1区から5区まで
第11分団	藤根1区から4区まで、長沼1区、2区及び後藤1区、2区
第12分団	横川目1区から5区まで及び堅川目区
第13分団	仙人区、岩沢区、山口区、煤孫1区、2区、新田1区、2区及び岩崎1区から3区まで

3-15-1 災害医療救護に関する協定書(北上医師会)

災害医療救護に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と一般社団法人北上医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部との連携）

第2条 乙は、北上市災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて災害対策本部に同席するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第4条 乙は、甲と連絡が取れないとき、又は甚大な被害が想定される場合に派遣の要請を待ついとまがなく、自主的に被災地の情報収集を行った結果、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めたときは、自主的に医療救護班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (2) 収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第6条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所の設置）

第7条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項の定めるもののほか、災害状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（使用医薬品等）

第8条 医療救護活動に使用する医薬品、衛生材料及び医療器材（以下「医薬品等」という。）

は、原則として当該医療救護班の備える医薬品等とする。ただし、備える医薬品等がなく、又は不足したときは、甲が供給するものとする。

2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3-15-1 災害医療救護に関する協定書(北上医師会)

(救護所における給食等)

第9条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第11条 甲は、次の各号に掲げる費用(甲の要請に基づき乙が医療活動を実施した場合に要する費用に限る。)について、当該各号に定める額を負担する。

(1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医薬品等の費用 当該医薬品等に係る実費の額

(3) 収容医療機関及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該収容医療機関及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は施設の原状回復に要する費用 当該現状回復に係る実費の額

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のため要したもの 甲が別に定める額
(扶助費)

第12条 甲は、医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される例により扶助費を支給する。

(医療紛争の措置)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第11条の費用及び第12条の扶助費(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(訓練)

第17条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成26年3月27日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解除の申し出がないときには、更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年3月27日

甲 北上市芳町1番1号
北上市

北上市長 高橋 敏彦

乙 北上市花園町一丁目7番4号
一般社団法人北上医師会

会長 小池 博之

3-15-2 災害時医療救護に関する協定書(北上市薬剤師会)

3-15-2 災害時医療救護に関する協定書(北上市薬剤師会)

災害医療救護に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と北上薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部との連携）

第2条 乙は、北上市災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて乙は災害対策本部に同席するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、薬剤師班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第4条 乙は、甲と連絡が取れないとき、又は甚大な被害が想定される場合に派遣の要請を待ついとまがなく、自主的に被災地の情報収集を行った結果、緊急に薬剤師班を派遣する必要があると認めるときは、自主的に薬剤師班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により薬剤師班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき薬剤師班の派遣が必要と認めるときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（薬剤師班の輸送）

第6条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（使用医薬品等）

第7条 医療救護活動に使用する医薬品等は、原則として当該薬剤師班の備える医薬品等とする。ただし、備える医薬品等がなく、又は不足したときは、甲が供給するものとする。

2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所における給食等）

第8条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（調剤費）

第9条 救護所における調剤費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 収容医療機関における調剤費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第10条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療活動を実施した場合に要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 薬剤師班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額
- (2) 薬剤師班が調達した医薬品等の費用 当該医薬品等に係る実費の額
- (3) 収容医療機関及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該収容医療機関及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は施設の原状回復に要する費用 当該原状回復に係る実費の額
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のため要したものの 別の定める額（扶助費）

第11条 甲は、薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される例により扶助費を支給する。

（医療紛争の措置）

第12条 薬剤師班が医療救護活動により患者との医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

（報告）

第13条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

（費用等の請求）

第14条 乙は、第10条の費用及び第11条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第15条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

（訓練）

第16条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（協議）

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

（協定期間）

第18条 この協定の有効期間は、平成26年3月27日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解除の申し出がないときには、更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

3-15-2 災害時医療救護に関する協定書(北上市薬剤師会)

平成 26 年 3 月 27 日

甲 北上市芳町 1 番 1 号
北上市

北上市長 高橋 敏彦

乙 北上市大通り四丁目 3 番 1 号
北上薬剤師会

会長 内館 伸也

3-16-1 支給物資

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
見回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶碗、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

供給食糧の種類

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

3-16-2 災害時における支援協力に関する協定書

3-16-2 災害時における支援協力に関する協定書

災害時における支援協力に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ乙において調達できる物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 医療品
- (4) 寝具類
- (5) 食器類
- (6) 炊事用品
- (7) 日用雑貨
- (8) 冷暖房器具
- (9) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、緊急生活物資供給要請書（様式第9号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって申し出を行ない、事後に 緊急生活物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに緊急生活物資供給確認書（様式第10号）を乙に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金については、甲が負担するものとする。また、乙が物資の運搬を行なったときに要する経費は、甲・乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

(避難場所の提供)

第10条 乙は、災害時において、乙が所有する駐車場を避難場所として提供するものとする。

(その他)

第11条 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって3ヶ月以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

2 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

附則

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年9月1日

甲 北上市芳町1番1号
北上市長 伊藤 彬

乙 岩手県盛岡市前潟4丁目7番1号
イオン株式会社北日本カンパニー
青森岩手事業部長
正木 雄三

災害時における物資供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う物資供給の要請に関し、その手続き等について定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、緊急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって申し出を行ない、事後に緊急生活物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、物資を確認後、速やかに緊急生活物資供給確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月11日

甲 北上市芳町1番1号
北上市長 高橋敏彦

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧賢一

3-16-3 災害時における物資供給に関する協定書

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

3-16-4 災害時における物資の供給に関する協定書（バイタルネット）

災害時における物資の供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）は、北上市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、円滑な救援活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が北上市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他乙が供給可能な物資

（協力要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、調達する物資名、数量、引渡し場所等を記載した様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合、文書によることが難しい場合その他やむを得ないものと甲が認める場合は、電話その他の文書以外の方法により行うことができる。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その他要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を様式第2号により甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定の定めるところにより、乙が甲に供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生した直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡員の派遣等）

第8条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができる。

3-16-4 災害時における物資の供給に関する協定書（バイタルネット）

（物資の安定供給）

第9条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図るとともに安定供給に努力し、甲はこれに協力するものとする。

（その他の協力事項）

第10条 甲及び乙は、災害時において、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有、又は管理する施設及び用地を物資集積場所等として提供すること
- (2) 甲又は乙が収集した市内の被災状況、危険箇所、避難場所等に関する情報の相互提供
- (3) その他被災者への支援活動及び市民生活の早期安定のため必要と認められる事項

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（平時の防災活動への協力）

第12条 乙は、平時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発活動
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡窓口）

第13条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては北上市消防防災部消防防災課とし、乙においては株式会社バイタルネット北上支店とする。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙ともに異議の申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から換算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の有効期間満了の時も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項及び実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成30年6月7日

甲 岩手県北上市芳町1番1号
北上市
代表者 北上市長 高橋 敏彦

乙 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目1番12号
株式会社バイタルネット
岩手営業部 部長 諸岡 一之

別表（第4条関係）

品 目	品 名
一般用医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒剤 ・ ミルク ・ 離乳食 ・ 介護食 ・ 飲料水（PB品お茶、ポカリスエット等） ・ 機能性食品（カロリーメイト、ウイダーインゼリー等） ・ 一般用医薬品（胃腸薬、かぜ薬等） ・ その他 供給可能なもの
衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク ・ 介護用オムツ ・ 幼児用オムツ ・ 生理用品 ・ ガーゼ・包帯・絆創膏 ・ ストーマパウチ（人工肛門） ・ その他 供給可能なもの

3-16-4 災害時における物資の供給に関する協定書（バイタルネット）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

株式会社バイタルネット 様

北上市長

物資供給要請書

「災害時における物資供給に関する協定」第5条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 物資の品目及び数量

品 目	規 格	数 量	備 考

担当者：

所属

職名

氏名

3-16-4 災害時における物資の供給に関する協定書（バイタルネット）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

北上市長 様

株式会社バイタルネット

物資供給回答書

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、 年 月 日付けで協力要請を受けた事項について、次のとおり物資を供給します。

品目	規格	数量	単価	金額	備考

担当者：

所属

職名

氏名

3-16-5 災害時における飲料の確保に関する協定書（みちのくコカ・コーラボトリング）

3-16-5 災害時における飲料の確保に関する協定書（みちのくコカ・コーラボトリング）

災害時における飲料の確保に関する協定

北上市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北上市における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

（飲料の確保）

第2条 甲は、災害時等における応急対策のため緊急に飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「飲料供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において飲料供給要請書を提出するものとする。

（飲料の運搬及び納入）

第4条 飲料の納入場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、納入場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認の上、納品書とともに飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、甲が必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に代金等を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金等の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、北上市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者等）

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（確認書の提出）

第9条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先を記した「連絡先確認書」（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月24日

甲 岩手県北上市芳町1番1号

北上市長

乙 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

様式第1号

令和 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村 広和 様

北上市長 高橋 敏彦

飲料供給要請書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり飲料の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

様式第2号

令和 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村 広和 様

飲料受領確認者
職氏名 _____ ㊟

飲料受領書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

- 1 受領場所 _____
2 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時にあらかじめ記載しておくこと。
受領確認者の押印は省略できる。

災害時における物資供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と株式会社ユニバース（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、甲の要請時点において乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はメール等で要請し、その後直ちに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾する場合は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はメール等で受託することを伝え、その後直ちに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資を優先的に供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、直ちにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議により定めた輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が物資を輸送する車両を、災害対策基本法第50条第1項に基づく災害応急対応に使用する車両とし、緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の調達及び運搬にかかる費用（以下「調達等費用」という。）は甲が負担するものとする。

2 調達等費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

（費用の支払）

第8条 調達等費用は月末締めとし、乙は、甲に対して月毎に調達等費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、14日以内に費用を乙に支払うものとする。ただし、被災状況によって期限までの支払いが難しい場合は、甲乙協議の上、決定する。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続してその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 9月 21日

甲 岩手県北上市芳町1番1号

北上市

市長 高橋敏彦

乙 青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1

株式会社ユニバース

代表取締役社長 三浦建彦

3-16-5 災害時における物資供給に関する協定書（ユニバース）

別表

区 分	主な品種
<ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・生活必需品 	<p>カップ麺、飲料水、缶詰、菓子類、おにぎり、パン類、牛乳、乳児用ミルク、ベビーフード、介護食、その他</p> <p>身回品－タオル、紙おむつ、トイレトペーパー、生理用品、介護用品など</p> <p>炊飯道具－カセットコンロ、なべ、包丁など</p> <p>食器－はし、茶碗、皿など</p> <p>日用品－石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴミ袋など</p> <p>光熱材料－電池、卓上用ガスボンベ、マッチ、ローソク、懐中電灯など</p> <p>その他－使い捨てカイロ（冬季） 殺虫剤類（夏季）</p>

3-16-5 災害時における物資供給に関する協定書（ユニバーズ）

様式第1号（第4条関係）

株式会社ユニバース 様

第 号
年 月 日

北上市長 ○ ○ ○ ○ 印

物資供給要請・受諾書

災害時における物資供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次の物資の供給を要請します。

物資名	数量	規格	引渡場所	引渡日時

受諾確認

年 月 日 付け 第 号で要請のありました物資輸送について、次の通り受託します。

- 1 要請書のとおり
- 2 要請書から一部変更（変更部分を上記に記載）

年 月 日

輸送者

名 称

代表者

印

様式第2号（第5条関係）

北上市長 ○ ○ ○ ○ 様

年 月 日

供給者
名 称
代表者 印

物資供給報告書

別添写しの 年 月 日 付け 第 号で要請のありました物資供給について、写しの通り報告します。（変更のあった内容については写しに記載）

運搬経路 _____ ~ _____

物資搬入者 _____ 印

物資受取者 _____ 印

3-20-1 一般廃棄物処理業者一覧表（処理業者）

3-20-1 一般廃棄物処理業者一覧表（処理業者）

業 者 名 称	所 在 地	電 話	台数	積載量
(株)有田屋	鍛冶町三丁目2番47号	64-6400	16台	43.25 t
(有)かなめ環境整備	二子町宿東66番地	66-3662	3台	7.25 t
(有)北上清掃センター	黒岩3地割61番地	65-3038	4台	14.65 t
北上ビルメン(株)	幸町2番5号	64-3347	2台	2.80 t
(株)北日本環境保全	常盤台四丁目11番116号	65-3166	18台	59.25 t
(有)昆野環境サービス	口内町草刈場395番地10	69-2732	3台	7.65 t
中央建設(株)	堤ヶ丘二丁目9番50号	64-1492	11台	27.10 t
(株)マルサ	成田26地割83番地12	68-2288	17台	68.60 t
(有)マルサ商会	九年橋三丁目14番56号	63-5286	14台	33.35 t
(株)スパット北上	稲瀬町上台648番地	63-3576	18台	50.55 t
リックス(株)	相去町大松沢1番地64	67-6446	11台	24.60 t
(株)和賀開発	和賀町横川目36地割26番地	72-3250	1台	2.60 t
(株)北上衛生社	常盤台四丁目11番116号	63-4483	2台	3.50 t
グリーンリサイクル(株)	相去町大松沢1番地81	67-0077	6台	51.40 t
(有)岩手環境事業センター	二子町上野112番地1	66-3171	2台	14.60 t
工藤隆雄	上野町二丁目26番7号	64-3166	1台	0.85 t
さくら環境企画	村崎野9地割194番地11	62-8322	2台	4.35 t
千田技建工業	下江釣子15地割4番地2	77-2587	1台	2.00 t
(有)中神工務店	孫屋敷8番1号	63-3611	6台	12.65 t
マルケイ建設(株)	和賀町藤根17地割54番地1	73-5331	2台	6.45 t

3-20-2 一般廃棄物処理施設（ごみ処理）

(不燃) 北上市清掃事業所	上鬼柳2地割212番地	67-2039	処理能力 1日5H30t
(可燃) 岩手中部クリーンセンター	和賀町後藤3地割60番地	72-8286	処理能力 1日182t

3-20-3 一般廃棄物処理業者一覧表（し尿収集委託業者）

3-20-3 一般廃棄物処理業者一覧表（し尿収集委託業者）

業 者 名 称	所 在 地	電 話	台 数	積 載 量
(有)北上衛生社	常盤台四丁目11番116号	63-4483	11台	32.60kl
(株)光衛生社	花巻市豊沢町8番75号	23-3034	8台	26.00kl
みちのく環境衛生(株)	和賀町岩崎26地割24番地	73-5602	4台	14.60kl

3-20-4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

北上市（以下「市」という。）と一般社団法人岩手県産業廃棄物協会中部支部（以下「協会支部」という。）とは、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、市が協会支部に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害時において、建物の損壊等によって発生するがれき「木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等。ただし、解体によるものを除く。」並びに一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみの廃棄物をいう。

（協力内容）

第3条 協会支部は、災害時に災害時に市から次の各号に定める事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について要請があった場合、必要な要員、車両、資材及び機材等を調達に関し、可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前3号の実施に関し必要な事項

（協力方法）

第4条 市は、協会支部に対し協力を要請するときは、文書に要請するものとする。ただし、緊急で文書により難しい場合は、口頭で要請したと、速やかに文書で要請するものとする。

- 2 協会支部は、前項の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状態等（以下、「協会員の状態等」という。）について、市に対して連絡するものとする。
- 3 市は、第1項の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう、協会支部に対し市内の被災、復旧の状態等必要な情報を提供するものとする。

（廃棄物処理の実施）

第5条 災害時における廃棄物等の処理の実施については、市と協会員とが個別に協議することとする。

（状況等の情報提供）

第6条 協会支部は、協会員の状態等の情報について、毎年1回しに提供するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、市は必要に応じて、協会員の状態等の情報について協会支部に提供を求めることができる。
- 3 協会支部は、災害廃棄物の処理等が円滑に実施できるよう、実施体制及び情報の収集伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては生活環境部環境政策課、協会支部においては協会支部事務局とする。

（有効期間）

3-20-4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、市又は協会支部のいずれかが文書による申し出がない限り継続する。

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、市及び協会支部が協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者が記名して、それぞれの1通を保有するものとする。

平成29年4月14日

住所 岩手県北上市芳町1番1号

氏名 北上市

北上市長 高橋 敏彦

住所 岩手県北上市常盤台四丁目11番116号

氏名 一般社団法人岩手県産業廃棄物協会中部支部

支部長 小原 研

3-20-5 一般廃棄物処理施設（し尿処理）

北上地区広域行政組合	成田23地割55番地1	68-2203	処理能力 1日250k1
------------	-------------	---------	-----------------

3-20-6 障害物除去機械保有業者一覧表

3-20-6 障害物除去機械保有業者一覧表

団体名又は商号	所在地	電話	ブルドーザー	ショベル系掘削機	トラクターショベル	自走式クレーン	ダンプカートラック類
旭ボーリング(株)	鬼柳町都鳥186番地1	71-5061				1	17
イリヤマ(株)	大通り一丁目4番19号	65-4300	2	10	3		12
岩建工業(株)	堤ヶ丘一丁目7番1号	63-2123		2			4
岩手基礎工業(株)	流通センター1番34	68-2181		4		4	2
岩手建設工業(株)	常盤台二丁目9番4号	65-1616	6	9		1	11
(株)岩手日建工業	鬼柳町満屋103番1	67-5521		5		1	13
(株)小田島組	和賀町堅川目1-33-137	63-5006	4	8			3
小田島建設(株)	和賀町堅川目1-33-21	73-6388	2	8		2	2
(株)小田島工業	和賀町岩崎27番95	73-7721	3	8	3		7
(株)小原建設	材崎野15地割312番8	66-3125	3	16	3	1	4
(株)菊池建設工業	新穀町一丁目5-40	63-5532	5	9			3
(株)木戸口工務店	二子町築館38番地1	66-2722		6		3	4
(有)斎藤建設	飯豊19地割101	68-3121	1	4		1	2
(株)佐藤組	相去町旧館沢20番1	67-5555	3	3	1		2
鈴木建設(株)	北鬼柳33地割50番4	64-5110	1	3	2	1	5
(株)誠和建設	川岸一丁目15番37号	64-4218	2	1	1		3
(有)高孝建設	和賀町藤根17地割73	73-7286		1			2
高橋建設(株)	本石町二丁目4番20	65-2131	5	12	3		15
千田工業(株)	九年橋一丁目10番29号	63-3207		1		1	
(株)千葉重機	和賀町藤根13-244-1	73-5806	10	25	3	3	19
中央建設(株)	堤ヶ丘二丁目9番50号	64-1492	2	9	1		6
(株)都鳥組	鬼柳町都鳥121番地3	63-2187		2		1	1
(株)フジネ建設	和賀町藤根17-75-2	73-5325		2		1	1
(株)ホクセイ建設	鬼柳町柳上129番地1	67-1781	1	7	1	1	4
北海建設工業(株)	鍛冶町三丁目5番14号	63-7855		4		1	4
松井建設(株)	常盤台二丁目13番32号	63-3998	2	6	1	1	2
(有)丸恭工務店	村崎野24地割20番13	66-5244	1	21		1	10
(株)八重庄建設	藤沢17地割127番地1	63-5588		7		1	7
(株)和賀開発	和賀町横川目36地割26	72-3250	3	7	2		10

3-26-1 災害時電力設備復旧に関する協定

岩手県北上市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社花北営業所（以下「乙」という。）は、電力設備災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災情報の収集と提供等に関して緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより、住民生活の早期安定と住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し電力設備に被害が認められる場合、その復旧を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次のことについて相互に情報を提供し合うものとする。

（1）甲から乙に対する情報の提供

- ア 災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

（2）乙から甲に対する情報の提供

- ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 電力設備の停電、被害状況（停電地域、停電戸数、停電発生時間等）及び復旧状況
- ウ 甲が管理する施設等の被害状況（道路損壊、崖崩れ、倒木等）
- エ その他必要と思われる情報

2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。

3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部からの要請を待つことなく、災害情報の収集・伝達、各種調整等を図るための社員を災害対策本部に派遣することができるものとする。

4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要に応じ打合せを行い、相互の意思疎通を図っておくものとする。

（電力設備復旧に対する協力）

第4条 乙は、災害による電力設備の復旧を図ることを目的として、甲に対し、復旧作業応援隊本部、駐車場、資材置場としての用地の使用について協力を要請することができるものとする。

具体的な場所については、電力設備災害復旧に関する協定書覚書による。

2 乙が上記用地を使用した後は、乙の負担にて原状回復をする。

（交通支障物の除去）

3-26-1 災害時電力設備復旧に関する協定

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるとともに、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものとする。

(電力復旧の優先)

第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧に当たり、乙が所有する電源車等の使用による電力復旧については、乙の判断によるものとする。

(広報)

第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報誌などによる、広報掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、美時災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次の内容の広報を要請することができるものとする。

- (1) 感電事故の防止
- (2) 漏電による火災の防止
- (3) 電力設備の被害情報の提供
- (4) 停電及び復旧状況に関する情報の提供

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の実施に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲ならびに乙は記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年9月10日

- 甲 岩手県北上市
北上市長 伊藤 彬
- 乙 岩手県北上市本通り4丁目11番12号
東北電力株式会社花北営業所
所長 齋藤 幹治

3—26—2 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

3—26—2 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と社団法人岩手県電業協会北上市支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して電気設備の応急復旧の応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し応援を要請した時に発動するものとする。

（応援要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により要請を行い、事後、書面を提出することができるものとする。

- (1) 災害等が発生した場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急復旧の応援内容
- (4) 必要な資機材及び人員
- (5) 応援が必要な期間
- (6) 現場における甲の指揮者
- (7) その他応援に関して参考となる事項

（要請への協力）

第5条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、甲が負担する。
2 前項に規定する費用は、災害発生前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の提供等）

第7条 甲は、応急復旧が迅速かつ的確に実施されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、市内災害時直後の電気設備の損害、道路の陥没又は断水等の被災状況について、乙の会員及び所属員が現場を発見した場合は、甲への情報提供するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定は、平成21年5月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年5月1日

甲 北上市
北上市長 伊藤 彬

乙 岩手県北上市里分2地割165番
社団法人岩手県電業協会北上支部
支部長 高橋 寛

3-26-3 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

3-26-3 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と社団法人岩手県高圧ガス保安協会北上支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市地内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して避難所や仮設住宅等のプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機（以下「プロパンガス等」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時において、プロパンガス等の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その調達の協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合は、乙は甲に対しプロパンガス等の調達に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲が乙に対し要請をする場合は、次に掲げる事項を明示した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又は口頭をもって要請し、事後書面を提出するものとする。

（1）プロパンガス等の品名及び数量

（2）プロパンガス等の供給日時及び場所

（3）その他必要な事項

（要請への措置）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がプロパンガス等の調達に要した費用及びその他の必要経費については、甲が負担するものとする。

（プロパンガス等の価格）

第6条 乙が甲に供給したプロパンガス等の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（事故報告）

第7条 乙は、プロパンガス等の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第8条 乙が、プロパンガス等の輸送中に、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

（状況報告）

第9条 甲は、この協定に基づく要請が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有するプロパンガス等の数量等の状況について、報告を求めることができる。

(被災した市町村への応援)

第10条 甲が被災した他の市町村に対するプロパンガス等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、北上市企画部消防防災課、乙においては、社団法人岩手県高圧ガス保安協会北上支部事務局とする。

(疑義事項の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第13条 この協定は、平成20年6月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年6月1日

甲 北上市
北上市長 伊藤 彬

乙 岩手県北上市青柳町二丁目1番8号
社団法人岩手県高圧ガス保安協会北上支部
支部長 笠井政雄

3-26-4 災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書

3-26-4 災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書

災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩手県建設業協会北上支部（以下「乙」という。）及び北上市建設業協会（以下「丙」という。）は、北上市に災害が発生した場合における北上市地域防災計画に基づく災害応急対策業務の用に供するための労務、機械、機材及び資材等（以下「労務資機材等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1 この協定は、北上市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に対して乙及び丙が行う労務資機材等の供給について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他の自然現象、大規模な事故等をする。

（要請）

第3 甲は、北上市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めたときは、乙及び丙に対し、労務資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、労務資機材等供給要請書（別紙様式）を提出して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（供給）

第4 乙及び丙は、甲から第3の要請を受けたときは、その所管する労務資機材等の範囲内において、速やかに供給を行うものとする。

2 労務を供給する際の方法は、請負を原則とする。

（費用）

第5 乙及び丙による労務資機材等の供給に係る費用については、甲が負担するものとし、代金及び支払いの方法等については、事後に甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（連絡窓口）

第6 甲、乙及び丙は、この協定締結後速やかに災害発生時の連絡責任者及び連絡先をそれぞれ連絡するものとし、変更があった場合も同様とする。

（協議）

第7 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8 この協定は、平成27年9月1日から適用する。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年9月1日

3-26-4 災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書

甲 北上市

代表者 北上市長 高 橋 敏 彦

乙 一般社団法人岩手県建設業協会北上支部

代表者 支部長 小 原 志 朗

丙 北上市建設業協会

代表者 会 長 小田島 秀 一

3-26-4 災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書

別紙様式（第3関係）

年 月 日

様

北上市長

労務資機材等供給要請書

災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書第3の規定により、次のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 要請する労務資機材等

項目（種類）	数量	対応内容	備考

3 その他

4 災害復旧・復興計画

4-2 生活の安定確保計画

4-2-1 災害復興住宅資金

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設資金</p> <p>(1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合</p> <p>(3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>1 建設資金 1,460万円</p> <p>2 整地資金 390万円</p> <p>3 土地取得資金 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。）</p> <p>2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金</p> <p>(1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,430万円</p> <p>2 中古住宅購入資金</p> <p>(1) リ・ユース[®]ラス住宅、リ・ユース[®]ラスマンション 2,430万円</p> <p>(2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,130万円</p> <p>※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。）</p> <p>2 返済期間</p> <p>(1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内</p> <p>(2) 中古住宅購入 リ・ユース[®]ラス住宅、リ・ユース[®]ラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修等資金</p> <p>(1) 補修資金 住宅に10万円以上の被害が生じ、罹災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合</p> <p>(3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金 640万円</p> <p>2 引方移転資金 390万円</p> <p>3 整地資金 390万円</p> <p>※ 2と3をあわせて利用する場合は、合計で390万円が限度</p>	<p>1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。）</p> <p>2 返済期間 20年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

4-2-2 生活福祉資金

4-2-2 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	福祉資金福祉費（災害援護資金）	1世帯 150万円以内	1 据置期間 6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。） 4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。） 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1世帯 250万円以内	

4-2-3 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1) = 1 + 2 350万円 (2) = 1 + 3 270万円 (3) = 1 + 4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流出 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

5 附属資料

5-1-1 地震被害想定調査結果（平成9年度実施：岩手県）

1 想定手法

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

岩手県全域を対象に想定地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
ア) 想定地震の設定	
イ) 地盤状況の把握	全県500mメッシュ単位で表示
ウ) 地震動の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示
エ) 液状化危険度の想定	
オ) 急傾斜地崩壊危険度の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
カ) 建築物被害の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示
キ) 火災被害の想定	市町村単位で表示
ク) 人的被害の想定	
ケ) 道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
コ) 橋梁被害の想定	該当箇所及び路線で表示

(2) 想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行い、次のとおり定めることとした。

対象地震 パラメータ	内陸直下型地震		海溝型地震		
	【地震1(A、B)】 北上低地西縁断層群 北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層群 南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震 をもとにした地震	【地震4】 岩手県沿岸部の空白域 を考慮した地震	
断層の 原点	北緯(°)	39.64	39.35	41.80	39.50
	東経(°)	141.13	140.99	143.04	144.00
	深さ(km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード	M7.4	M7.3	M7.9	M8.0	
破壊形式	断層面下端から同心 円状に破壊 (1A)南側から破壊 (1B)北側から破壊	断層面下端南側から 円心円状に破壊	断層面上端中央か ら円心円状に破壊	断層面上端中央から円 心円状に破壊	

(3) 地盤状況の把握

地盤状況の把握は、基準地域メッシュごとの表層地質や地形データが整えられている「国土数値情報（国土地理院）」をもとに、地震動の想定に必要な微地形分類及び液状化の想定に必要な微地形分類を行った。

5-1-1 地震被害想定調査結果（平成9年度実施：岩手県）

(4) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

震源断層を一定の大きさの小領域に分割し、破壊開始点から次々に破壊が進行するにつれて、各小領域から到達する地震動の強さを足し合わせるにより評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均S波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤加速度と掛け合わせるにより、地震動の想定に必要な地表加速度及び液状化の想定に必要な地表速度を算定した。また震度については、地表最大加速度との経験式から求められた。

(5) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表速度から液状化危険度を評価した。

(6) 急傾斜地崩壊危険度の想定

急傾斜地崩壊危険度の想定は、県内の急傾斜地崩壊危険箇所について、形状や地形地質等を考慮して判定した各斜面がもつ平常時の危険度に、地震時に加わる地震力（震度）を加味し、被害危険度を相対的に評価した。

(7) 建築物被害の想定

建築物被害の想定は、住宅統計や国勢調査等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造ごとに、建物に加わる地震力と建物の強度・耐力とを比較し、被害の判定基準に基づき、地震動による被害を算出した。

また、液状化危険度の高い地域については、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果をもとに、液状化による被害を算出し、地震動による被害と液状化による被害とを比較し、その大きい方を採用した。

(8) 火災被害の想定

火災被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害率をもとに算出した出火危険率に、火災の発生した季節、時間帯といった前提条件を設定して出火点数を算出し、さらに消防活動による消火や風による影響等を考慮して焼失棟数を算出した。

(9) 人的被害の想定

人的被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害棟数及び火災被害の想定で得られた建物の焼失棟数に、時間帯や時代といった前提条件を設定して死者数を算出し、その死者数から経験式をもとに負傷者数を算出した。

また、罹災者数については、大破又は焼失した建物に住む住民数を算出した。

(10) 道路被害の想定

道路被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）を対象に、地震力（震度ランク）と道路橋示方書にいう地盤種（1～4種）とをもとにした被害率を設定し、路線ごとに被害箇所数を算出した。

(11) 橋梁被害の想定

5-1-1 地震被害想定調査結果（平成9年度実施：岩手県）

橋梁被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）に架かる橋梁のうち、橋長15m以上のものを対象に、上部構造の落下に重点を置いた橋梁の耐震性判定のための評価値を用いて各項目ごとに該当する重み係数を求め、それらの積を評価点として、橋梁ごとに危険度を判定した。

2 想定結果

各想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定地震		【地震1】		【地震2】	【地震3】	【地震4】
		北上低地西縁断層群北部地震		北上低地西縁断層群南部地震	十勝沖地震	三陸沖空白域地震
		A(南側から破壊)	B(北側から破壊)			
主な被害想定項目		M=7.4		M=7.3	M=7.9	M=8.0
1 地震動	最大震度	震度6弱		震度6弱	震度5強	震度5強
	最大震度を示した地域	滝沢村～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	胆沢町～ 花巻市	種市町～ 岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市
2 建築物被害	大破壊	5, 313棟	1, 559棟	1, 763棟	11棟	183棟
〔現況棟数：686, 116棟〕						
3 火災被害	炎上出火	19点	1点	4点	—	—
	延焼出火	13点	点	1点	—	—
	消失棟数	164棟	1棟	19棟	—	—
〔現況棟数：686, 116棟〕						
4 人的被害 (冬・夕方)	死者数	97人	6人	11人	—	—
	負傷者数	1, 484人	230人	350人	—	—
	罹災世帯数	3, 607世帯	1, 084世帯	1, 137世帯	7世帯	103世帯
	罹災者数	10, 947人	3, 568人	3, 745人	21人	319人
〔世帯数：453, 722世帯〕						
5 急傾斜地崩壊	危険度 大	53箇所	52箇所	49箇所	12箇所	115箇所
〔危険箇所：6, 959箇所〕						
6 道路被害	被害箇所	53箇所	67箇所	62箇所	29箇所	74箇所
(対象路線延長：3, 310km)						
7 橋梁被害	危険度 大	5箇所	7箇所	3箇所	—	—
(対象橋梁数：1, 201箇所)						

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

1 津波の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県沿岸域を対象に想定津波発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①浸水予測	津波浸水予測図（全体図、市町村図、地区別図） 全沿岸域を40mメッシュ単位で表示
②建物被害の想定	全沿岸域を400mメッシュ単位及び市町村単位で表示
③人的被害の想定	
④道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
⑤ライフライン被害の想定	該当箇所及び市町村単位で表示

(2) 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとした。

パラメータ		明治三陸地震津波 (1896年)	昭和三陸地震津波 (1933年)	想定宮城県沖連動地震津波		
				領域A1	領域A2	領域B
断層の原点	北緯(°)	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経(°)	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
	深さ(km)	0	1	26	26	14
気象庁マグニチュード (モーメントマグニチュード)		8 1/2*	8.1	(8.0)		

※理科年表によるマグニチュードである。

(3) 浸水予測

浸水予測については、現況の地形、構造物、土地利用を反映した地形モデルを作成し、波源から沿岸までについては線形長波方程式、沿岸から陸上（遡上）までについては非線形長波方程式を基礎式として、津波の浸水予測計算を行った。

3つの想定津波ごとに、津波防災施設の効果がある場合と効果がない場合について計算を行い、予測された浸水域を、浸水深、津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高なども併せて、市町村ごとに津波浸水予測図として整理した。

(4) 建物被害の想定

建物被害の想定は、都市計画図や森林基本図、家屋に関する概要調査等の資料を参考にして、木造建物と非木造建物の棟数を40mメッシュごとに推定し、過去の調査結果から得られている浸水深と建物の被害区分の関係に基づいて、木造・非木造別の建物被害を算出した。

(5) 人的被害の想定

人的被害の想定は、季節や避難時間などの前提条件を設定した上、過去の災害から得られている建物被害率と人的被害の関係式に、津波避難に関する普及啓発効果や時間帯による補正係数を掛け合わせて、死者数、重傷者数、中等傷者数を算出した。

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

(6) 道路被害の想定

道路被害の想定は、津波浸水域と道路を重ね合わせ、浸水する道路を抽出した。交差点から交差点までの区間を単位とし、その一部でも浸水すると判定される場合は、漂流物等により使用困難と考え、使用困難となる延長を算定した。

また、緊急輸送道路に着目し、津波で浸水するおそれのある区間を抽出した。

(7) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の施設について、管内図、計画平面図、地形図を利用して位置を調査し、拠点施設の位置と浸水域を重ね合わせ、浸水するおそれのあるライフライン拠点施設を抽出した。

2 想定結果

各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

被害想定項目		想定津波	明治三陸地震津波	昭和三陸地震津波	想定宮城県沖連動地震津波
1 浸水予測	最大遡上高		31.2m (大船渡市綾里白浜)	21.0m (大船渡市綾里白浜)	10.8m (大船渡市吉浜)
	第1波最短到達時間		およそ26分後 (宮古市姉吉)	およそ31分後 (宮古市姉吉)	およそ25分後 (宮古市姉吉、山田町小谷鳥、釜石市佐須)
2 建物被害	床上（全壊）		約6,700～17,600棟	約1,800～6,800棟	約1,300～4,300棟
	床上（半壊）		約3,800～6,600棟	約1,400～6,300棟	約2,200～5,600棟
	床上（軽微）		約2,900～3,300棟	約1,400～3,900棟	約2,400～3,800棟
	床下浸水		約2,000～2,300棟	約1,700～2,200棟	約1,700～2,200棟
3 人的被害	死者数		約160～1,300名	少数～約200名	約110～1,000名
	重傷者数		約90～800名	少数～約200名	約50～630名
	中等傷者数		約200～2,000名	少数～約400名	約120～1,500名
4 道路被害	使用困難道路延長		約270～370km	約170～370km	約180～270km
	緊急輸送道路浸水地区数		28～31地区	16～28地区	17～21地区
5 ライフライン被害	上水道浄水場		3～5箇所	0～2箇所	0～1箇所
	上水道ポンプ場		2～3箇所	1～2箇所	1箇所
	下水処理場		19～22箇所	14～17箇所	13～15箇所
	浸水するライフライン拠点数		1箇所	1箇所	1箇所
	変電所		0箇所	0箇所	0箇所
	電話交換施設		3～10箇所	0～4箇所	2～4箇所

○ 本調査結果は沿岸全域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示した。

○ 避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

3 地震災害の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定宮城県沖連動地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
------	-----------

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

①地震動の想定	全県500mメッシュ単位で表示
②液状化危険度の想定	
③建物被害の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示
④人的被害の想定	市町村単位で表示
⑤道路被害の想定	該当箇所を表示
⑥急傾斜地崩壊の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
⑦地震火災の想定	全県500mメッシュ単位で表示
⑧ライフライン被害の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示

(2) 想定地震の設定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとした。

パラメータ		想定宮城県沖連動地震津波		
		領域A1	領域A2	領域B
断層の原点	北緯 (°)	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	26	26	14
断層の長さ (km)		36	40	133
断層の幅 (km)		64	36	49
断層の走向 (°)		200	200	205
断層の傾斜 (°)		21	21	12
モーメントマグニチュード		8.0		

(3) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係を用いて評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均S波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定した。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めた。

(4) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価した。

(5) 建物被害の想定

建物被害の想定は、住宅統計や家屋に関する概要調査報告等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造別、建築年代別ごとに、過去の経験から得ら

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

れている地震動の大きさと被害率の関係から、被害を算定した。

また、液状化危険度の想定結果をもとに、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果から液状化による被害を算出した。

(6) 人的被害の想定

人的被害の想定は、国勢調査や住宅・土地統計調査等の資料から、各メッシュにおける設定時間帯ごとの人口を推定し、過去の地震災害から導かれた建物被害と死者数、重軽傷者数、要救出者数、避難者数の関係式を用いて、それぞれの被害を算出した。

(7) 道路被害の想定

道路被害の想定は、緊急輸送道路上の施設のうち、防災上の未対策と考えられる施設を対象に、震度と液状化可能性および道路橋示方書の準拠年次から被災危険度ランクを設定し、箇所ごとに示した。

(8) 急傾斜地崩壊の想定

急傾斜地崩壊の想定は、保全人家のある急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、地震時の崩壊要因と考えられる項目の点検結果から崩壊危険度の第一次判定を行い、さらに危険箇所の位置するメッシュで予測された震度から、各危険箇所の崩壊危険度を評価した。

(9) 地震火災の想定

地震火災の想定は、木造建物からの出火を対象に、季節と時間帯を設定し、建物全壊率と出火率および初期消火率の過去の経験式に基づいて出火件数を算出した。

(10) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、都市ガスを対象として、過去の地震における被災事例より導かれた、地震動の大きさに対する標準的な埋設管の被害率に、管種・管径及び液状化についての補正を行い、市町村別に被害箇所数を算出した。

4 想定結果

想定宮城県沖連動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖連動地震	
地震動	最大震度	6弱	
	最大震度を示した地域	大船渡市、陸前高田市、一関市花泉町及び川崎町、藤沢町	
建物被害	木造全壊棟数	251棟	
	RC造大破棟数	12棟	
	S造全壊棟数	26棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	7人	10人
	重傷者数	124人	103人
	軽傷者数	2,589人	2,134人
道路被害	橋梁被災危険度B	1箇所	
	橋梁被災危険度C	24箇所	
急傾斜地崩壊	崩壊危険度 高	80箇所	
地震火災		0件	
ライフライン被害	被害箇所	水道	都市ガス
		546箇所	21箇所

5-1-3 北上市業務継続計画

5-1-3 北上市業務継続計画

※ 北上市業務継続計画のページ番号については、地域防災計画のページ番号ではなく業務継続計画のページ番号が記載されています。

北上市業務継続計画

平成 31 年 3 月

目次

1	業務継続計画とは	1
2	非常時優先業務とは	1
3	業務継続計画策定の効果	2
4	業務継続計画の特に重要な6要素	3
(1)	市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体	4
ア	市長の職務代行の順位	4
イ	参集体制	4
(2)	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	6
(3)	電気、水、食料等の確保	7
ア	電気	7
イ	水、食料	7
(4)	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	10
ア	災害対策本部内で情報共有するための通信手段	10
イ	市民等へ情報を発信するための通信手段	11
(5)	重要な行政データのバックアップ	13
ア	重要な行政データとは	13
イ	重要な行政データのバックアップ状況	14
(6)	非常時優先業務の整理	15
5	業務継続計画の継続的改善	17

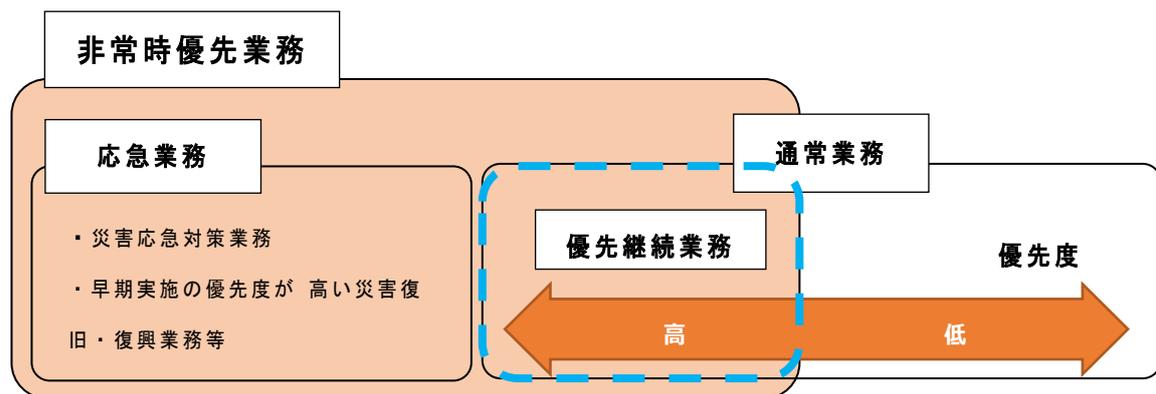
1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、利用できる資源（人、物、情報）等に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定め、大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的として策定される計画のことである。

防災対策を定めた計画として地域防災計画や各種の災害対応マニュアル等があるが、業務継続計画はこれらを補完し、又は、行政自らが被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものとする。

2 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは災害発生時に優先して実施する業務のことを指す。災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等である応急業務と通常業務のうち、業務継続の優先度が高い業務（優先継続業務）を合わせて非常時優先業務と呼ぶ。



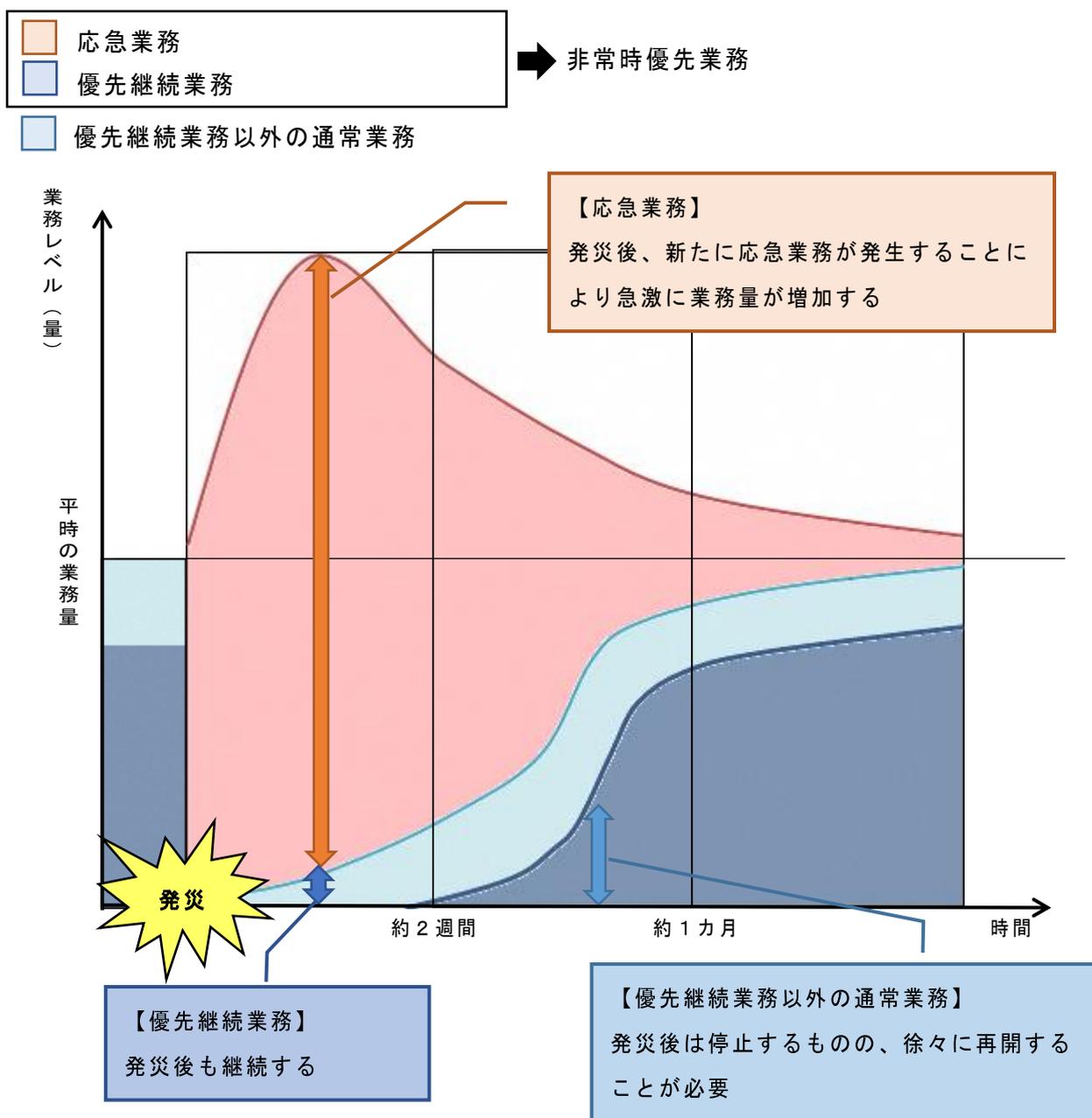
非常時優先業務のイメージ図

3 業務継続計画策定の効果

災害発生時には業務量が急激に増加するが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになることが期待される。

発災後に行政が実施する業務の推移



4 業務継続計画の特に重要な6要素 参考：内閣府 市町村のための業務継続計画策定ガイド

業務継続計画に必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。これらの6要素についてあらかじめ定めておくものとする。

6要素	内容
(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	<p>市長不在時に市長の職務を代行するものを定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	<p>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	<p>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	<p>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	<p>業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	<p>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

ア 市長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	企画部長	財務部長

< 根拠法令等 >

北上市災害対策本部条例第2条第2項、北上市災害対策本部規程第2条第3項

イ 参集体制

災害時における災害対策本部、避難所担当職の配備体制は以下のとおり。

【災害対策本部】

本部の配備体制は、警戒配備体制、非常配備体制の2体制とし、配備基準等については以下のとおり。

配備体制	配備基準	配備人員
警戒配備体制	1 次の情報のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 (1) 気象警報 (2) 洪水警報 (3) その他台風の接近等に伴う、災害に関する関係機関からの通知・助言 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 3 市内に震度5強の地震が発生したとき。 4 その他本部長が特に必要と認めたとき。	以下の課等の長及び各部長が指名したもの（警戒配備時の参集基準表による） 政策企画課、総務課、都市プロモーション課、財政課、福祉課、農林企画課、環境政策課、道路環境課、下水道課、消防防災課、会計課、総務課（教育部）
非常配備体制	1 大規模災害が発生したとき。 2 本部すべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があるとき。 3 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が特に必要と認めたとき。	全ての職員

※各部の人員については各部・課で調整する。また、災害対策本部長の判断により、動員範囲を縮小して警戒配備体制に当たらせることがある。

< 根拠法令等 >

北上市災害対策本部規程第7条

【避難所担当職員】

本部長は、災害発生時に迅速に避難所を開設し避難者を受入れることができるよう、避難所担当職員を配置する。

配備基準	配備人員
1 災害警戒本部又は災害対策本部の配備指令があったとき。 2 災害対策本部警戒配備に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識したとき。	毎年度、企画部長が指名する。 ※避難所が長期化した場合、避難所運営マニュアルに定める避難所の担当課に避難所の業務、人員配備等を引き継ぐ。

< 根拠法令等 >

北上市地域防災計画（P92）

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

【代替庁舎】

施設名		市民交流プラザ
住所		新穀町一丁目 4-1
建築年		H12
事務機器等 附帯設備・	非常用発電機	×
	通信機器	×
	情報システム	×
	水・食料、トイレ等	×
	事務機器・備品	○
本庁舎と同時被災の可能性のある災害		地震

北上市災害対策本部設置マニュアルにおいて、災害対策本部は①本庁舎 2 階庁議室、②本庁舎 5 階第 1・2・3 会議室、③北上消防署のいずれかに設置することとなっているが、本庁舎が被害を受け使用不能となった場合は、災害対策本部については、③北上消防署に設置することが想定される。

非常時優先業務を行う代替庁舎については、避難所に指定されている施設を除いた中から移動距離等を勘案し、ツインモールプラザ東館にある市民交流プラザを代替庁舎に選定した。当施設は非常用発電機や通信機器といった設備を備えていないため、今後はこれらの設備の設置と必要量について検討する必要がある。

(3) 電気、水、食料等の確保

ア 電気

北上市役所本庁舎では自家用発電機を備えており、その発電能力等は次のとおり。

時間帯	動力	電力供給先	稼働時間
日中	太陽光発電電力	①本庁舎2階庁議室	発電状況による
夜間	蓄電池（容量320KWh）	②本庁舎5階会議室1，2，3会議室	概ね3日～5日

また、電力の供給が追いつかない場合は、下記の可搬式発電機を稼働させ、発電機の数量が不足する場合は、各種災害協定に基づき、発電機等を確保する。

【可搬式発電機の備蓄状況】

倉庫名	台数	発電機内訳	定格出力	必要燃料及び稼働時間		燃料備蓄
				燃料	時間	
備蓄倉庫 本庁舎	5台	SUBARU SGI25（4台）	2.5kVA	ガソリン 約10ℓ	約7時間	・燃料備蓄はなし ・不足時は岩手県石油商業協同組合北上支部の災害協定に基づき、燃料を確保する
		三菱 MGC900GB（1台）	100V-850VA	カセットガス2本	約1時間	
（北上消防署） 柳原備蓄倉庫	6台	SUBARU SGI25（1台）	2.5kVA	ガソリン 約10ℓ	約7時間	
		HONDA EX900（3台）	100V-750VA	ガソリン 約3ℓ	約3.5時間	
		三菱 MGC900GB（1台）	100V-850VA	カセットガス2本	約1時間	
		ヤマハ EF2800ISE（1台）	2.8kVA	ガソリン 約12ℓ	約7.6時間	
		SUBARU SGI25s（1台）	2.5kVA	ガソリン 約10.8ℓ	約7.6時間	

イ 水、食料

東日本大震災時に岩手県では給水活動は発災後3日目から展開できていること、また、飲料水は2日分の備蓄を行っていることから、北上市備蓄計画において職員人数を600人と想定し、保存水（飲料水用）、アルファ米等を2日分備蓄している。

ただし、災害時は職員用の備蓄品も避難者等に優先的に提供することも想定されることから、職員は原則必要物資を持参し参集するものとする。

市で備蓄している職員への食料及び飲料水等は以下のとおり。

5-1-3 北上市業務継続計画

今後、北上市備蓄計画において保存水(その他用)、携帯トイレ等について計画的に備蓄量を増やしていく。

品名	規格	備蓄量	期限	考え方
保存水 (飲料水用)	500ml / 1本	1,200ℓ	5年	600人×1ℓ×2日分=1,200ℓ 農林水産省の「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」の記載に準じ、1人1ℓを基準に算出
保存水 (その他用)	2ℓ/1本	576ℓ ※平成 34年度 に完了予 定	5年	市で備蓄しているアルファ米の作成に必要な数量を備蓄(1袋あたり160mlの水が必要) 3,600食×160ml=576ℓ
アルファ米	100g前後/1袋 (できあがり量 260g前後)	3,600食	5年	600人×3食×2日分=3,600食
携帯トイレ	凝固剤・汚物袋 /1セット	6,000セ ット ※平成 34年度 に完了予 定	10年	内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に記載されている、1人当たりのトイレの平均的な使用回数が1日5回程度とのことから、5回分を想定する 600人×5回×2日分=6,000セット
簡易トイレ	プラスチック製	60台	なし	この60台は職員・だけでなく避難者・一般市民等との共用を想定している
ワンタッチテ ント	W1200×D1200× H1900(mm)	20張	なし	必要に応じて使用する
トイレットペ ーパー	ダブル 30m巻 1ケース12ロール 入×8袋入	19ケー ス	なし	経済産業省のホームページで1ヶ月程度のトイレットペーパーの備蓄を推奨していることから、トイレットペーパーについては一人あたり1ヶ月分を備蓄している。 1ヶ月で一人あたりが使用するロール数は3ロールとして計算する。 600人×3ロール(1ヶ月分)=1,800ロール ≒19ケース

※参考

大規模災害に備えた石油燃料類の確保及び供給に関する協定書に定められた優先確保燃料はガソリン 7,200ℓ、軽油 1,600ℓ、灯油 3,600ℓとなっている。

【電気・水・食料に係る災害協定締結先】

災害協定名	締結先	物品
災害時における支援協力に関する協定書	イオン株式会社	食料品等、イオン株式会社を取り扱っているもののうち市が緊急的に必要なもの
災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン北上営業所	発電機等、その他市が要請する物資
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	飲料水、投光器その他市が要請する物資
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社バイタルネット	飲料水、機能性食品その他供給可能なもの

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

通信手段として機器の確保状況とシステムの保有状況を記載する。

通信手段は災害対策本部内で情報共有するための通信手段と、市民等へ情報を発信するための通信手段の2つを記載する。また、災害対策本部内で情報共有するための通信手段については通信機器とシステムの2つを記載する。

ア 災害対策本部内で情報共有するための通信手段

(ア) 通信機器

機器名	台数	配備先	摘要
防災行政無線 (移動系)	基地局 3台	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎2階政策企画課事務室内(2台)(データ転送装置含む) ・北上消防署(消防防災課)(1台) 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型無線機のうち交流センターに配備しているものは、水害時に浸水想定区域内にある交流センターから水害時の1次避難所に配備するためのもの。
	半固定型 2台	<ul style="list-style-type: none"> ・江釣子庁舎(1台) ・和賀庁舎(1台) 	
	車載型 54台	<ul style="list-style-type: none"> ・政策企画課(3台) ・消防防災課(3台) ・財政課(5台) ・環境政策課(4台) ・道路環境課(8台) ・都市計画課(4台) ・下水道課(5台) ・農業振興課(1台) ・農林企画課(3台) ・第1次避難所(震災時)(17台) ・北上市総合福祉センター(1台) 	
	携帯型 12台	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境課(2台) ・下水道課(2台) ・農業振興課(1台) ・農林企画課(1台) ・消防防災課(1台) ・黒東、相去、更木、稲瀬、二子地区交流センター各(1台) 	
衛星携帯電話	5台	<ul style="list-style-type: none"> ・北上消防署(消防防災課)(2台) (岩手県貸与1台、市所有1台) 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県貸与分は市と岩手県のホットライン用。

		<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎(秘書係) (1台) ・江釣子庁舎 (1台) ・和賀庁舎 (1台) 	
災害時優先電話	19台	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎 (1台) ・和賀庁舎 (1台) ・第1次避難所(震災時) (17台) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発信専用 ・避難者等一般にも開放する。
岩手県防災行政ネットワーク(VSA T)	1セット	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎2階 (衛星電話1台、衛星FAX1台) 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県で整備したもので、管理も岩手県で行っている。

(イ) システム

システム名	内容	必要物品等
災害時職員一斉メール	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集指示や、情報共有を行うためのメールシステム。 ・課長補佐以上の職員及び避難所担当職員に登録してもらい、各種情報、指示を発信する。 	パソコン及びインターネット回線
岩手県災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県で整備したシステムで、岩手県へ災害対策本部等設置報告を行うほか、システム内にあるクロノロジー機能を使用して内部で情報を共有することができる。 	パソコン及びインターネット回線

イ 市民等へ情報を発信するための通信手段

システム名	内容	必要物品等
北上市ホームページ 北上市フェイスブック	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報についてトップページで各種災害情報が掲載される。 	パソコン及びインターネット回線
いわてモバイルメール	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県で整備した登録制のメールシステム。 ・登録者のうち北上市の情報を選択して受信する設定にしている方々に、市から災害情報が配信される。 	
災害時職員一斉メール	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集指示等に導入しているメールシステム。 ・市民の登録枠を設け、登録した方々に市からの害情報が配信される。 	
岩手県災害情報システム(Lアラート)	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県で整備したシステム。 ・岩手県への災害報告やクロノロジーの入力の他に、Lアラートというシステムに情報を載せることで各 	

5-1-3 北上市業務継続計画

	<p>マスメディアが市の情報を確認し、各局のL字放送等で配信するシステム。</p>	
緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールのアプリケーションが入っている、北上市内の携帯電話・スマートフォンに強制的に情報が配信されるシステム。 ・ドコモ・au・ソフトバンクの3者が対象となる。 	
コミュニティFM	<p>・市から割り込み放送の要請を実施した場合は放送を中断して避難所情報等が流れる。また、市内の自主防災組織等に自動起動ラジオを配布しており、Jアラートの情報が入った場合強制的に放送が中断されて配信される。</p>	<p>電話又はファックス</p>
北上ケーブルテレビ (L字放送)	<p>・北上ケーブルテレビの自主放送にL字放送を流すシステム。Jアラートと連携して気象情報等が流れるほか、専用のパソコンから手動で操作し情報を発信することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン及びインターネット回線 ・Jアラート機器
広報車	<p>・市の広報車又は消防団車両を使用し、必要に応じて市民等へ情報を発信する。</p>	<p>走行用燃料</p>

(5) 重要な行政データのバックアップ

非常時優先業務を遂行するためには、発災時においても業務で使用しているデータ・記録等を参照することが必要となる。

ア 重要な行政データとは

(ア) 地方公共団体のみが保有しているも喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ

(例)

- ・税金や水道料金等の収納状況に関する情報
- ・国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報
- ・許認可の記録・経過等の情報
- ・重要な契約・支払い等の記録の情報

(イ) 災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類

(例)

- ・住民記録
- ・外国人登録・
- ・介護受給者情報
- ・障害者情報
- ・道路その他復旧に重要なインフラ図面又はそのデータ
- ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書

5-1-3 北上市業務継続計画

イ 重要な行政データのバックアップ状況

重要な行政データのバックアップ状況については以下のとおり。

	有無			頻度	備考
	システム管理	紙媒体	計		
有	77 (84.6%)	26 (45.8%)	103 (74.1%)	毎日 (27.3%)	
				月1回 (11.5%)	
				その他 (61.2%)	
無	9 (9.9%)	22 (54.2%)	31 (22.3%)	—	
不明	5 (5.5%)	0	5 (3.6%)	—	県、国のシステムを利用しているためなど
計	91	48	139	—	

このことから、当市の重要な行政データは概ねバックアップをしていると言える。ただし、システムで管理しているデータについては、各庁舎と同時に被災しないよう、データの保存先、サーバ保管場所等の検討が今後必要となる。また、紙で管理しているデータについてはそのおよそ半数がバックアップをしていない状況であり、今後、電子化やバックアップしたデータの保管場所等について検討が必要となる。

なお、バックアップ状況が不明なデータについては国や県など他機関のシステムを利用しており、バックアップ状況が把握できないためとなっている。

(6) 非常時優先業務の整理

非常時優先業務の定義は「2 非常時優先業務とは」のとおり。

非常時優先業務の整理をするにあたり、応急業務については、北上市災害対策本部規程によるものとし、優先継続業務について整理をした。

各課で行っている業務のうち、優先継続業務に該当する業務を選定し、業務開始目標時間について優先順位を設定した。

優先順位基準の設定にあたっては、【資料1】非常時優先業務の優先順位基準表を参考とし、業務の実施可能性から選定を行うのではなく、市民生活にとって不可欠な業務は何かという必要性の観点から優先順位を設定した。

【設定をする上での視点】

- ・発災から1か月以内は必要とする資源（人、もの、情報）に限りがあるため、原則通常業務は中止とする。ただし、特に市民生活等に重大な支障を及ぼす業務についてのみ必要最小限の範囲で実施する。
- ・業務開始目標時期の設定は、社会への影響や法令違反等の有無、他の業務への影響などを考慮する。

各課等の優先継続業務は【資料2】非常時優先業務一覧（優先継続業務）のとおり。一覧に掲載した以外の業務については、停止する。

また、優先継続業務の概要については以下のとおり。

課等の名称 (全41課等)	優先継続 業務の数	優先順位				
		1	2	3	4	5
各課に共通する事務	10	9	0	0	1	0
政策企画課	10	3	0	1	2	4
総務課	16	0	0	2	8	6
都市プロモーション課	12	8	0	2	0	2
財政課	13	5	1	5	0	2
契約検査課	11	0	0	0	7	4
市民税課	8	0	0	1	2	5
資産税課	10	0	1	2	1	6
収納課	31	0	0	6	4	21
地域づくり課	20	3	0	5	4	8
生涯学習文化課	6	5	0	0	1	0
スポーツ推進課	8	3	0	0	2	3

5-1-3 北上市業務継続計画

市民課	27	0	7	8	8	4
環境政策課	25	3	8	1	3	10
国保年金課	7	0	2	3	1	1
健康増進課	14	5	1	6	1	1
福祉課	56	4	11	3	5	33
長寿介護課	73	5	10	4	19	35
農林企画課	7	2	2	1	1	1
農業振興課	27	0	5	5	0	17
商業観光課	21	1	6	1	3	10
産業雇用支援課	10	6	0	0	4	0
企業立地課・新工場立地支援室	6	0	6	0	0	0
道路環境課	17	9	1	0	1	6
都市計画課	27	7	2	5	11	2
下水道課	25	5	1	1	7	11
消防防災課	16	10	0	2	0	4
会計課	32	0	1	7	9	15
議事課	15	1	1	0	10	3
総務課(教育部)	16	0	5	3	4	4
学校教育課	16	0	0	1	9	6
子育て支援課	36	1	1	1	11	22
文化財課	9	2	0	2	0	5
西部学校給食センター	12	2	4	2	2	2
北部学校給食センター	9	4	0	0	0	5
中央学校給食センター	8	3	0	0	0	5
中央図書館	1	1	0	0	0	0
博物館	2	1	0	0	1	0
鬼の館	5	1	0	0	0	4
選挙管理委員会事務局	1	0	1	0	0	0
監査委員事務局	※各課に共通する事務分掌のみ					
農業委員会事務局	19	1	0	9	0	9
計	694	110	77	89	142	276

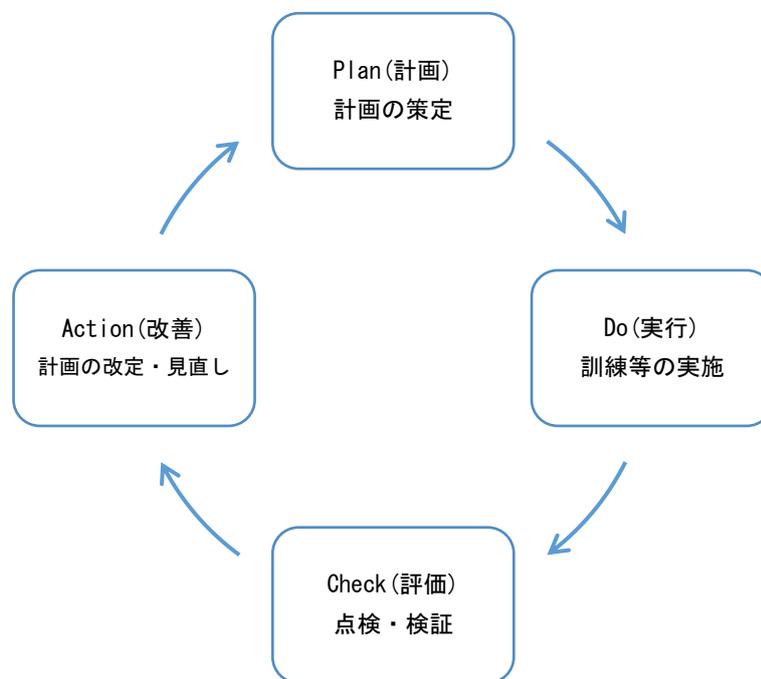
今後は、発災後から経過した時間ごとの参集可能な職員数と、非常時優先業務の必要職員数を把握し、参集可能人数との整合性がとれるか検証していく。

5 業務継続計画の継続的改善

発災時に非常時優先業務を行うためには、当計画の内容等を職員に周知させ、さらに発災時に実際に行動できるよう訓練等を実施し、実効性を高めていくことが重要である。

当計画策定後は、北上市職員災害初動マニュアルに当計画の内容を反映させ職員に対する周知を図っていくとともに、訓練等を実施し、得られた改善点を踏まえ、継続的に当計画を見直していく。

また、電気、水、食料、人員などの必要資源について随時点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成を計画的に実施する。



【資料1】非常時優先業務の優先

優先順位	業務開始目標時間	該当する業務の考え方 (発災後、業務開始目標時間内に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務)	
1	3時間以内	・初動体制の確立	・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） ・組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
		・被災状況の把握	・被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
		・救助・救急の開始	・発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） ・救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）
		・避難所の開設	・避難所の開設、運営業務
2	遅くとも1日以内	・応急活動（救助・救急以外）の開始	・短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） ・市町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） ・衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） ・遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）
		・避難生活支援の開始	・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
		・重大な行事の手続き	・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3	遅くとも3日以内	・被災者への支援の開始	・避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ・市外地域の清掃に係る業務
		・他の業務の前提となる行政機能の回復	・災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・業務システムの再開等に係る業務
4	遅くとも2週間以内	・復旧、復興に係る業務の本格化	・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） ・産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ・教育再開に係る業務 ・金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
		・窓口業務機能の回復	・最低限の窓口業務（届出受理、証明書発行等）の一部再開
5	遅くとも1カ月以内	・応急復旧業務の完了 ・その他の行政機能の回復	・窓口業務の再開範囲拡大
6	停止業務	・1カ月停止しても直ちに影響を及ぼさない業務	・中段業務再開検討（イベント等の再開）等、災害関係以外の緊急性のない通常業務